

史跡大船遺跡保存管理計画



平成27年度改訂版

函館市教育委員会

例 言

1. 本書は、北海道函館市大船町に所在する史跡大船遺跡を、文化財保護法に基づき適正に保存、活用を図るための基本方針や具体的な方法を示した保存管理計画である。
2. 本保存管理計画は、平成24年12月10日に函館市教育委員会が主体となって策定したものであるが、平成25年度から26年度にかけての北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議および文化庁、北海道教育委員会の指導を受けて改訂したものである。
3. 本計画は、史跡を取り巻く環境や社会情勢の変化等に伴い必要に応じて見直しを行うこととする。
4. 本書は、函館市教育委員会で閲覧することができる。
5. 本計画の策定にあたり、次の団体、機関等から多大なご指導と御協力を賜った。ご芳名を記し、感謝申し上げます。(順不同)
北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議、文化庁文化財部記念物課、北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課、北海道生活環境部くらし安全局文化・スポーツ課縄文世界遺産推進室、千歳市教育委員会、伊達市教育委員会、洞爺湖町教育委員会、森町教育委員会

凡 例

1. 平成16年12月1日の市町村合併(函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町)以前に記載されたもののうち、事実記載として必要な箇所については「南茅部町」または「南茅部町教育委員会」と表記した。
2. 挿図において、任意の縮率の図版にはスケールを入れた。
3. 引用文献は、各章末に記載した。参考文献等は、巻末に記載した。

目 次

第1章 沿革と目的	1
1. 計画策定の沿革	1
2. 計画の目的	2
3. 委員会の設置	2
(1) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議および実行委員会の設置	2
(2) 計画策定の体制	2
(3) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議の経過	3
(4) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会の活動	4
4. 保存管理計画策定までの経過	5
第2章 史跡大船遺跡の概要	7
1. 函館市の概要	7
(1) 自然的環境	7
(2) 社会的環境	15
(3) 歴史的環境	17
2. 指定に至る経緯	23
3. 指定地の現況	24
(1) 指定説明とその範囲	24
(2) 指定地の現況	25
(3) 公有化の状況	31
(4) 整備の状況	31
第3章 史跡大船遺跡の価値	33
1. 発掘調査の内容	33
(1) 調査の経過	33
(2) 調査の成果	34
2. 史跡の本質的価値	42
(1) 定住性を示す拠点集落	42
(2) 豊かな環境に恵まれた自然との共生	43
(3) 調査成果にみる遺跡の本質的価値	44
第4章 保存・管理	47
1. 基本方針	47
(1) 基本方針	47
(2) 現状把握	47
2. 構成要素	48
(1) 本質的価値を構成する要素	48
(2) 指定地内におけるその他の要素	48
(3) 指定地以外の周辺地域の環境を構成する諸要素	48
(4) 地区区分	51
3. 保存管理の方法	52
(1) I地区の保存管理	52
(2) II地区の保存管理	53
(3) 関係法令	53
4. 現状変更等の取扱方針および取扱基準	56
(1) 史跡指定地（I地区）における現状変更等による制限	56
(2) 史跡の景観を保護する範囲（II地区）の保存管理	56

5. 植生管理	56
(1) 植生管理	57
(2) 植栽計画	58
6. 出土遺物・調査記録の管理	61
7. モニタリングと負の影響を与える要因	61
(1) 経過観察（モニタリング）	61
(2) 負の影響を与える要因	62
第5章 整備・活用	63
1. 基本方針	63
2. 整備	63
(1) 基本構想	63
(2) 基本計画	64
(3) 整備事業	64
(4) 整備の成果と問題点	68
(5) 追加整備	73
3. 公開・活用	73
(1) 普及・啓発	73
(2) 活用の状況と課題および対応について	77
(3) 調査・研究	78
第6章 運営および体制整備	79
1. 基本方針	79
2. 体制の整備と役割分担	79
3. 体制の維持と運営	80
第7章 今後の課題	81
1. 保存管理について	81
(1) 史跡指定地（Ⅰ地区）	81
(2) 史跡の景観を保護する地区（Ⅱ地区）	81
2. 整備・活用について	82
(1) 整備	82
(2) 活用	82
3. 調査・研究について	83
(1) 竪穴住居群以外の集落を構成する要素の確認	83
(2) 外部団体等や市民との連携の促進	83
関連資料	84
1. 関係機関設置要綱	84
(1) 大船C遺跡調査検討委員会設置要綱（南茅部町）	84
(2) 史跡大船遺跡復元整備検討委員会設置要綱（函館市）	85
(3) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会設置要綱 （函館市・千歳市・伊達市・洞爺湖町教育委員会・森町）	87
(4) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議設置要綱 （北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会）	88
2. 北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書	89
附編	95
主な参考文献・関係図書	105

第1章 沿革と目的

1. 計画策定の沿革

大船遺跡が所在する南茅部地域は太平洋に面し、緑豊かな山々や多くの河川など多様な自然環境に恵まれていることから狩猟採集を基盤とした縄文文化が栄え、海岸段丘上に多くの遺跡を有している。それらは南茅部縄文遺跡群と呼ばれ、昭和38年の黒鷲遺跡の発掘調査を嚆矢として50年以上にわたり実施してきた発掘調査による出土品は400万点を優に超えており、中には国宝に指定された「中空土偶」や専門集団の存在を示唆するアスファルト塊など、我が国の歴史と文化を語るうえで貴重な考古資料も数多く発見されている。

こうした南茅部縄文遺跡群の中核となる本遺跡は、昭和59年の一般分布調査により大船C遺跡として発見・周知された埋蔵文化財包蔵地で、平成8年度に南茅部町が計画した町営墓地造成に先立ち旧南茅部町教育委員会が実施した緊急発掘調査により、大規模な集落跡であることが判明した。そのため、調査途上において町と文化庁や北海道教育委員会（以下、道教委）との協議や調整により現状保存されることになり、その後、町教育委員会が国庫補助を受けて平成9年度から11年度まで遺跡の範囲・性格を確認することを目的に詳細分布調査、平成12・13年度には遺跡主体部の内容確認調査を実施した。この間、平成10年度から設置した「大船C遺跡調査検討委員会（吉崎昌一委員長）」の指導・助言を得ながら調査、研究を進め、遺跡の範囲や調査データの精緻化により遺跡の性格や位置づけなどを把握するに至った。

それまでの調査によって縄文時代中期における竪穴住居跡をはじめ多数の遺構の検出や膨大な遺物が出土し、掘り込みが深く大型の住居が数多く存在すること、竪穴住居や土器が連続的に変遷していく過程が詳細に把握できたこと、貝塚や低湿地遺跡が確認されていない当該地域において、さまざまな動植物遺体の出土から多くの情報を得ることができるなど、遺跡の特徴や地域における拠点集落として当時の人々の生活や生業を知るうえで極めて重要な遺跡であることが明らかとなり、その保存の必要性が認められ、平成13年8月13日に国の史跡に指定された。

その後、平成15年度には国庫補助事業による史跡地内の民有地の公有化を実施し、平成16年度に策定された合併建設計画において南茅部地域が縄文文化の発信拠点の役割を担う地域と位置づけられ、合併後の平成18年3月に策定した「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」に基づき関連事業に着手した。この間、本遺跡においては平成17・18年度には史跡整備に資するための発掘調査を実施するとともに、平成17年度に設置した「史跡大船遺跡復元整備検討委員会（菊池徹夫委員長）」の指導、助言を得ながら整備に向けた事業を本格化させ、平成18年度から21年度にかけて保存整備事業を実施し平成22年3月に完了した。

一方、本遺跡の保存や整備・活用等に関する方針は、「史跡大船遺跡整備基本計画」や整備完了後に刊行した「史跡大船遺跡整備事業報告書」に示しているものの、史跡指定後直ちに公有化や整備に着手したため保存管理計画は未策定のままで、整備後における史跡の維持管理や活用には支障をきたすことが懸念された。さらに、北海道、北東北3県を中心にユネスコの世界文化遺産登録に取り組んでいる「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」が平成21年1月に世界遺産暫定一覧表に記載され、正式登録を目指すうえで構成資産の一つとして個別資産のマネジメントプランの必要性が生じるなど、本計画策定に向けた取り組みが急務となったものである。

2. 計画の目的

このような背景のもとに、史跡大船遺跡を国民共有の財産として将来にわたり良好に保全していくため、史跡を取り巻く環境や歴史および現状を整理し、史跡の本質的価値と構成要素の明確化、史跡を保存管理していくための基本方針や方法、現状変更などの取扱基準、整備および整備後の維持管理、活用等の基本的な考え方について取りまとめることを目的に保存管理計画を策定した。

3. 委員会の設置

(1) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議および実行委員会の設置

平成 24 年に策定した当初の保存管理計画は、同年に設置した史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会の指導を受けながらコンサルタント会社に委託して同時進行で策定していた史跡垣ノ島遺跡の保存管理計画を参考にしながら、市教育委員会事務局により 12 月に策定したものの、当該計画については、その後、文化庁より専門家の合議による客観的立場からの検討が不足しているとの指導を受けた。そこで道教委から、同様の計画に課題のあった北海道内の世界遺産登録を目指す他都市と共同で外部の有識者の指導を得て計画策定を進めるようにしてはとの提案があり、道教委ならびに文化庁の指導のもと、関係自治体による協議、調整を経て、平成 26 年 3 月 4 日付けで函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町教育委員会、森町の 5 市町で協定書を調印し、文化財所管課長を実行委員とする北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会（以下、実行委員会）を設置した。当実行委員会においては道内の有識者を北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議（以下、検討会議）の委員に委嘱し、平成 26 年 3 月 23 日から平成 27 年 1 月 16 日までに 4 回の北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議の開催と、平成 26 年 5 月に各史跡の視察を実施し、さまざまな課題についての検討や議論を行い、多くの指導、助言を得た。なお、第 3 回会議においては文化庁記念物課史跡部門の佐藤正知主任文化財調査官を招へいして意見をいただいている。

本会議の総括として、平成 27 年 3 月 19 日付けで検討会議から実行委員会宛に保存管理計画策定の指針となる「北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書」の提出を受け、検討会議における指導および本提言を反映させながら各自治体において計画策定に取り組んでいる。

(2) 計画策定の体制

北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議ならびに北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会に係る組織および会議出席者は次のとおりである。

ア. 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議

委員長	越田 賢一郎	(札幌国際大学教授, 考古学)
副委員長	小杉 康	(北海道大学大学院教授, 考古学)
委員	西山 徳明	(北海道大学観光学高等研究センター長, 観光学)
委員	吉田 恵介	(札幌市立大学教授, 農学, 都市および地方計画)

イ. 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会

実行委員長	阿部 千春	(函館市教育委員会生涯学習部参事3級)
副実行委員長	本間 浩一	(伊達市教育委員会噴火湾文化研究所文化課長)
同	永井 宗雄	(洞爺湖町教育委員会社会教育課長)
監事	高橋 理	(千歳市教育委員会埋蔵文化財センター長)
同	木村 哲二	(森町教育委員会社会教育課長) (平成25年度)
同	金丸 孝也	(同) (平成26年度)

ウ. 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会事務局

事務局長	福田 裕二	(函館市教育委員会生涯学習部文化財課主査)
事務局員	豊田 宏良	(千歳市教育委員会埋蔵文化財センター係長)
同	青野 友哉	(伊達市教育委員会噴火湾文化研究所文化財係長)
同	角田 隆志	(洞爺湖町教育委員会社会教育課主幹)
同	三谷 智広	(同 主事) (平成26年度)
同	阿部 泰之	(森町教育委員会社会教育課係長) (平成26年度)
同	高橋 毅	(同 主任)
同	加藤 涉	(同 主事) (平成26年度)

エ. 指導・助言機関および出席者(敬称略)

文化庁文化財部記念物課史跡部門主任文化財調査官	佐藤 正知	(平成26年度)
北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課調査グループ主幹	田中 哲郎	(平成25年度)
同	西脇 対名夫	
同	主査 藤原 秀樹	(平成26年度)
北海道生活環境部くらし安全局文化・スポーツ課縄文世界遺産推進室室長	桑田 和子	(平成26年度)
同	主幹 遠藤 浩	

(3) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議の経過

本検討会議は、次のとおり開催した。

平成26年 3月23日	第1回検討会議(札幌市)
	○検討会議委員の委嘱および委員長、副委員長の選任
	○これまでの経過と各自治体で作成中の保存管理計画の進捗状況、課題の説明
	○各遺跡の本質的価値について検討
5月2～3日	第1回委員視察および現地指導(森町鷲ノ木遺跡, 洞爺湖町入江・高砂貝塚, 伊達市北黄金貝塚)
5月8～9日	第2回委員視察および現地指導(伊達市北黄金貝塚, 洞爺湖町入江・高砂貝塚, 森町鷲ノ木遺跡, 函館市垣ノ島遺跡, 同大船遺跡)

- 5月22日 委員視察（千歳市キウス周堤墓群），第2回検討会議（千歳市）
 ○第3回視察（千歳市キウス周堤墓群）
 ○保存管理計画の構成と共通の課題について検討
 ○史跡内の諸要素への対応について検討（範囲，地形等）
 ○史跡周辺の諸要素への対応について検討（道路，建物，自然など）
 ○個別の課題について検討
- 8月1日 第3回検討会議（札幌市） 文化庁佐藤主任調査官出席
 ○保存管理計画に関する指導・助言（佐藤主任調査官）
 ○環境・景観等について検討（自然，人工物等，景観条例）
 ○整備・公開・活用について検討
 ○史跡の管理について検討（植生，モニタリングなど）
- 平成27年 1月16日 第4回検討会議（森町）
 ○保存管理計画策定に関する追加指導，総括
 ○「提言書原案」の検討
- 3月19日 検討会議委員長から実行委員会委員長へ「北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書」提出

（4）北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会の活動

検討会議を主催する実行委員会は，円滑に会議を運営開催するため次のとおり開催した。

- 平成26年 3月7日 第1回実行委員会（洞爺湖町）
 ○組織体制の協議，実行委員長，副委員長，監事，事務局長の選任
 ○平成25年度予算，事業の協議，承認
 ○検討会議委員の選任等の協議，承認
- 3月23日付 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議委員委嘱
- 5月21日 第2回実行委員会（千歳市）
 ○平成25年度事業・会計報告
 ○平成26年度事業の協議，承認
- 7月8日 実行委員会事務局会議（ワーキンググループ）（洞爺湖町）
 ○保存管理計画の構成および用語等の統一について検討
 ○今後の取り進めについて協議
- 12月15日 第3回実行委員会（東京都）
 ○第4回検討会議の開催および運営について協議
 ○今後の取り進めについて協議
- 平成27年 3月30日 第4回実行委員会（書面協議）
 ○平成26年度事業・会計報告
 ○事業実施報告書の作成について
 ○会計の精算について
 ○実行委員会の開催について
- 3月31日付 実行委員会解散

4. 保存管理計画策定までの経過

年 度	概 要
昭和59年度 (1984)	・一般分布調査により縄文時代中期・後期の遺跡として埋蔵文化財包蔵地周知資料を整備（名称：大船C遺跡）（道教委）
平成6年度 (1994)	・町営墓地の造成計画に伴い範囲確認調査を実施
平成8年度 (1996)	・町営墓地の造成に伴い面積 4,500 m ² を発掘調査 ・縄文時代中期の竪穴住居跡 92 軒，土坑 66 基のほか，集落の主体部の外側に盛土遺構を確認 ・文化庁，道教委と協議のうえ調査途中で保存を検討することとし，調査区全体を埋め戻し保存
平成9年度 (1997)	・国庫補助事業による平成 8 年度調査区周辺一帯の範囲確認調査を実施 ・32 カ所の試掘坑から遺構・遺物を検出
平成10年度 (1998)	・国庫補助事業による範囲確認調査を実施 ・51 カ所の試掘坑から遺構・遺物を検出 ・「大船C遺跡調査検討委員会」を設置し，調査検討委員会を開催
平成11年度 (1999)	・国庫補助事業による範囲確認調査を実施 ・平成 8 年度実施の調査区西側と盛土遺構中央部の調査を実施し遺構・遺物を検出 ・調査検討委員会を開催 「大船遺跡調査検討委員会中間報告書」を刊行
平成12年度 (2000)	・国庫補助事業による範囲内容確認調査を実施 ・平成 8 年度調査区西側の調査を実施し遺構・遺物を検出 ・調査検討委員会を開催 ・国へ史跡指定の申請書を提出（市） ・遺跡名称を「大船C遺跡」から「大船遺跡」に変更
平成13年度 (2001)	・国庫補助事業による範囲内容確認調査を実施 ・平成 8 年度調査区西側の調査を実施し遺構・遺物を検出 ・8 月 13 日付け官報告示により史跡指定 ・「大船遺跡調査検討委員会報告書」を刊行
平成15年度 (2003)	・国庫補助事業により，史跡指定地内における民有地の買上事業を実施して公有化を図る。併せて史跡境界杭を設置
平成17年度 (2005)	・国庫補助事業による史跡内容確認調査を実施し，遺構・遺物を検出 ・「史跡大船遺跡復元整備検討委員会」の設置，開催
平成18年度 (2006)	・国庫補助事業による史跡内容確認調査を実施し，遺構・遺物を検出 ・「史跡大船遺跡復元整備検討委員会」の開催
平成19年度 (2007)	・第一次整備工事着手 ・「史跡大船遺跡復元整備検討委員会」の開催
平成20年度 (2008)	・整備工事実施 ・「史跡大船遺跡復元整備検討委員会」の開催
平成21年度 (2009)	・整備工事完了 ・「史跡大船遺跡復元整備検討委員会」の開催
平成24年度 (2012)	・史跡大船遺跡保存管理計画を策定（函館市教育委員会（以下，市教委））
平成25年度 (2013)	・保存管理計画策定のため，函館市，千歳市，伊達市，洞爺湖町教育委員会，森町とともに北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会および北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議を設置，検討会議 1 回開催
平成26年度 (2014)	・保存管理計画策定のための検討会議 3 回，実行委員会ならびに同ワーキンググループなどの開催，27 年 3 月に検討会議委員長から実行委員長に「北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書」を提出
平成27年度 (2015)	・保存管理計画の改訂

時期区分	年代 (calBC)	千歳市 キウス周堤墓群	伊達市 北黄金貝塚	洞爺湖町 入江・高砂貝塚	森町 鷺ノ木遺跡	函館市 大船遺跡 垣ノ島遺跡	
縄文時代 草創期	13,000						
縄文時代 早期	9,000	樽前d火山灰降下					
縄文時代 前期	5,000					駒ヶ岳g火山灰降下	
縄文時代 中期	3,000						
縄文時代 後期	2,000						
縄文時代 晩期	1,000	樽前c火山灰降下					



合同で計画検討を行った史跡の位置と比較年表

第2章 史跡大船遺跡の概要

1. 函館市の概要

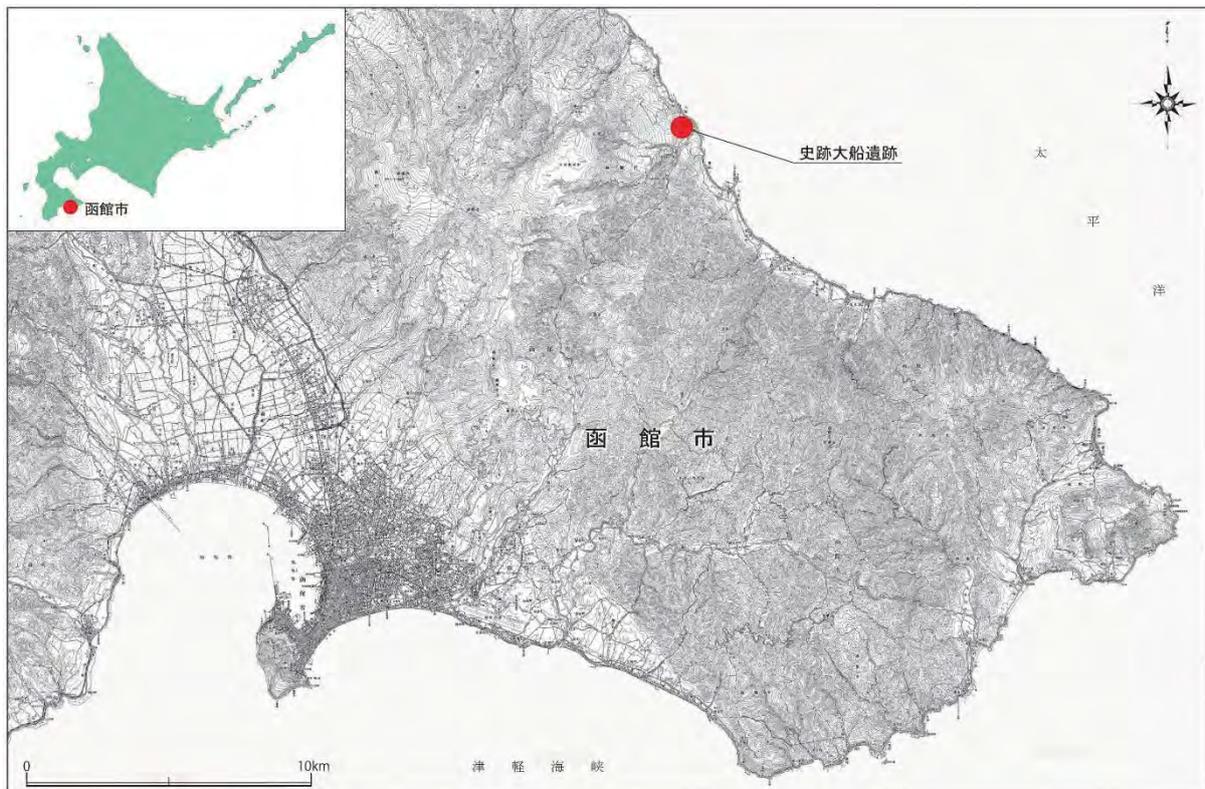
(1) 自然的環境

函館市は、平成16年12月の市町村合併後、北海道南西部の渡島半島南東半に突出した亀田半島の大部分が市域となっており、南は津軽海峡、北から東は太平洋に面している。市域の中央は亀田山地が占め、西側は函館平野が広がる。市の中心となる市街地は、津軽海峡に突出した函館山（標高334m）を軸とした扇形に広がり、市内には亀田川、松倉川、汐泊川などの二級河川をはじめ大小の河川が流れている。

ア. 大船地区の位置

史跡大船遺跡が所在する南茅部地域は、亀田半島北岸の太平洋に面しており、北海道の中では年間を通じ、気候は比較的温暖といえる。噴火湾の入り口にあたるため、暖流と寒流の接する前浜はマコブやタラ、マグロなど水産資源の豊富な地域である。

本遺跡は、南茅部地域の北寄りを流れる大舟川左岸河口付近の標高約40～50mの海岸段丘上に位置し、南側の背後には亀田山塊の一部でかつてはクリ林だったと伝えられる「栗の木山」が迫る。大舟川は現在でもサケ・マスが遡上する魚影の濃い河川である。



史跡大船遺跡の位置図

イ. 地形

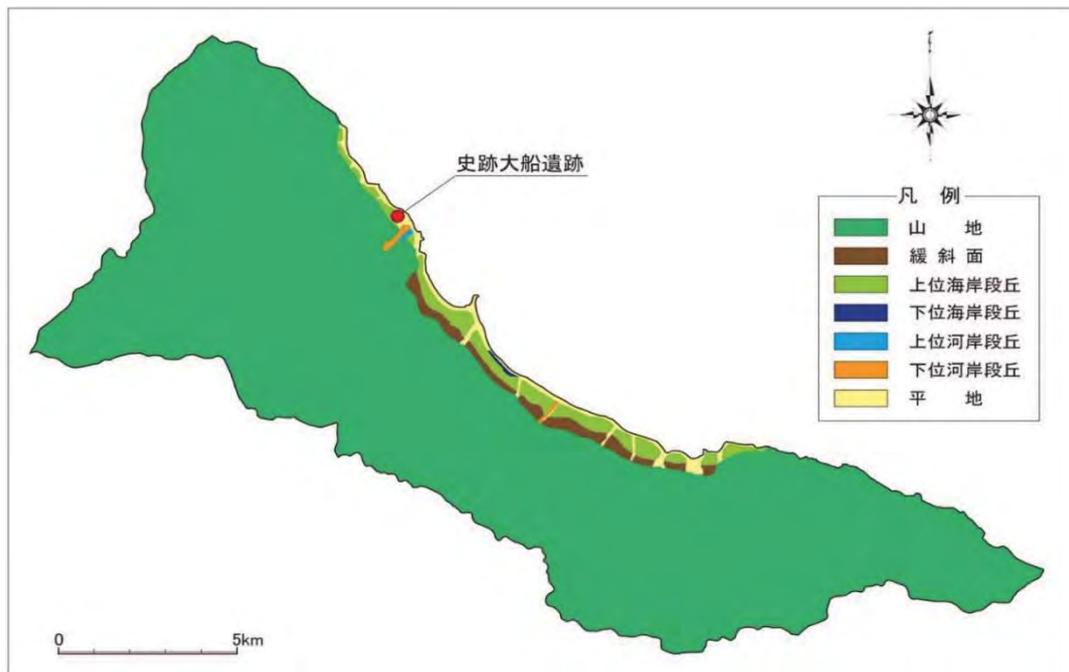
南茅部地域の地形は大きく、(ア) 山地地形、(イ) 山麓緩斜面、(ウ) 海岸段丘、(エ) 河岸段丘、(オ) 平地、(カ) 海底地形に分類することができる。(注1)

(ア) 山地地形

山地地形は南茅部地域の大部分を占めており、亀田山塊を構成する南茅部地域に属する主な山地としては、熊泊山(817.9m)、泣面山(835m)、袴腰岳(1,108.3m)、台場山(527.8m)がある。これらの山地のうち袴腰岳がわずかに1,000mを超しているだけで、これ以外の山地は500~800mの高度を示すにすぎず一般に低い山地よりなっているといえる。これら山地を刻む河川としては、北から南に中ノ川、磯谷川、ガロウ川、大舟川、垣ノ島川、精進川、川汲川、築上川、著保内川、尾札部川、八木川、見日川、ポン木直川、木直川、白井川、相泊川、滝ノ沢などがある。これらの河川はいずれも短く、もっとも長い磯谷川でさえも11km、ガロウ川-大舟川で9km、大舟川だけでは8kmを示すにすぎず、それ以外の河川はきわめて短いものである。いずれの河川も亀田山塊を水源としており、河川の浸食により起伏量は比較的大きい。

(イ) 山麓緩斜面

南茅部地域の山麓緩斜面は二種類に分けられる。一つは海岸段丘にのるものであり、他には八木川上流部に見出されるものである。海岸段丘上の山麓斜面は豊崎地区から川汲地区にかけて見出され、背後はほぼ100mを境にして急斜面となる。このうち、60m以下はきわめて平坦で、海岸段丘面を示すが、60~100mの高度の所は緩斜面をなしており、海岸段丘面と交叉している。この面はきわめて低い傾斜角を示していることから麓屑面的なものとも見ることができる。八木川上流の山麓緩斜面は傾斜も急であり崖錐であると見ることができる。



南茅部地域地形区分図

(『南茅部町史』上巻 1987より作図)

(ウ) 海岸段丘

南茅部地域の海岸段丘は、上位段丘と下位段丘に分けられる。上位段丘は大船地区から見日地区まで広く分布しているもので、標高はおおよそ 30～70m で地域的に多少高度差があるものの、一般的には北が高く、南に低くなる傾向が見出される。しかし、その大部分が 30～50m の標高を示すところから、函館市内で対比すると、リス・ウルム間氷期に形成された日吉段丘に対比することができる。したがって、南茅部地域の上位海岸段丘は、リス氷期とウルム氷期の間（約 13 万～7 万年前）の温暖で高海水準時代に形成された海岸段丘と考えられる。下位段丘はきわめて局所的に見出されるもので、安浦地区付近に存在する。標高は 20m ほどである。精進川左岸での同段丘堆積物は、最大 15 cm 程度の垂円礫よりなる砂礫層が 4～5m ほど見出される。

(エ) 河岸段丘

河岸段丘は、南茅部地域においてはいくつかの河川沿いにきわめて局所的に見出される。

大舟川下流右岸には 50～60m と 30～60m の二段の河岸段丘があり、左岸には見出されない。

磯谷川の下流右岸には 40～60m の河岸段丘があり、左岸には見出されない。また、川汲川下流右岸には 20～40m の河岸段丘があり、薄く砂礫層をのせている。しかし、八木川下流においては左岸に河岸段丘の発達がよく、右岸には見出されない。

このように、①河岸段丘が川汲川以西においては右岸によく発達し、八木川では左岸に発達がよいこと、②海岸段丘高度は前述したように全体的に北高南低の傾向があり、さらに川汲地区、尾札部地区から見日地区の海岸段丘地形をみると、尾札部地区から見日地区の方向に高度を減じている。築上川と尾札部川に挟まれた段丘面高度は、西に高く東に低い傾向を示している。こうしたことから、川汲、尾札部間を中心に、これを離れるにしたがって高度を減ずる傾向が読み取れる。

(オ) 平地

平地は各河川流域に局所的に見出されるほか、海岸沿いに見出されるが、小面積を占めるだけである。八木川下流部の尾札部中学校プール建設に伴うボーリング資料によると、シルトと砂礫の互層が 10m の深度まで見出され、基盤岩には達していないので、この場所における沖積層の層厚は 10m 以上であることがわかる。

大舟川下流の大船小学校におけるボーリング資料によると、6m で基盤に達する所と、10m でも基盤に達しない所があるが、前者は山寄りの地点であり、一般的には八木川の場合と同様 10m 以上の層厚を示している。

(カ) 海底地形

南茅部地域付近の海底地形は 0～20m と 60～140m の二段丘が見出される。0～20m 面は現海成面である。福島県常盤沖や茨城県鹿島灘の場合には 25～50m と 100～140m の二段丘面が報告されているので、60～140m 面は、二つの段丘面が複合したものと考えられる。南茅部地域沿岸の潮海流は、年間を通して海岸線に平行した南東から北西方向の流れが多い。

ウ. 地質

亀田半島地域には中生代の戸井層を基盤岩として中部中新統下部（川汲層・天狗沢層）、中部中新統上部（汐泊川層・八木沢頁岩層）、上部中新統～鮮新統（松倉集塊岩層・三森山層・中の沢層・黒羽尻集塊岩層・峠下火砕岩層・松倉川層・磯谷川火山砕屑岩類など）が分布する（鈴木・長谷川 1963；鴈澤 1992）。川汲層・汐泊川層・松倉集塊岩層は火山噴出物や頁岩からなる海成層であるが、松倉川層・磯谷川火山砕屑岩類は湖成層および陸成火山噴出物からなる。また、本地域には玄武岩などの貫入岩や半深成岩（石英斑岩など）が多く分布し、上記の中新統とともに熱水変質作用をうけている。

川汲層（鈴木・長谷川 1963；庄谷・高橋 1967）は、川汲周辺に分布し、変質の著しいデイサイト質凝灰岩からなる。下限不明で、層厚は約 200m 以上、函館地区の天狗沢層（鴈澤 1992）は相当層。

汐泊川層（鈴木・長谷川 1963；鴈澤 1992）は、亀田半島南部の広い範囲に分布する。川汲層を整合に覆い、海成の硬質頁岩と泥岩の互層からなり、玄武岩質の枕状溶岩を含む。またドレライト（K-Ar 年代は 12.2Ma；広瀬ほか 2000）の貫入をうけている。層厚は約 500m 以上。函館市南茅部南部の八木川頁岩層（庄屋・高橋 1967）は相当層。

松倉集塊岩層（鈴木・長谷川 1963）は函館市北東部に分布し、汐泊川層を不整合に覆う。主として安山岩質および流紋岩質のハイアロクラスタイトからなり、泥岩や頁岩を含む。層厚は 700m 以上。鴈澤（1992）による三森山層（FT 年代；12.0～7.4Ma）に相当。亀田半島西半部に分布する峠下火砕岩類（三谷ほか 1966；K-Ar 年代：1.9, 9.7Ma；広瀬ほか 2000）、鹿部町に分布する頁岩・凝灰岩からなる中の沢層や安山岩質ハイアロクラスタイトからなる中の沢層や黒羽尻集塊岩（K-Ar 年代：5.7Ma；新エネルギー総合開発機構 1988）、安山岩溶岩・同質火砕岩からなる木直層（庄谷・高橋 1976；K-Ar 年代：3.7Ma；広瀬ほか 2000）は相当層。

松倉川層（鈴木ほか 1969）は、函館市北東部に分布し、松倉集塊岩層を不整合に覆う湖沼成の礫岩・砂岩・泥岩からなる。層厚は 70m 以上。

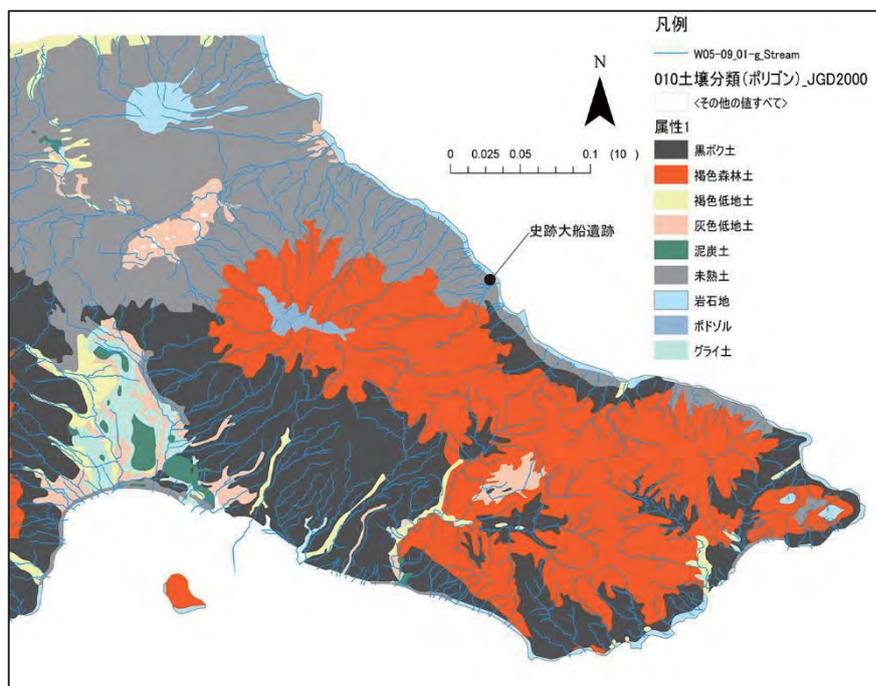
磯谷川火山砕屑岩類（鈴木ほか 1969）は、亀田半島北部に分布する。陸成の溶結凝灰岩を含むデイサイト質火砕岩からなり、泥岩や砂岩を含む。凝灰岩の FT 年代は 5.1～1.1Ma（新エネルギー総合開発機構 1988；鴈澤 1992）。層厚は 500m 以上。

これらの地層の上位には、鮮新 - 更新統の火山岩類（横津岳下部溶岩・横津岳上部溶岩・泣面山溶岩など）が分布する（鈴木ほか 1969）。(注 2)

史跡大船遺跡の所在する大船地区の段丘上には、泣面山からの崖錐堆積物あるいは扇状地堆積物に大部分が覆われ、形成されている。遺跡直下、大舟川左岸の崖面と大舟川右岸の山側には石器の素材となる硬質頁岩や頁岩が広範囲に分布している。大舟川に注ぐ上流、ガロウ川の両岸にも同様に硬質頁岩や頁岩が広範囲に分布している。こうした石材に恵まれた環境が、大規模な縄文集落が成立する一つの要因になったと考えられる。

エ. 土壌

史跡大船遺跡のある大船地区は、山域に褐色森林土が広がり、大船遺跡の南東側は海岸から約 1km に 1~2km の幅でクロボク土が帯状に分布する。遺跡のあたりから山すそにかけて黒ボク土地帯が帯状にみられることから、ススキやササなどの植物が広がっていたと推測されるが、これは里山など、ヒトの活動によって形成された可能性もある。

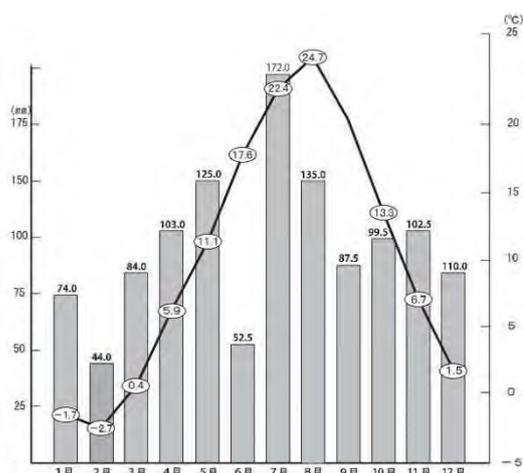


土地分類図（土壌図）北海道Ⅴ（渡島支庁・檜山支庁）

（国土交通省国土施策局国土情報課-昭和 53 年発行-）

オ. 気象

南茅部地域の気象に最も大きな影響を及ぼすのは海流と背後に迫る山塊である。この地域の気象は、対馬海流（暖流）や千島海流（寒流）の影響を受ける海洋性気候であり、夏季には海霧が発生しやすい。1976 年以降のアメダス統計によれば、気温は、8 月から 9 月にかけての盛夏でも 26℃前後で、30℃を超える日はごくまれである。一方、1 月から 2 月にかけては 0.5℃から-9℃前後で、厳冬期でも-10℃を下回ることは珍しく、年間の気温較差は小さい。降水量は、0~1.4 mm 以下が多く、降水量の少ない函館の中でも特に少ない地域と言える。風は静穏な日も多いが、南西または南南西の風が年間を通じて多く吹き、冬は北西の風が多い。初雪は 11 月初旬で、降雪量は比較的少ないが、3 月下旬には大雪となることがある。



月別平均気温・降水量平成 22 年

（資料：函館気象台提供）

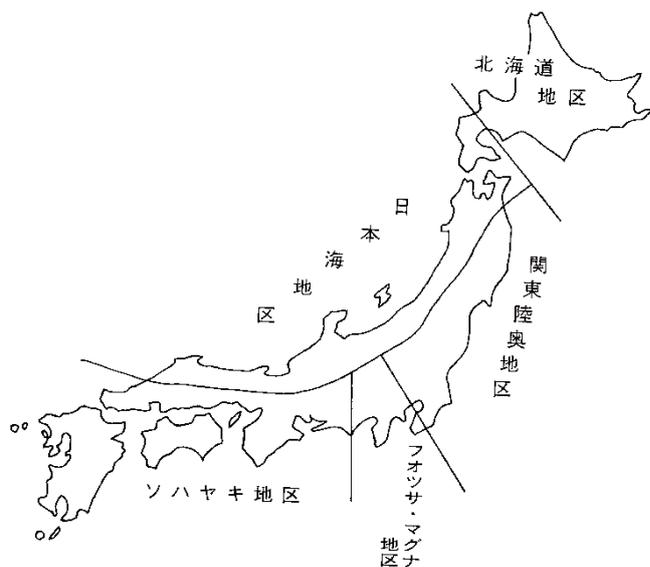
カ. 植生と植物相

南茅部地域の植物相全般は日本の植物地理学上の区系では「日本海地区」に属し、その北部に位置している。また、森林の組成を主体として考察された森林帯の区分では、中部地方から渡島半島にかけての地域を、ブナに特徴づけられることによって「ブナ帯」と称しているが、当地域はその北部に位置している。さらにまた、北海道植物区系では本州要素の濃厚な「南西小区」に区分されている。

道南各地と同様に、巨視的には多雪を特徴とする「日本海地区」に属しており、北海道としては本州要素の濃厚な地域とされてはいるが、対馬暖流の影響を大きく受ける日本海側（江差方面）とは、積雪量をはじめその他の気象条件にも微視的には若干の差異がみられ、本州要素の分布密度は必ずしも同一とはいえない。

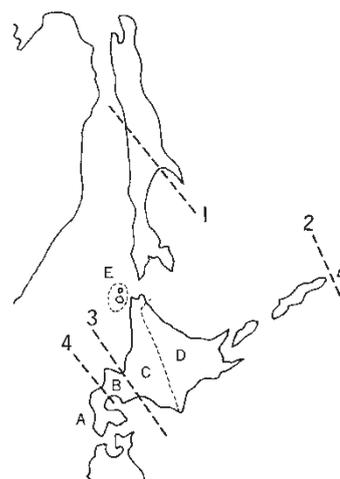
このように、南茅部地域の全般的植生と植物相は北海道とはいえ本州の延長線上にあつて、海岸に沿って街村状に発達している市街地と、これに伴う耕地、植林地を除いた全域のほとんどが夏緑広葉樹を主体とする自然林に被われ、植生は極めて豊かである。（注1）

本遺跡に関する丘陵地帯、海岸地帯および遺跡周辺の植生と植物相は次のとおりである。



日本の植物区系

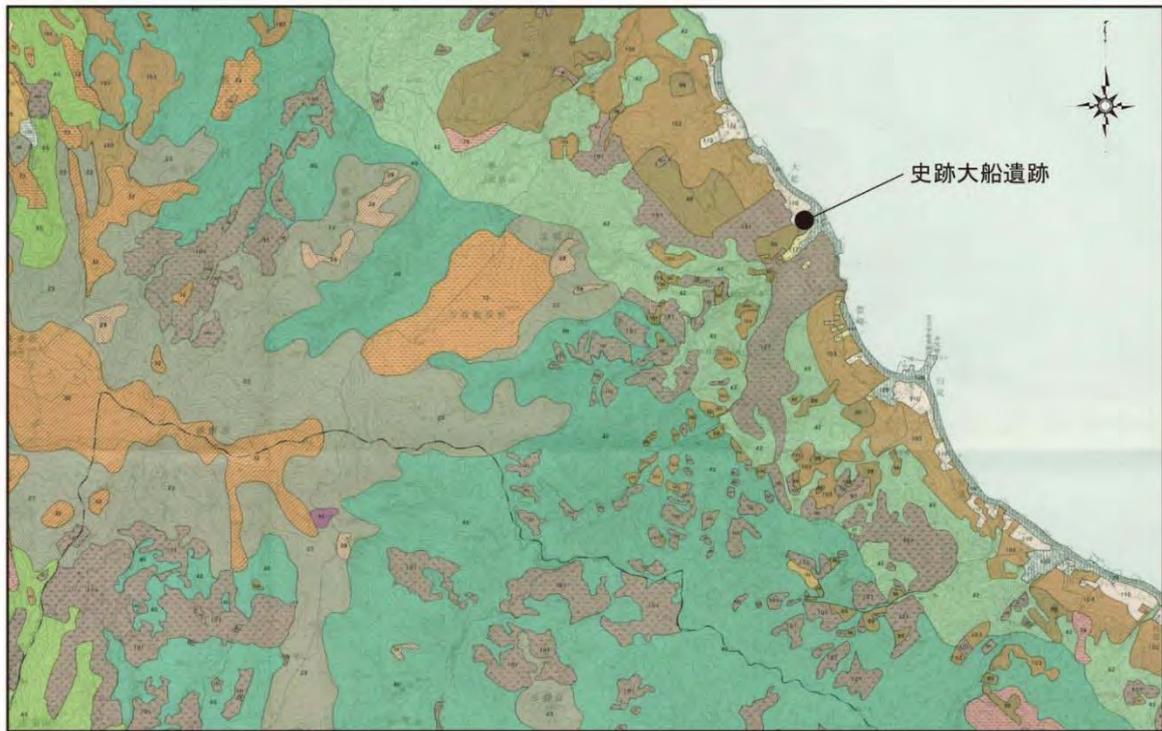
（『南茅部町史』上巻 1987）



- A 南西小区……渡島半島のほぼ全域にわたり、寒地北方系は山岳地帯を南下し、平地はブナ林植物群（本州系）が北上。
- B. C 中央小区…温帯植物が南西小区より北、東へ広がる経路に当たる。石狩低地帯により二分も可能。
- D 北東小区……中央脊梁山脈以東。平地にエゾマツ・トドマツ林が発達する。また、サハリン、千島北方系の湿原植物に関連をもつ。
- E 利札小区……サハリンとの関連性が強く、また、固有種も多く、高山植物相を考案するうえで重要な地区。

北海道の植物区系の小区分

（『南茅部町史』上巻 1987）



凡 例		
I, 寒帯, 高山帯自然植生		
1	コケモモ-ハイマツ群集	
2	高山ハイデ及び風衝草原	
II, 亜寒帯, 亜高山帯自然植生		
23	ササ-ダケカンバ群落	
28	ササ自然草原	
III, 亜寒帯, 亜高山帯代償植生		
32	ササ群落	
34	ダケカンバ群落	
IV, ブナクラス域自然植生		
40	チシマササ-ブナ群団	
42	エゾイタヤ-シナノキ群落	
43	ヤナギ低木群落	
V, ブナクラス域代償植生		
55	ブナ-ミズナラ群落	
56, 57	ミヤコザサ群落 チシマザサ-クマイザサ群落	
58, 59	伐跡群落 伐探跡地に成立した二次林	
VIII, 河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生		
66	ツルコケモモ-ミズコケクラス	
67	ヨシクラス	
IX, 植林地, 耕作地植生		
81	常緑針葉樹林	
88	スギ・ヒノキ・サワラ植林	
97, 98	トドマツ植林	
99, 100	アカエゾマツ植林	
102	落葉針葉樹植林	
104	外国産針葉樹植樹	
105	落葉広葉樹植樹	
110	畑地	
111	耕作放棄地雑草群落	
112, 113	牧草地 ゴルフ場	
X, その他		
114	緑の多い住宅地	
115	造成地	
116	開放水域	

周辺植生図

(本図は、「現存植生図『白尻』環境庁 昭和 59 年」に加筆した)

(7) 丘陵地帯

亀田山塊の中腹から海岸付近にいたる山麓地帯は、河川の侵蝕による起伏の多い緩斜面で、下部には若い二次林や若干の植林地、および耕地を含んでいる。耕地の大半は居住地に近い台地に集中し、その面積は南茅部地域の僅か9%に過ぎず、水田は全くない。スギ、トドマツ、カラマツを主体とする植林地は小規模ではあるが随所にみられ、母樹林（採種林）には立派な精英樹も少なくないが、これも南茅部地域の面積の10%を超えていない。残余の広大な地域の大部分が夏緑広葉樹の自然林に覆われている。しかし、南東部を除いては古い自然林に乏しく、北西一部はほとんどが若い二次林で占められている。

(イ) 海岸地帯（市街地を含む）

海岸線は太平洋に面して約36kmに及んでいる。南東部の屏風岩付近から尾札部付近にいたる約15kmの間は、亀田山塊からの緩斜面が直接汀線に迫って30~80mの懸崖を發達させ、獅子鼻岬、立岩岬などの奇岩のそそり立つ海岸風景を形成している。したがって、植生と植

物相も海辺性より山地性，内陸性の目立つ環境が多い。北西部の黒羽尻岬，岩戸，豊崎方面の崖地は断続的で，また，後背地に耕地化の進んでいるところが多いこともあって，山地性より草原性，荒地性などの人里植物が目立っている。

(ウ) 遺跡周辺

遺跡周辺の自然植生は前掲の周辺植生図に示すようになっている。遺跡は畑地と落葉針葉樹植林地（カラマツ）となっており人の手により開発が行われている。遺跡の時代は，現在の遺跡の周辺に見られる自然植生のエゾイタヤ・シナノキ群落があったと思われる。エゾイタヤ-シナノキ群落はエゾイタヤ，ミズナラ，ハリギリ，ウダイカンバ，カシワが主な高木となる。

(2) 社会的環境

ア. 人口

現在の函館市は，平成 16 年 12 月 1 日に函館市，戸井町，恵山町，榎法華村，南茅部町の 1 市 3 町 1 村が合併して 10 年以上が経過した。

本市の人口は 269,628 人（男性 122,738 人，女性 146,890 人）で世帯数 143,206 人と，北海道内では第 3 位の人口を有する。このうち，南茅部地域は 5,718 人（男性 2,717 人，女性 3,001 人），2,616 世帯で，大船遺跡が所在する大船町は 452 人（男性 226 人，女性 226 人）194 世帯である（平成 27 年 3 月 31 日現在）。

人口は年々減少傾向にある一方，65 歳以上の高齢者が占める割合は 3 割に達し少子高齢化を反映した人口構成となっている。

イ. 産業・運輸

主な産業別就業人口は，第一次産業では農業 551 人，漁業 3,657 人，第二次産業では 8,467 人，製造業 10,133 人，第三次産業では卸売業・小売業 24,670 人，医療・福祉業 16,040 人，宿泊業・飲食サービス業 13,121 人，運輸業・郵便業 6,712 人，生活関連サービス業・娯楽業 5,782 人などとなり，第三次産業が主体を占める。

主要な産業のうち，第一次産業では沿岸漁業を中心とした水産業が盛んで，漁業就業者は全道の 13.7%（平成 15 年度）を占め，合併後には道内でも有数の水産都市となり，養殖を含むコンブ漁やイカ，マグロなどの沿岸漁業による水揚量・水揚高ともに全道一で，タラ，タコ，ウニも全道トップクラスとなっている。特にコンブの水揚量は全国の 2 割を占めており，全国トップクラスである。

第三次産業では，伝統的建造物群や特別史跡五稜郭跡など歴史的な建造物や史跡が数多く存在し，夜景で人気の高い函館山の眺望など良好な景観や温泉施設などに恵まれ，国内屈指の観光都市である本市は，観光が基幹産業の一つであり，観光入込客数は約 482 万人（平成



函館山からの夜景

25年度)で、一時期の減少傾向から増加傾向に転じている。平成28年3月に開業する北海道新幹線への期待や、アジア各地を中心に海外からの観光客数が年々伸びており、滞在型、通年観光型の国際観光都市を目指している。

古くから国際貿易港として開港した本市は、北海道の玄関口として港湾施設、空港、青函トンネルで繋がる鉄道を擁し、国道5号線をはじめ複数の国道の起点にもなっており、道内における運輸・交通の要衝である。海運では年間約1万4千隻、総トン数3,380万8千トンの船舶が寄港し、貨物の移出入は合計3,450万トン余り、輸出入は160万トン余りを数える。

また、青函航路のフェリーは73万人余りの旅客と40万台以上の車両を運んでいる。函館空港は国内7路線、国外2路線のほかチャーター便が運航し、旅客数は約150万人、貨物9千トンを運んでいる。鉄道路線では、青函トンネルを利用する鉄道では旅客約150万人、貨物約460万トンが往来し、JR函館駅は延べ115万人以上の利用者を数える(平成25年度末)。

陸路では、国道のほかに北海道縦貫自動車道が現在隣接する七飯町の大沼インターチェンジまで延伸し、自動車専用道路の函館江差自動車道や函館新外環状道路が現在整備中である。

ウ. 交通アクセス

大船遺跡は、市内中心部から直線で北東へ約27kmの距離にあり、太平洋沿いを走る国道278号から大船高台1号線の急坂を登り切った高台に位置する。また、遺跡の所在する南茅部地域には、市街地から山間を通る道道83号線が最も近い。鉄道が無いために各交通機関のポイントからは、バスを含む自動車による移動となる。

遺跡までの主要なアクセスは次のとおりである。

- JR函館駅～ : 道道83号線 約39km 自動車約1時間
- JR新函館北斗駅(北海道新幹線)～ : 道道43号線(大沼経由) 約40km 自動車約45分
- 函館空港～ : 道道83号線 約33km 自動車約45分
- 函館フェリーターミナル～ : 道道83号線 約42km 自動車約1時間10分
- 道央自動車道大沼IC～ : 道道43号線(大沼経由) 約40km 自動車約45分
- 公共交通機関 : 函館駅前より函館バス「大船小学校前」下車
バス約1時間30分+徒歩約15分



主なアクセスポイント

(3) 歴史的環境

ア. 函館市の概略

本市は、豊かな水産資源と自然の良港に恵まれていることから、古より海と共に繁栄してきた。中世には道南十二館の一つとして知られる志苔館が築かれ、江戸時代には北前船による交易で繁栄した。また、安政6年(1859)には、幕府が長崎、横浜と並び日本初の国際貿易港として開港し、西洋文化の影響をいち早く受けた。さらに、明治維新の戊辰戦争の際には新政府軍と旧幕府軍との最後の戦いの舞台になるなど、日本の歴史上も重要な役割を果たしてきた。明治以降は北海道の玄関口として発展し、青函連絡船や青函トンネルの開通、現在では北海道新幹線開業(平成28年3月)を間近に控え、津軽海峡を挟んだ本州との交流の拠点としてさらに重要性を増している。

こうした恵まれた自然や地勢によって栄えた函館の歴史は、先史時代にも遡ることができる。現在、本市域には322カ所の埋蔵文化財包蔵地が確認されており、旧石器時代、縄文時代、続縄文時代、擦文時代の各時期において人々が連綿と生活を営んできたことが分かる。特に本州との交流はさまざまに変化しながらも繋がってきたことが遺跡や歴史資料から窺うことができる。

イ. 南茅部地域における縄文時代の主な遺跡

史跡大船遺跡の所在する南茅部地域は、噴火湾の入口に位置し、海と山と数多くの河川など自然資源に恵まれていることから、縄文時代早期(10,000年前)から晩期(2,300年前)に至る約8,000年の間に、88カ所の縄文遺跡が確認されている。これまで発掘調査を実施した遺跡は40カ所以上を数え、400万点を優に超える遺物が出土するなど数多くの学術的な成果が得られている。本地域を代表する遺跡は次のとおりである。

川汲A遺跡—中心市街地近くの川汲川右岸にある縄文時代早期の遺跡。当地域への定住の始まりを示す約10,000年前の押型文土器や竪穴住居跡等を検出した。一方、史跡大船遺跡と同時期の中期後半に40軒以上の竪穴住居跡を検出している。

垣ノ島B遺跡—垣ノ島川右岸にある縄文時代早期の遺跡。竪穴住居跡と土坑を検出した。150基以上検出した土坑のうち、土坑墓のひとつから、漆塗り髪飾りや漆を塗った糸を加工した編物状の装飾品等の漆製品が検出した。放射線炭素年代測定法により約9,000年前という年代値が得られ、世界最古の漆製品であることが判明した。

垣ノ島遺跡—垣ノ島川左岸にある縄文時代早期から後期までの複合遺跡。早期の土坑墓群からは子供の足形を付けた足形付土版が多数出土した。後期の竪穴住居跡からは立石炉や明瞭な入口構造のある大型竪穴住居跡の床面から、透かし彫りの入った香炉形土器や朱漆塗り注口土器などが出土し、足形付土版とともに縄文時代の精神文化を示すものとして注目されている。また、中期から後期初頭には大規模な「コ」の字形の盛土遺構が構築されている。平成23年に国の史跡に指定された。

八木A・B遺跡—八木川左岸の海岸段丘に形成された縄文時代前期と後期の集落遺跡。上位の段丘面に形成された前期の集落には30基以上の土坑墓を検出した盛土遺構が存在し、盛土遺構が単なる廃棄の空間ではなく「送り場」として存在していたことが窺える。また、下位の段丘面に形成された後期の集落においては、所謂「地鎮山タイプ」と呼ばれる方形の配石

墓を 2 基検出し、住居廃棄後の窪みからは注口土器と下部有孔土器（市指定有形文化財）が対になって出土するなど祭祀・儀礼に伴う遺構・遺物がみられる。

ハマナス野遺跡—川汲川左岸の低位海岸段丘上に形成された縄文時代前期後半の大規模な集落遺跡。200 軒を超える竪穴住居跡を検出した。代表的な住居に五角形のベンチ状段構造をもつ（日ノ浜型住居址）タイプが多数発見されている。廃屋墓からは副葬品とみられる木胎漆器やヒエ・クリの炭化種子も出土している。

臼尻B遺跡—垣ノ島遺跡北側の狭小な海岸段丘上に形成された縄文時代中期の大規模な集落遺跡。300 軒以上の竪穴住居跡を検出し、大船遺跡に見られる卵形を呈する竪穴住居も多数存在する。多量の青竜刀形石器や石棒、シカ絵画土器（市指定有形文化財）などが出土している。

磨光B遺跡—縄文時代後期の集落遺跡。遺跡の西側には著保内川、東側には築上川の小河川が流れる。竪穴住居跡と掘立柱建物跡、集石、ストーン・サークルが確認された。作業場とみられる掘立柱建物跡の内部からは浅い炉状の土坑とアスファルトの塊がセットで出土し、アスファルトを加工した工房跡と考えられる。なお、アスファルトは秋田県産であることが判明した。

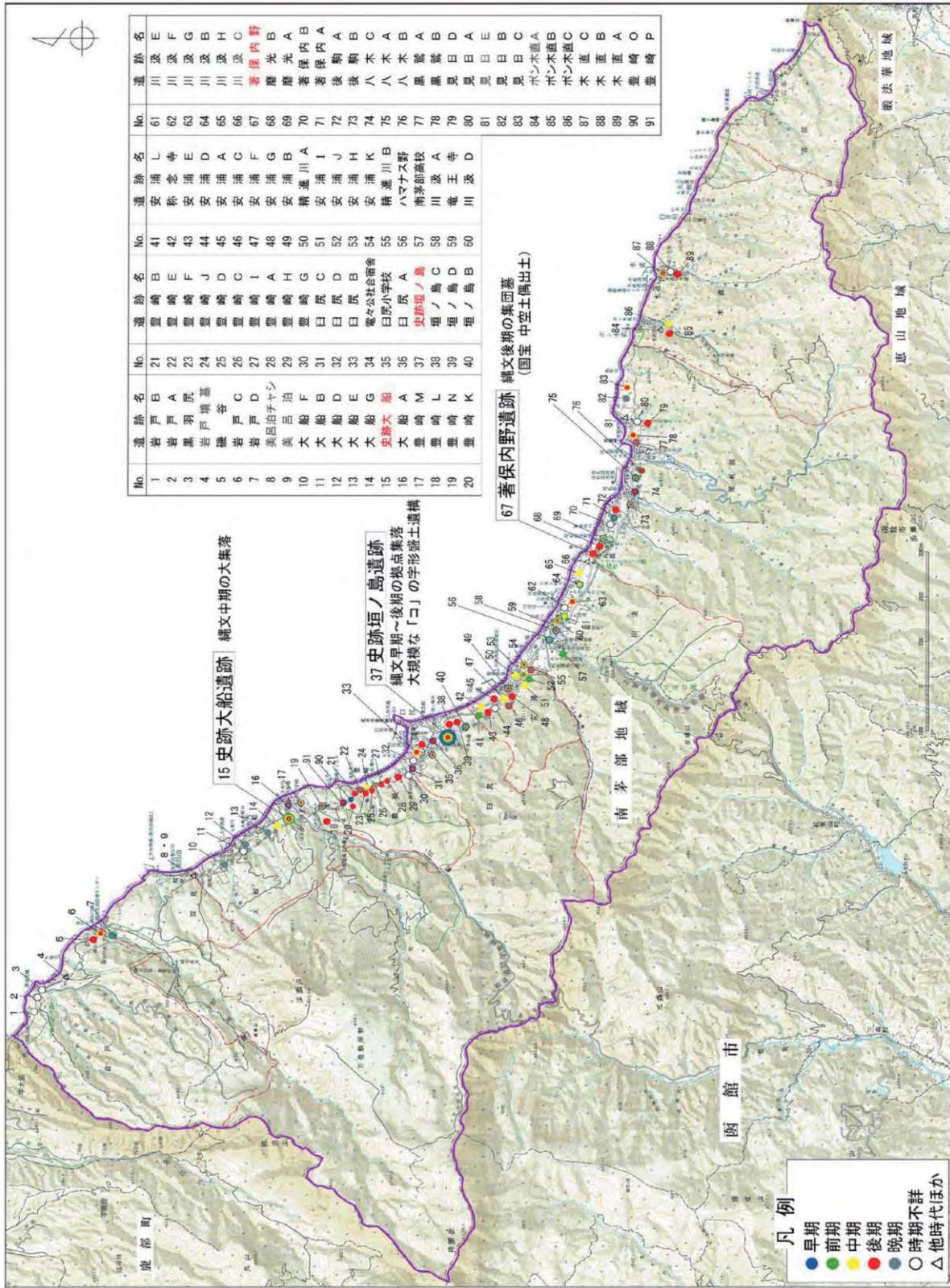
著保内野遺跡—昭和 50 年(1975)の夏に、地元の主婦により畑の耕作中に偶然土偶が発見され、発掘調査で縄文時代後期の遺跡であることを確認した。土偶は中空土偶で、高さ 41.5cm と国内最大級でかつ非常に精巧で写実的な造形から、昭和 54 年(1979)国の重要文化財に指定された。平成 18 年(2006)の確認調査によって土偶の出土状況が確認されたことから、翌平成 19 年(2007)6 月 8 日に国宝に指定された。



著保内野遺跡出土 国宝「土偶」



ハマナス野遺跡



函館市南茅部地域の埋蔵文化財包蔵地

ウ. 大船地区の歴史的環境

(ア) 先史時代

史跡大船遺跡周辺には大舟川流域を中心に縄文時代の遺跡が分布している。本遺跡に隣接する段丘直下の大舟川河口の平地（低地）には、縄文時代晩期を主体とする大船A遺跡が存在する。遺跡からは縄文時代早期・中期・後期・晩期の遺物が出土し、晩期の二重石囲炉跡を検出した。大舟川左岸の海岸段丘上においては、後期初頭と晩期の大船G遺跡が史跡西側の小沢を挟んで隣接し、さらに北西側に向かって伸びる台地上には縄文時代の遺跡が点在するが、未調査のため詳細は不明である。台地の西端にあたる美呂泊遺跡は続縄文時代恵山文化期が主体であるが、縄文時代中期の土器片もわずかに出土している。

一方、大舟川右岸においては、大舟川河口の対岸には早期から晩期の豊崎M遺跡（旧名称：豊崎 202 遺跡）が存在する。主体となる中期には史跡大船遺跡と同時期の小規模な住居群が形成されている。標高 40m 付近の河岸段丘上に後期の豊崎L遺跡（未調査）、標高 60～80m の緩斜面には豊崎N遺跡、標高 35～55m の緩斜面には豊崎P遺跡が存在する。こうした緩斜面においては、縄文時代早期や後期の遺構が多く、豊崎N遺跡からは後期の土器に入ったアスファルト塊が出土している。

このように、縄文時代の大舟川流域は、時期毎に立地の異なる環境を生活の場としていたことが窺えるが、縄文時代中期には大船遺跡が拠点的な集落であったと位置付けられる。

(イ) 歴史時代

史料にみえる南茅部地域の歴史は、延宝 5 年(1677)、能登の飯田屋与五右衛門が八木浜（現尾札部町）へ漁業のために来住したことに始まるとされる。近世には商場知行制に基づく松前藩の箱館六箇場所（持場）中で最大の場所である尾札部場所に含まれる。尾札部場所は南茅部地域の中央東寄りを流れる八木川と尾札部川の間を拠点に、東は亀田半島東端、西は松屋崎（現森町砂原地域）で、約 62km の海岸線に設定されていた。近世には松前藩主直轄領、松前藩の重臣新井田家の知行地や幕府直轄地などになっていた。和人とアイヌの人々との交易場所である運上屋が尾札部と臼尻にあった。産物はコンブ・ノリ・ニシン・イリコ・干鱈・魚油・オットセイなどで、恵山岬から木直までの約 12km の険しい断崖の続く前沖はブリ・マグロ・タラの有数の漁場で、尾札部川から西方の鹿部川下での磯浜は良質のコンブの産地であった。特に当地域の昆布は北前船の時代から白口浜真昆布と呼ばれ「天下昆布」、「昆布の絶品」（『蝦夷嶋奇観』）とされ、江戸時代には将軍への献上品とされた。

寛政 12 年(1800)、箱館六箇場所一円において和人の出稼ぎが増えたことから幕府はこれらを和人地と定め「村並」とした。臼尻は「村並」となり、安政 5 年(1858)に正式に村となり、現南茅部地域の西半部にあたる板木・熊泊・磯谷を持場として含んだ。

文政期(1818～1830)に南部三陸地方で発達したニシン建網（大謀網）が天保 10 年(1839)に尾札部・臼尻に伝わったことから、当地域は北海道定置網漁業発祥の地となった。尾札部町黒鷲岬にはこれを記念する石碑が建立され市指定史跡となっている。

明治 2 年(1869)の国郡画定では渡島国茅部郡に所属、明治 6 年(1873)に臼尻村から熊泊村が独立し、明治 39 年(1906)に臼尻村は熊泊村と合併し臼尻村として尾札部村とともに二級町村制を施行した。なお、明治 9 年(1876)に尾札部村から榎法華村を分村している。

昭和 34 年(1959)5 月に尾札部村・臼尻村の両村が合併し南茅部村を経て、同年 9 月に町制を施行し南茅部町となった。平成 16 年(2004)12 月 1 日には戸井町・恵山町・楳法華村とともに函館市と合併した。

なお、江戸時代以降かつての大船地区の地名には、「クマオ」、「クマトリ」「大舟川」、「二艘トマリ」「大船川」「ヲタハマ」「クマトマリ」、「熊泊り」などの表記がみられる。明治 11 年(1878)以降には大字熊泊村「字稲荷野」「字小田浜」「字太田浜」など多くの小字名が記されていたが、昭和 16 年(1941)の旧臼尻村字名改正において「字大船」となり、平成 16 年の合併後は「大船町」となった。



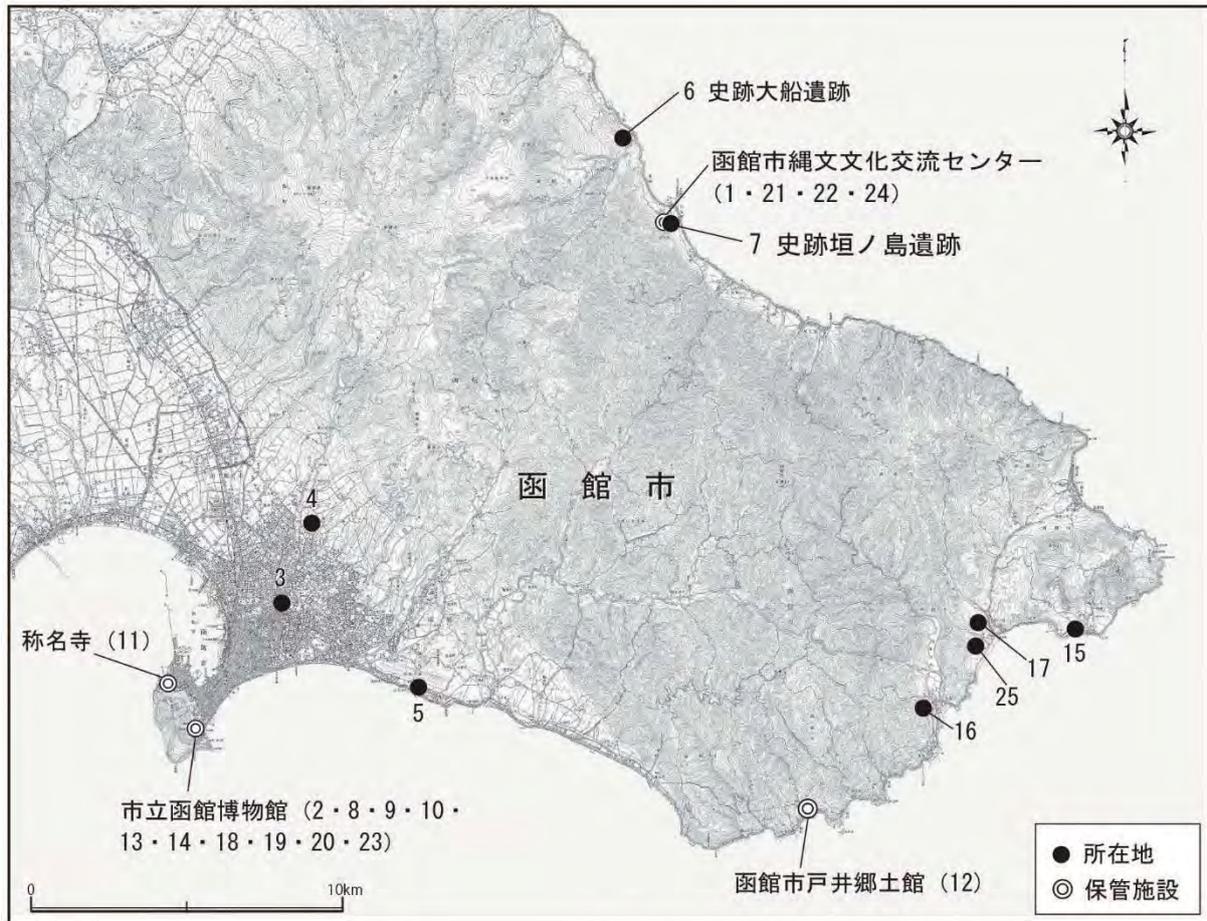
『蝦夷嶋奇観』より

(函館市中央図書館蔵)

エ. 函館市の歴史的文化遺産

本市には、平成 27 年度現在国指定文化財 15 件、国選定文化財 1 件、国登録文化財 18 件、北海道指定文化財 20 件、函館市指定文化財 88 件、合わせて 142 件の文化財がある。国・道指定の文化財は建造物や古文書、絵画など幕末から明治期にかけてのものが多く、地域性と併せ函館の歴史的特色がよくあらわれている。一方、「アイヌの生活用具コレクション」(重要有形民俗文化財)や「蝦夷国風図絵」、「アイヌ風俗 12 カ月屏風 1 双」、「アイヌ絵巻」(いずれも市指定有形文化財)など北海道を特徴付けるアイヌ文化に関する資料も見られる。

このうち縄文時代の指定物件は、国宝の著保内野遺跡出土の「土偶」1 件、国指定史跡は「大船遺跡」、「垣ノ島遺跡」の 2 件、道指定有形文化財は「楳法華出土の尖底土器」、「日ノ浜遺跡出土の動物土偶」、「サイベ沢遺跡出土の遺物」、「住吉町遺跡出土の遺物」の 4 件、市指定の史跡は「日の浜遺跡」1 件、市指定有形文化財(考古資料)は「日ノ浜遺跡出土の硬玉製玉(晩期)」、「臼尻 B 遺跡出土『シカ絵画土器』」、「八木 B 遺跡出土『注口土器および下部有孔土器』」、「ブラキストンの大形磨製石斧」、「豊原 4 遺跡出土の足形付土版等一括資料」の 5 件である。このほか先史時代の文化財としては、道指定有形文化財の「樽岸出土の石器」(旧石器時代)、史跡「恵山貝塚」(続縄文文化)、市指定有形文化財(考古資料)に「恵山貝塚出土品を中心とする恵山文化期骨角器製品一括資料 506 点並びに恵山貝塚出土遺物を中心とする恵山式土器一括資料 62 点(いずれも旧能登川コレクション)」、「有舌尖頭器類 73 点」(旧石器時代)がある。



区分	No.	名称
国指定		
国宝	1	「土偶」(縄文時代)
重要文化財	2	「北海道志海苔中世遺構出土銭」(中世)
特別史跡	3	「五稜郭跡」(近世)
史跡	4	「四稜郭」(近代)
	5	「志苔館跡」(中世)
	6	「大船遺跡」(縄文時代)
	7	「垣ノ島遺跡」(縄文時代)
北海道指定		
有形文化財 (考古資料)	8	「樽岸出土の石器」(旧石器時代)
	9	「榎法華出土の尖底土器」(縄文時代)
	10	「日ノ浜遺跡出土の動物土偶」(縄文時代)
	11	「板碑(貞治の碑)」(中世)
	12	「板碑(戸井町の碑)」(中世)
	13	「サイベ沢遺跡出土の遺物」(縄文時代)
	14	「住吉町遺跡出土の遺物」(縄文時代)
史跡	15	「恵山貝塚」(続縄文文化)
	16	「女那川煉瓦製造所跡」(近世)
	17	「古武井溶鉱炉跡」(近世)

区分	No.	名称
市指定		
有形文化財 (考古資料)	18	「恵山貝塚出土品を中心とする恵山文化期骨角器製品一括資料506点並び恵山貝塚出土遺物を中心とする恵山式土器一括資料62点(いずれも旧能登川コレクション)」(続縄文文化)
	19	「日ノ浜遺跡出土 硬玉製玉」(縄文時代)
	20	「有舌尖頭器類73点」(旧石器時代)
	21	「臼尻B遺跡出土『シカ絵画土器』」(縄文時代)
史跡	22	「八木B遺跡出土『注口土器及び下部有孔土器』」(縄文時代)
	23	「ブラキストンの大型磨製石斧」(縄文時代)
	24	「豊原4遺跡出土の足形付土版等一括資料」(縄文時代)
	25	「日の浜遺跡」(縄文時代)

函館市の国・道・市指定の有形文化財(考古資料)・史跡所在地図

2. 指定に至る経緯

大船遺跡は、平成 8 年度に町営墓地（大船霊園）の造成事業に先立つ緊急発掘調査を実施した際に、多数の重なり合う竪穴住居跡を次々と検出するとともに膨大な遺物が出土し調査は困難を極めた。12 月になると当該年度で完了予定とした調査は終了困難な見通しとなり、当時の南茅部町と教育委員会では次年度の調査継続を含め検討を行った。そうしたなかで、町では文化庁および道教委との協議を進め、遺跡の現状保存を前提に、翌 9 年度から 13 年度にかけて国庫補助事業による遺跡の範囲内容確認調査を実施し、遺跡の範囲を確定した。

一方、平成 10 年度から「大船C遺跡調査検討委員会」（委員長：北海道大学 吉崎昌一教授）および文化庁、道教委の指導を受けながら、遺跡の価値付けと調査成果の検討を重ね、重要な縄文集落であることが認識され、飯田町長（当時）の英断のもとに遺跡の保存を決定し、平成 12 年度に史跡指定の申請を文化庁に提出し、翌平成 13 年 8 月 13 日付けで史跡に指定された。



大船遺跡史跡指定範囲航空写真（平成 13 年）

3. 指定地の現況

(1) 指定説明とその範囲

大船遺跡の指定状況は以下のとおりである。

指定年月日	平成 13 年 8 月 13 日
種 別	史跡
告示内容	平成 13 年 8 月 13 日付文部科学省告示第 138 号 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、下記 1 の記念物を下記 2 によって史跡に指定します。 平成 13 年 8 月 13 日 文部科学大臣 遠山 敦子
名 称	史跡大船遺跡
所在地	北海道函館市大船町
地 域	60 番, 547 番, 548 番, 549 番, 551 番ノ 1, 552 番ノ 1, 564 番ノ 1, 564 番ノ 2, 564 番ノ 3, 575 番ノ 1, 575 番ノ 2, 576 番ノ 1, 576 番ノ 2, 576 番ノ 3, 577 番ノ 3, 585 番ノ 1, 585 番ノ 2, 585 番ノ 3, 585 番ノ 4, 585 番ノ 5, 585 番ノ 6, 585 番ノ 7, 585 番ノ 8, 585 番ノ 9, 585 番ノ 10, 585 番ノ 11, 585 番ノ 12, 586 番ノ 1, 586 番ノ 2, 587 番ノ 1, 587 番ノ 5, 587 番ノ 6, 587 番ノ 7, 588 番, 589 番, 592 番, 593 番, 594 番, 595 番, 596 番ノ 1, 596 番ノ 2, 597 番ノ 1, 597 番ノ 2, 601 番のうち実測 5,036.91 平方メートル 右の地域に介在する水路敷を含む。

指定面積：71,832.03 m²

指定説明

北海道南西部に延びる渡島半島の東岸に位置する南茅部町には、海産資源豊かな内浦湾沿いに低位海岸段丘が発達し、背後に迫った亀田山塊からはサケが遡上する多くの短い河川が湾に流れ込んでいる。これら河川の河口付近の海岸段丘上には、多くの縄文時代遺跡が点在し、特に縄文時代中期には 5 か所の大規模な遺跡が海岸に沿って並んでいる。大船遺跡は、これら中期の遺跡群のもっとも北に位置し、大船川左岸の標高 45 メートル前後の広い段丘上に形成された集落跡である。

平成 8 年に南茅部町教育委員会が町営の墓地造成に伴って事前の発掘調査を実施し、大規模な集落跡として重要性が認識されたため現状保存されることとなった。その後、町教育委員会が遺跡の範囲・性格を確認するために、平成 9 年度から 12 年度まで継続調査を実施してきた。

本遺跡は、南西から北東側の海に向かって延びる台地上に位置し、縄文時代中期の初頭から終末まで営まれた。遺跡の南東側には百棟以上の竪穴住居跡からなる住居域と多量の遺物や土などの捨て場である「盛り土遺構」があり、その南西に隣接した山側には土坑群が確認されている。また、遺跡の北西側には落とし穴と遺物が分布している。竪穴住居跡は平面が楕円形で床を深く掘り込んだ大型のものが多く、炉の付近や住居跡の長軸方向の壁際に祭祀に係わると考えられている特殊な小土坑をもつ。

出土遺物には、多量の石皿・スリ石や土器などの日用道具、石棒やネフライト製のペンダントなどのほか、クジラ・オットセイ・マグロ・タラ類などの動物遺体やヒエ・マタタビ・キハダ・ウルシ・ブドウ・クリ・クルミなどの植物遺体も出土している。

本遺跡は北海道南部に営まれた縄文時代中期の大規模集落跡であり、この地域における当時の生活や生業などを知るうえできわめて重要である。よって史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

(本文は、文化庁文化財部監修『月刊文化財』454号[平成13年7月号]の史跡解説より転載した。)

(2) 指定地の現況

ア. 立地と概況

史跡大船遺跡は大舟川左岸の海岸段丘上に位置している。史跡指定地はこの標高約30m～50mほどの段丘緩斜面を中心に、約7.2haの面積を有している。大舟川に面する史跡の東側は河川の開削による段丘斜面を含む比高差30mほどの急傾斜地となっている。海岸部の平地は沿岸に沿って幅約80mの狭い平坦面を形成し、これより比高差30mほどの急激な崖面となり、その上部になだらかに傾斜する段丘面が広がっている。なお、指定地の西寄りには小規模な自然の水路がある。

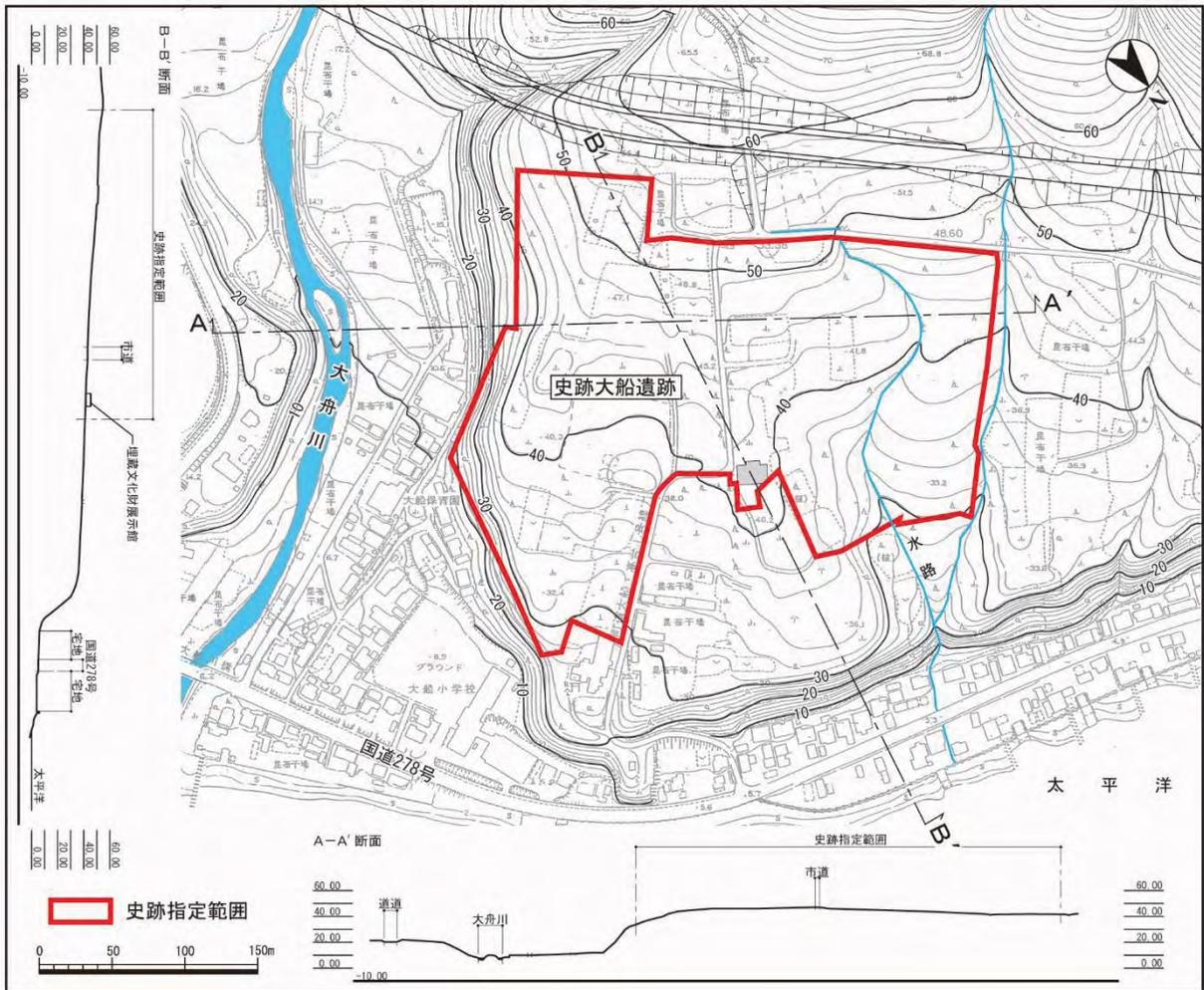
史跡指定地の大部分は、かつて畑地や植林地、コンブ干場などとして利用されていたが、史跡指定後に公有化を実施し、現在は竪穴住居等を復元した一次整備が完了し一般に公開している。指定地の中央は、海岸部の国道278号から分岐する未舗装の市道（大船・高台1号線）が南北に貫き、指定地の南端で西方向に折れ、屈曲点付近で南方の山間部へ続く林道へと続いている。また、遺跡の北東端に隣接する台地の先端付近には大船寺があり、隣接する史跡地内には市営の大船共同墓地がある。



大船遺跡現況（縄文のになわ）



大船遺跡現況（縄文の森）



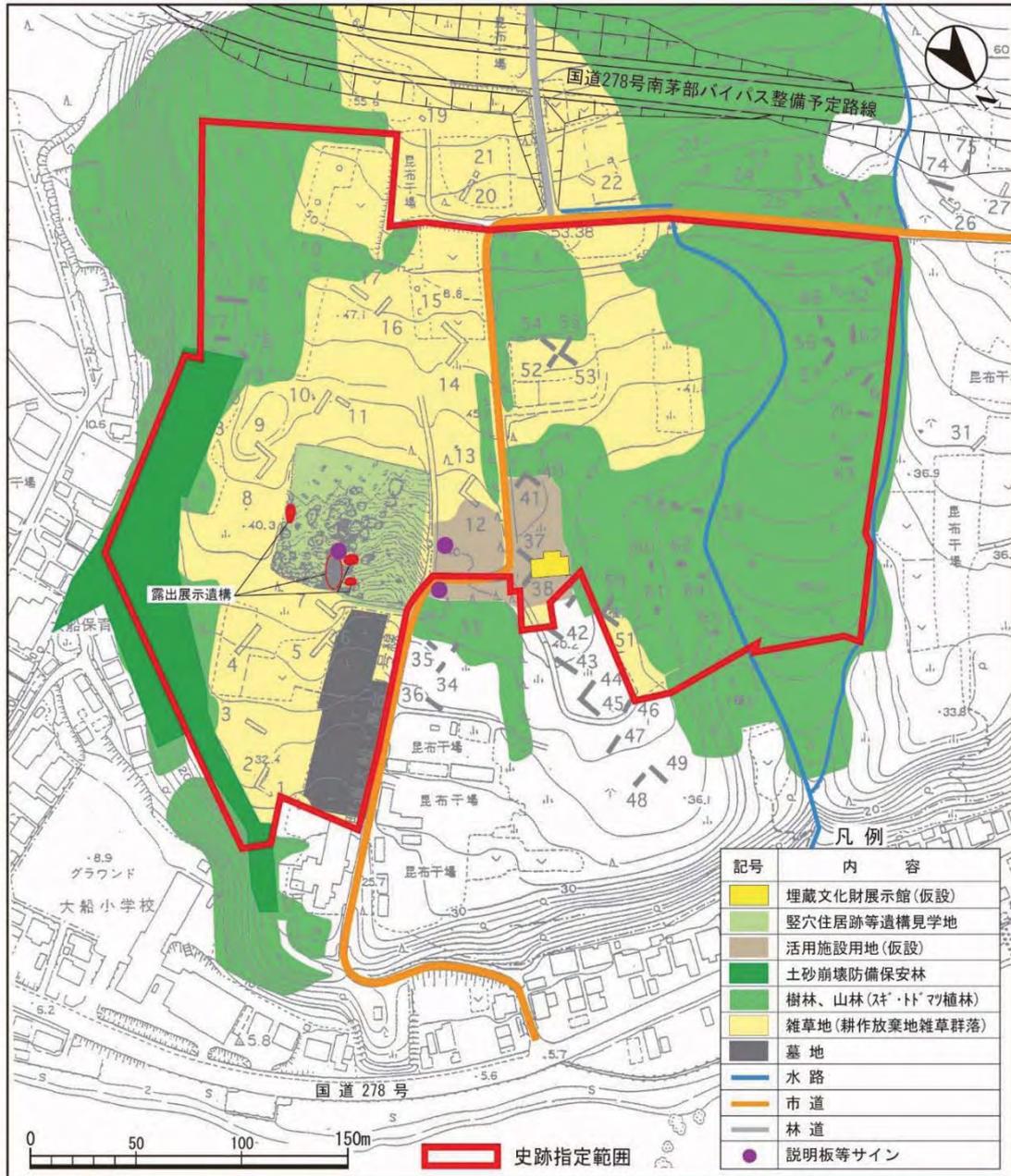
史跡指定範囲と地形断面図

イ. 土地利用状況

史跡地内においては、指定前は家庭菜園、植林地、コンブ干場や二次林と草地であったが、現在は主要部分の整備を行い公開しており、指定地中央を南北に市道大船高台1号線が貫き、北東の一角には市営の大船共同墓地、指定地東側の大舟川に面した急傾斜地は針葉樹の保安林が残されている。

指定地周辺の高台隣接地においては、南側は主にクリ林をはじめとした二次林や植林地などの緑地となっているが、北側は寺や民家、漁業関連の倉庫やコンブ乾燥場が点在する。高台下の低地の土地利用は、海岸沿いの国道278号と大舟川河口西岸に大船小学校をはじめ小規模な集落が形成されている。

なお、指定地南側の隣接地には、国道278号尾札部道路（バイパス）の建設が予定されている。本道路は、地域の幹線として利便性の向上をはじめ、津波や土砂崩れなどの自然災害や交通安全上の改善を図るため、尾札部町を起点として海岸段丘上に総延長14.8kmの整備を進めているもので、現在大船地区の2.9kmが未着工となっており、地元ではその完成が期待されている。



史跡周辺の土地利用区分図

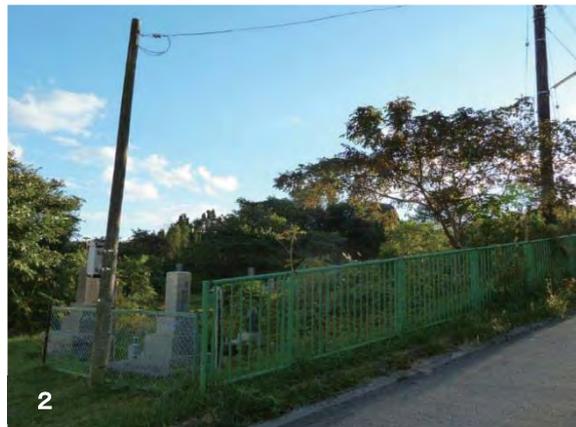
ウ. 史跡指定地内の人工物

指定地内には史跡整備によって設置した見学用施設および便益施設と電柱や、史跡内を南北に分断する形で市道大船高台1号線（史跡地内は未舗装）が通っており、ガードレールなど市道に関連する施設が存在する。一方、かつての畑地やコンブ干場は現在雑草が繁茂している。また、遺跡中央北寄りには寺や市道に隣接して市営の大船共同墓地が存在するが、現在は墓石の新設は認めていない。さらに、植林された針葉樹林は、史跡北西側の水路敷や沢地と、東側の大舟川に面した斜面地に比較的まとまっており、それぞれ指定地外へと広がる。

なお、大舟川に面した斜面地の大部分は、土砂崩落防備保安林に指定されている。

エ. 周辺地域の人工物

指定地の隣接地には市道およびコンブ干場や漁業用作業所、寺がある。加えて、段丘下の平地（低地）には大船地区の小学校や民家がある。遺跡の南側には一般国道 278 号大船道路改良工事（尾札部バイパス）の整備が計画されている。バイパスは現在、大舟川の東側対岸に尾札部町―豊崎町間が平成 24 年 3 月までに開通しており、豊崎町―双見町間は今後整備される予定で、現在の計画では史跡内の市道の南端から最短で 20mほど離れて史跡に平行して通る予定である。バイパス開通後には現在の市道が廃止予定のため、史跡へのアクセスはバイパスからアプローチする見込みである。



- 1 : 市道と電柱・木柵
- 2 : 墓地とフェンス
- 3 : 街灯
- 4 : 道路脇の街灯
- 5 : 電柱とガードレール
- 6 : 放置された干場

史跡地内および隣接地の人工物および現況

オ. 景 観

史跡大船遺跡は海岸段丘上に位置しているため、北の海岸方向への眺望が開けている。周囲に点在する樹木や漁家の家並みを前景にして太平洋を望むことができ、視界が良好なときにはその遠方の羊蹄山や樽前山、室蘭方面を視界におさめることができる。一方、背後には自然豊かな亀田山地を擁し、隣接する大舟川は現在もサケ、マスの遡上で知られ、中流域には天然の温泉が湧出している。溪谷一帯は恵山道立自然公園（第3種特別地域）に指定されている。

史跡内は、かつての畑地等が中央に広がり、その縁辺部が樹林地となっているため、史跡を中心に周囲を森に囲まれて中央の開けた空間となっている。史跡からは南に「栗の木山」と呼ばれる背後の森と、東側には大舟川を挟んで大船遺跡と同時期の集落跡である豊崎M遺跡がある対岸の河岸段丘を望むことができる。段丘下の小学校や集落はもっぱら斜面の保安林によって遮蔽されている。加えて、縁辺部の樹林帯がその背景となって史跡全体が里山的な景観を作り出している。一方で、山側はスギやトドマツの植林地では、深い森をイメージする景観となっている。

カ. 動物・植物

史跡内および周辺を流れる小沢や水路には、エゾサンショウウオや北海道にしかみられないザリガニも棲息しているなど、縄文時代から人々に豊かな恵みをもたらしてきた自然環境が引き継がれている。こうした環境には、エゾリス、キタキツネ、タヌキ、エゾシカやヒグマなどの野生動物が棲息するほか、かつて放牧され半野生化した馬の群れが出没する。周辺の植生は、スギ、トドマツといった針葉樹の植林が大きく占めており、ほかにはわずかな落葉樹林や雑草の繁茂する旧畑地からなっている。



史跡背後の亀田山地



単純な林層からなる北側の樹林



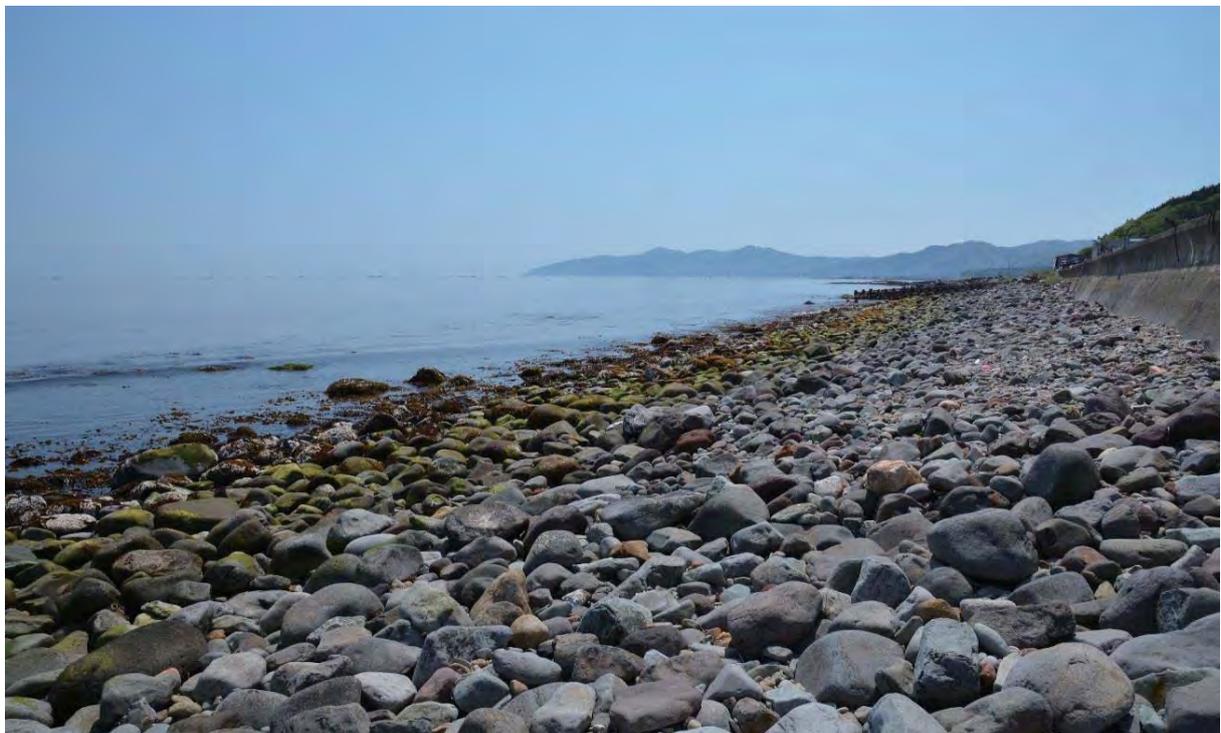
半野生化した馬の群れ



大舟川を遡上するサケの群れ



大舟川上流の温泉

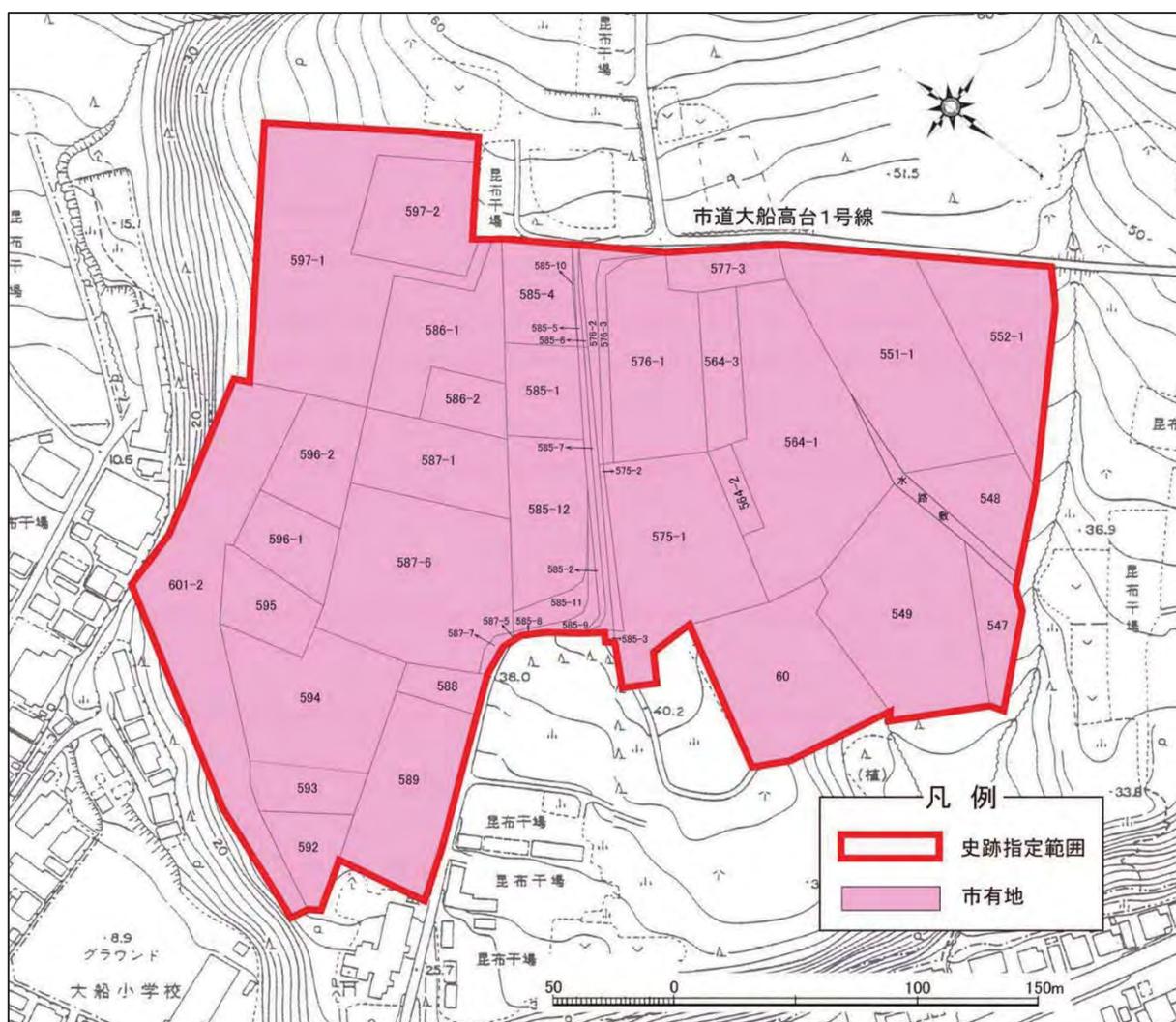


史跡付近の前浜

(3) 公有化の状況

史跡指定地の所有区分は、史跡指定以前から旧臼尻村（昭和34年に尾札部村との合併により南茅部村を経て南茅部町となった）あるいは旧南茅部町時代に取得した墓地用地と一部旧町道（現市道）部分が旧町有地となっていた。史跡指定前の平成7年度には、墓地整備予定地として取得した土地および町道改良に伴い取得した用地等が旧町有地となり、この時点で18筆、1万1千㎡余りを公有化した。一方、国有地となっていた史跡西側の水路敷1筆は、平成15年3月25日付けで函館財務事務所より譲与され旧町有地となった。

これ以外の用地は私有地であったが、史跡指定後の平成15年度に国庫補助事業による史跡大船遺跡用地購入事業として26筆、約6万㎡を購入して史跡地内の公有化を完了した。指定後、ただちに公有化に着手したことから管理団体は指定されておらず、現在は45筆、71,832.03㎡を函館市が所有、管理している。



指定地の地籍および公有化状況図

(4) 整備の状況

大船遺跡の整備は、市町村合併後の平成17年度から「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」を策定し、続く平成18年度に「史跡大船遺跡整備基本計画」を策定し、同年から平成21年

度に国庫補助事業により整備に着手した。

整備事業は、遺跡の東側にあたる平成 8 年度に発掘調査を実施した遺跡主要部に「縄文の
にわ」として復元住居、発掘当時の竪穴住居跡、盛土遺構、園路、複数の説明板を設置した。
さらにこれより南側には「縄文の広場」として体験事業等に活用するためのスペースを設け
た。市道を挟んだ遺跡西側は「縄文の森」としてクリやブナなどの落葉広葉樹を植林し往時
の植生復元に取り組むエリアを設け、園路を整備している。史跡の中央北側には、平成 12 年
に「大船C遺跡速報展示室」として開館した現函館市大船遺跡埋蔵文化財展示館（開館期間：
4月20日～11月12日、開館時間：午前9時～午後5時、入館料：無料）があり、トイレや
休憩スペースを設けた便益施設として利用している。現在史跡を訪れる見学者は年間1万人
を超えている。



整備後の航空写真

注 1：『南茅部町史』 上巻 南茅部町 1987

注 2：『日本地方地質誌 1 北海道地方』 日本地質学会 2010

第3章 史跡大船遺跡の価値

1. 発掘調査の内容

(1) 調査の経過

大船遺跡は、平成8年に南茅部町教育委員会が町営墓地の造成に伴って事前の発掘調査を実施したところ、大規模な集落跡が発見され、その重要性が認識されたため現状保存されることとなった。その後、遺跡の範囲・性格を確認するために国庫補助事業として、平成9年度から11年度まで発掘調査を実施した。また、平成12・13年度には遺跡の内容確認のため平成8年度調査区の西側の調査を、平成17年度から18年度にかけては史跡整備に向けた調査を実施した。

これまでの調査の年次別事業内容は以下のとおりである。

年度	区分	概要
昭和59年度 (1984)	一般分布調査	縄文時代中期・後期の遺跡であることが確認された。
平成6年度 (1994)	範囲確認調査	29カ所の試掘坑を設定し、竪穴住居跡13カ所、土坑2カ所を確認し、1,792点の遺物が出土した。
平成8年度 (1996)	発掘調査	面積4,500㎡。竪穴住居跡92軒、土坑66基のほか盛土遺構を確認した。集落の造営時期は前期末葉から中期末葉であることが判明した。遺物は180,960点の土器や石器のほか、動植物遺体も数多く出土した。
平成9年度 (1997)	範囲確認調査	面積約400㎡。竪穴住居跡24軒、土坑22基を確認した。遺跡の主体となる縄文時代中期の集落は大舟川の左岸に沿った舌状台地の約2,500㎡に集中していることが判明した。8,314点の遺物が出土した。竪穴住居跡等を一部公開した。
平成10年度 (1998)	範囲確認調査	面積約900㎡。竪穴住居跡11軒、土坑8基を確認した。南東側斜面土坑群を検出し、さらに調査区内の竪穴住居跡が南西側に広がることを確認した。16,912点の遺物が出土した。
平成11年度 (1999)	範囲確認調査	面積約650㎡。平成8年度調査区の西側と盛土遺構中央部を調査し、竪穴住居跡2軒を確認し、18,440点の遺物が出土した。トレンチ調査では竪穴住居跡を11地点、土坑を5地点で検出し、集落の主体部が南側の台地まで広がっていることを確認した。3,770点の遺物が出土したほか、炭化したクリや、粒径1cm程度の珪藻土を多量に検出した。
平成12年度 (2000)	範囲内容確認調査	面積約400㎡。竪穴住居跡6軒、土坑2基を確認した。
平成13年度 (2001)	範囲内容確認調査	面積約200㎡。竪穴住居跡5軒を確認した。平成12年度と合わせて42,388点の遺物が出土した。また、一部の竪穴住居内の土器埋設炉から灰状になったプラント・オパールを多量に検出したほか、炭化したクリやクルミも検出した。
	史跡指定	平成13年8月13日付け官報告示により史跡指定。
平成17年度 (2005)	市内遺跡発掘調査	面積約160㎡。史跡北東側を調査し、竪穴住居跡2軒を確認し、縄文時代中期の竪穴住居群の分布状況を把握した。1,575点の遺物が出土した。
平成18年度 (2006)	範囲確認調査	面積20㎡。盛土遺構の規模を確認した。現況地形図・復元地形図・遺構図の作成、遺物の実測、炭化種子を同定した。

(2) 調査の成果

ア. 平成 8 年度

町営墓地造成に伴う記録保存を目的に約 4,500 m²の調査を実施した。竪穴住居跡 92 軒、土坑 66 基のほか盛土遺構を確認した。集落造営時期は土器型式から縄文時代前期末葉から中期末葉であることが判明した。遺物は土器や石器など合計 180,960 点のほか、植物遺体、動物遺体が出土した。

竪穴住居は大型のものが多く、深さ 2.4m、長さ 9m を超えるものもある。形態的には、中期前半の円筒上層 a 式に伴う五角形のベンチ状段構造を持つものや中期後半の榎林式に伴う楕円形で土器埋設炉または小型の石組炉を持つもの、中期末葉の大安在 B 式やノダツップⅡ式に伴う舟形で大型の石組炉を持つものなど、各土器形式に伴ったバリエーションが認められた。

盛土遺構は円筒上層 a 式から榎林式に相当する時期に構築されている。毀損した遺物が大量に出土することから、「捨て場」として利用されていたほかに、盛土構築前に焼土が形成されていることから、祭祀儀礼の場としての「送り場」的な機能があるものと考えられる。墓域は集落の周辺部に存在すると推測されるが、調査区内で確認された 10 基の墓は全て廃屋墓である。これは、竪穴住居を廃棄した後の窪地を掘り下げて埋葬したもので、こうした傾向はハマナス野遺跡など前期後半の円筒下層式併行期にもみられる。なお、調査途中で遺跡の保存を検討するために調査区の一部は未調査のまま残された。



調査状況（平成 8 年度）

イ. 平成 9 年度

平成 8 年度調査区の東西方向約 40,000 m²の範囲の中に 32 カ所、約 400 m²のトレンチを設定して調査を実施した。縄文時代前期末葉から中期末葉、後期初頭の住居を 24 軒確認したほか、22 基の土坑を確認した。調査の結果、大船遺跡の主体となる中期の集落は大船川左岸に沿った舌状台地の約 2,500 m²に集中していることを把握した。遺跡西側の小沢を挟んだ対岸の台地で確認した住居は本遺跡の後に造営されたものである。

ウ. 平成 10 年度

平成 8 年度調査区の東西方向に広がる約 40,000 m²の範囲の中に 51 カ所、合計約 900 m²のトレンチを設定して調査を実施し、縄文時代中期（サイベ沢Ⅶ式(円筒上層 d 式)から大安在 B 式)の竪穴住居跡 11 軒と土坑 8 基を確認した。調査の結果、南東側の斜面から土坑群が確認されたほか、小沢に挟まれた台地に設定したトレンチで確認された遺物は後期初頭から後期末葉のものであり、本遺構の後に造営された集落であることを確認した。また、調査区内の竪穴住居跡（集落）が南西側に広がることを確認した。

エ. 平成 11 年度

平成 8 年度調査区の東西方向約 15,000 m²の範囲の中に 11 カ所、約 650 m²のトレンチを設定して調査を実施した。トレンチ調査では縄文中期末葉(ノダツプⅡ式)の竪穴住居跡 11 軒、土坑 5 基を確認し、集落の主体部が南側の台地まで広がることを確認した。また、平成 8 年度調査区内の西側と盛土遺構中央部のトレンチ調査を実施し、中期後半(榎林式と大安在 B 式)の竪穴住居跡 2 軒を確認した。調査区内の榎林式の古手の住居跡からは、個体と破片を含めおよそ 200 点の炭化したクリ子葉を検出したほか、盛土遺構からは粒径 1cm ほどの珪藻土を多量に検出し、デンプンが混入していることも確認した。

オ. 平成 12・13 年度

平成 12 年度は平成 8 年度調査設定区内の西側を約 400 m²、平成 13 年度は同約 200 m²を調査した。

2 カ年の調査において竪穴住居跡 11 軒が確認され、その中で時期の特定できるものは、縄文時代中期後半の榎林式の古手に併行するものが 4 軒、新手に併行するものが 1 軒、大安在 B 式の第一段階から第三段階に併行するものが 4 軒であった。

カ. 分 析

灰化物—縄文時代中期後半とされる住居跡の炉跡およびその周辺から採取された灰化物のすべての試料からイネ科植物の茎部に由来する組織片が多量に検出され、そのほとんどは葉鞘に由来する組織片や植物珪酸体であった。大部分はクマザサ属の茎部(幹)であると推定される。なお、葉部がみられないことから、刈り取った植物をそのまま焼いたのではなく、葉を落とすか、枯れて葉が落ちたものを利用した可能性が考えられる。住居跡の屋根材や敷物などとして使用されていたものを焼いたのではないかと考えられる。

大型植物遺体—盛土遺構および住居覆土から出土した炭化植物化石は、オニグルミ、クリ、トチノキ、サンショウ属、ヒエ近似種などの直接人間が利用していた痕跡と考えられるものと、イヌコウジュ属などといった、たまたま住居内に運ばれて炭化したと推測されるものが確認された。

キ. 平成 17 年度

縄文時代中期前半の住居群の分布状況を把握する目的で、平成 9 年度に竪穴住居跡が検出された史跡南東側にあたる海岸段丘の先端側約 160 m²を調査した。

調査では、2 軒の竪穴住居跡 H-113・H-114 を検出した。新旧関係は H-113 が古く、壁際にベンチ状段構造が巡ることから、縄文時代中期前半と推測される。また、H-114 は覆土の人為堆積層から榎林式の個体土器が出土しており、時期は榎林式期と推測される。

これまでの成果から、4 時期に区分した住居群の分布には次のような傾向が認められる。

- 円筒上層式土器に伴う住居群は、盛土遺構よりも大舟川寄りの標高 32~43m の細長い範囲に分布する。
- 榎林式に伴う住居群は、盛土遺構付近から大舟川に向かって広く分布し、4 期の中での範囲は最大。標高 36~44m の段丘の最も高位に至っている。

- 大安在B式期の住居群は、東西方向に伸びて広がる傾向は榎林式期と同様であるが、分布範囲は盛土遺構まで及ばず、標高は39～42mでやや大舟川に寄っている。
- ノダップⅡ式期の住居群は、標高38～42mの最も大舟川寄りに分布し、台地縁辺部まで及んでいる。

以上のことから、集落は大舟川寄りの段丘の低位から高位へと拡大し、榎林式期に範囲は最大となり、その後、縮小して大舟川寄りに分布の範囲が限定されるという傾向が確認できた。また、遺物の出土状況から盛土遺構の範囲が段丘の先端部に向かって延伸することが推測できる。

ク. 平成18年度

盛土遺構の範囲確認を目的に、台地先端近くに2カ所のトレンチをT字形に配した約20㎡の調査区を設定して調査を行った。

東西方向に設定したトレンチにおいて盛土遺構の縁辺部を確認した。これにより、盛土遺構の規模は全体で長さ約80m、幅約15mの北東から南西方向に細長く伸びる形状であることが明らかとなった。



竪穴住居跡調査状況（平成8年度）



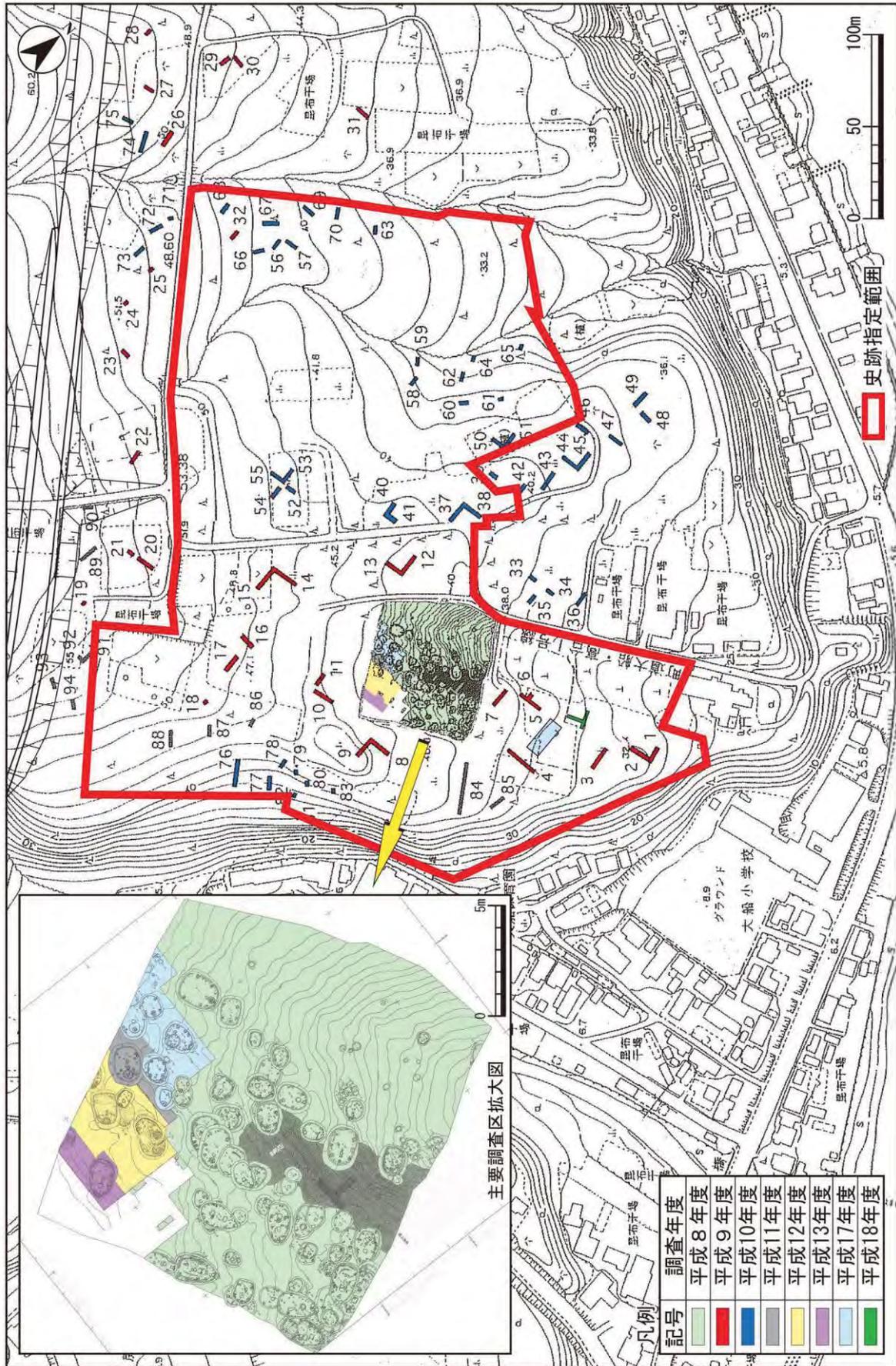
土坑墓調査状況（平成8年度）



調査状況（平成17年度）



調査状況（平成18年度）

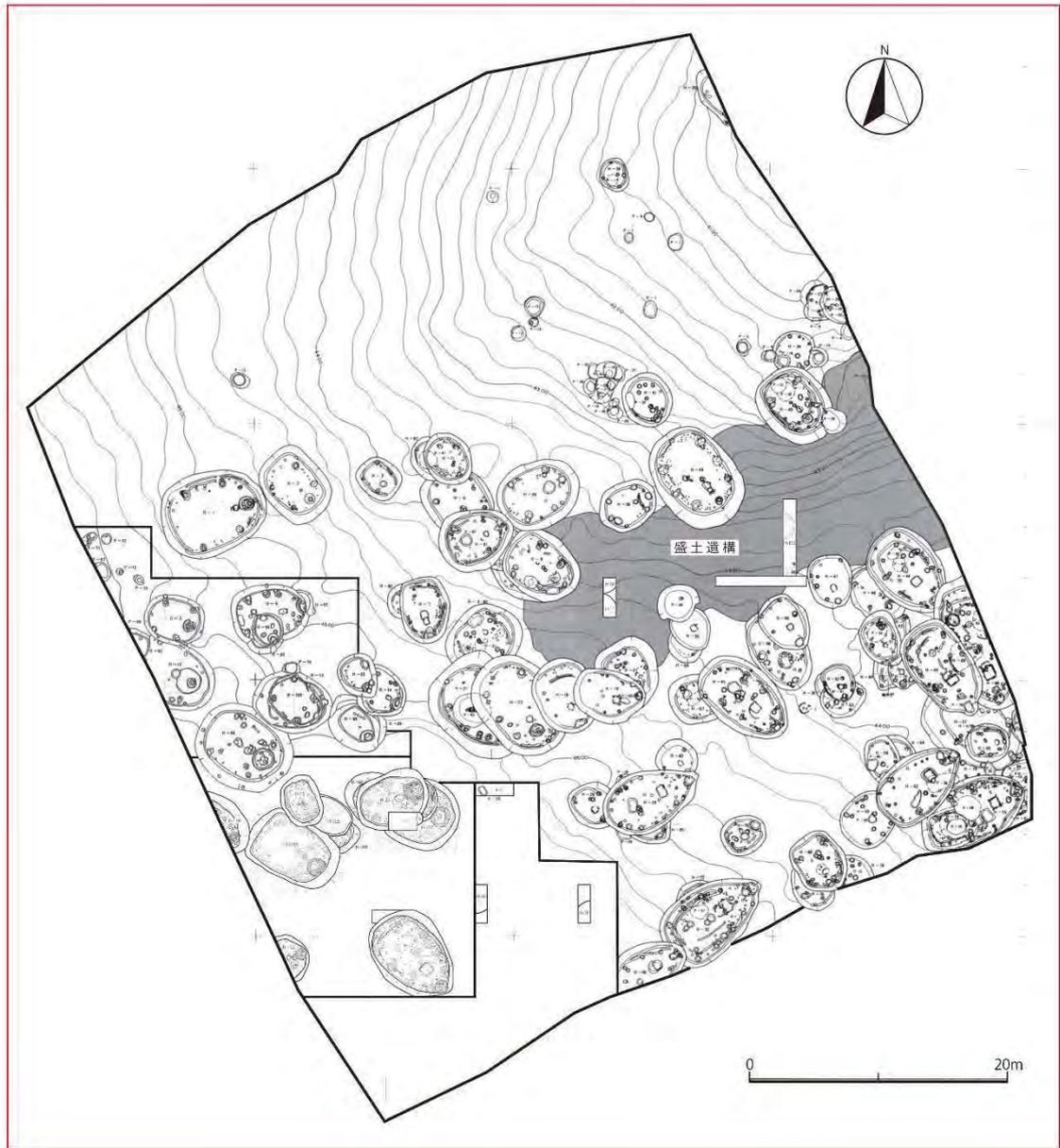


年度別調査地点図

記号	調査年度
■	平成8年度
■	平成9年度
■	平成10年度
■	平成11年度
■	平成12年度
■	平成13年度
■	平成17年度
■	平成18年度

史跡指定範囲

主要調査区拡大図



主要調査区遺構平面図



盛土遺構の調査（平成8年度）

竪穴住居跡一覧表

名称	位置	平面形	規模			主軸方向	主柱穴	炉の形態	住居形態 施設区分	調査年度
			長さ	幅	深さ					
H-1	4-13	小判形	8.3	6.4	1.65	N-65°	4	埋甕炉	IIA	平成8年度
H-2	6-14	隅丸方形	5.8	4.6	1.6	N-143°	4	埋甕炉	IIA	平成8年度
H-3	7-14	小判形	3.4	2.9	0.75	N-127°	4	地床炉	IA	平成8年度
H-4	9-13	小判形	5.9	5	1.3	N-148°	4	埋甕炉	IIA	平成8年度
H-7	8-11	船形	5.1	3.9	1.1	N-170°	4	石囲炉	IIIC	平成8年度
H-8	10-12	小判形	6	5	1.52	N-125°	4	埋甕炉	IIIA	平成8年度
H-80	9-10	小判形	6.1	4.9	1.35	N-62°	不明	地床炉, 埋甕炉	-A	平成8年度
H-14	7-9	卵形	4.4	3.8	0.72	N-129°	4	石囲炉	IIIC	平成8年度
H-18	11-9	小判形	6	4.8	1.04	N-152°	4	石囲炉	IIIC	平成8年度
H-19	12-9	不整の卵形	5.6	4.2	1.04	N-84°	不明	石囲炉	IIID	平成8年度
H-20	10-13	小判形	6.6	5.2	1	N-61°	4	地床炉	IIIB	平成8年度
H-21	8-10	小判形	8.3	6.7	2	N-137°	8	石組埋甕炉	IIB	平成8年度
H-22	7-10	卵形	3.7	2.8	1.4	N-150°	不明	地床炉	IIID	平成8年度
H-23	10-9	小判形	8.4	6	1.6	N-144°	6	石囲炉	IIB	平成8年度
H-27	12-10	小判形	5.6	4.7	1.7	N-162°	不明	埋甕炉	IIA	平成8年度
H-28	11-7	小判形	3.9	3.4	1	N-138°	不明	石囲炉	IIIC	平成8年度
H-29	12-7	卵形	8	4.7	1.2	N-63°	10	石囲炉	IIIE	平成8年度
H-32	13-5	船形	8.7	5.4	1.1	N-47°	8	石囲炉	IIID	平成8年度
H-33	14-21	不明	不明	不明	不明	N-150°	不明	不明	不明	平成8年度
H-34	15-16	円形	3.4	3.4	0.6	不明	4	地床炉	不明	平成8年度
H-62	16-9	船形	3	2.5	0.7	N-163°	不明	石囲炉	IIIE	平成8年度
H-63	15-9	卵形	3.7	2.8	0.6	N-68°	不明	地床炉	III-	平成8年度
H-36	12-13	卵形	4.8	3.7	1.4	N-60°	4	石囲炉	IIIC	平成8年度
H-38	12-20	小判形	2.6	2.2	0.73	N-100°	2	埋甕炉	IA	平成8年度
H-40	15-15	小判形	6.4	5.3	1.9	N-140°	4	埋甕炉	IIA	平成8年度
H-41	12-15	卵形	4.4	3.8	0.95	N-159°	4	石囲炉	IIIB	平成8年度
H-51	17-11	船形	4.1	3.1	0.8	N-151°	4	石囲炉	IIID	平成8年度
H-44	18-12	船形	7.4	5.2	0.82	N-137°	6	石囲炉	IIID	平成8年度
H-45	14-9	船形	8	5.1	1.2	N-131°	6	石囲炉	IIID	平成8年度
H-46	15-11	船形	4.7	3.5	0.9	N-146°	4	石囲炉	IIID	平成8年度
H-47	16-12	卵形	4.2	3.4	0.77	N-170°	不明	石囲炉	IIIC	平成8年度
H-48	17-12	小判形	4.9	4.2	1.2	N-154°	4	埋甕炉	IIIA	平成8年度
H-49	18-10	船形	8.3	4.8	0.75	N-154°	6	石囲炉	-D	平成8年度
H-50	13-11	卵形	3.5	2.9	0.6	N-150°	不明	石囲炉	-C	平成8年度
H-69	13-10	小判形	2.9	2.6	1.35	N-155°	2	埋甕炉	IA	平成8年度
H-52	18-8	船形	7.5	4.8	0.9	N-51°	8	石囲炉	IIIE	平成8年度
H-53	18-7	船形	8	5	1.05	N-62°	6	石囲炉	IIID	平成8年度
H-54	13-14	小判形	8.3	6.3	2.4	N-142°	6	石囲炉	IIB	平成8年度
H-56	15-10	船形	6.7	4.5	0.9	N-157°	2	石囲炉	IIID	平成8年度
H-57	18-9	楕円形	8.5	7.4	1.1	N-142°	不明	地床炉	(古武井式併行)	平成8年度
H-58	17-8	船形	3.8	2.8	1.1	N-168°	不明	石組埋甕炉	IIIB	平成8年度
H-59	17-7	小判形	4.9	4	0.8	N-40°	4	不明	不明	平成8年度
H-60	7-9	卵形	4.9	3.9	1	N-147°	4	石囲炉	IIIC	平成8年度
H-64	17-18	円形	3.8	4	1.25	N-125°	不明	埋甕炉	IIIA	平成8年度
H-65	19-8	小判形	3.5	3.2	1.12	N-90°	4	地床炉	IIIB	平成8年度

名称	位置	平面形	規模			主軸方向	主柱穴	炉の形態	住居形態 施設区分	調査年度
			長さ	幅	深さ					
H-66	19-10	船形	11	5	1.2	N-162°	8	石囲炉	Ⅲ一	平成8年度
H-67	13-9	卵形	4.6	3.9	1.3	N-77°	4	石囲炉+埋甕炉	ⅢB	平成8年度
H-71	8-14	卵形	4.3	3.6	1.25	N-143°	2	埋甕炉	I A	平成8年度
H-74	18-7	船形	4.5	3.2	1.35	N-73°	4	不明	Ⅲ一	平成8年度
H-75	14-7	小判形	3.5	3.1	1	N-57°	2	石囲炉	ⅢB	平成8年度
H-81	9-12	卵形	6	5	1.45	N-74°	4	石囲炉	ⅡBorC	平成8年度
H-82	7-11	不整円形	2.5	2.3	1	N-173°	2	地床炉	ⅢA	平成8年度
H-83	13-8	不整円形	3.2	2.8	1	N-139°	3	石囲炉	ⅢC	平成8年度
H-85	12-7	不明	不明	不明	0.85	N-137°	不明	不明	Ⅲ一	平成8年度
H-86	12-4	卵形	5.8	3.8	0.98	N-60°	不明	石囲炉	ⅢE	平成8年度
H-5	3-11	小判形	4.7	3.9	1.1	N-106°	4	埋甕炉	ⅡA	平成10年度
H-6	5-11	楕円形	5.8	4.7	0.9	N-75°	10	石囲炉	ⅢC	平成10年度
H-12	3-10	楕円形	不明	不明	不明	N-123°	6	埋甕炉	ⅡA	平成10年度
H-13	5-9	卵形	6.2	4.9	1	N-91°	4	地床炉	ⅢC	平成10年度
H-96	5-11	不整円形	2.6	2.5	不明	N-150°	2	なし	Ⅲ一	平成10年度
H-98	7-9	卵形	5	3.8	1.6	N-142°	不明	埋甕炉	ⅡA	平成10年度
H-100	5-9	楕円形	4.4	3.3	不明	N-132°	4	石組埋甕炉	ⅢC	平成10年度
H-15	5-7	船形	4	3.3	0.85	N-160°	4	掘込み炉	ⅢBorC	平成11年度
H-95	4-8	楕円形	8.2	6	1.5	N-125°	4	埋甕炉	ⅡA	平成11年度
H-16	8-4	船形	7.95	5.5	0.83	N-133°	8	石囲炉	ⅢD	平成12・13年度
H-104	7-7	不明	不明	不明	不明	不明	不明	石囲炉	不明	平成12・13年度
H-103	5-6	隅丸方形	7.26	4.76	1.33	N-131°	4	埋甕炉, 地床炉	ⅡA	平成12・13年度
H-105	8-7	小判形	4.07	3.2	0.58	N-150°	4	石囲炉	ⅢB	平成12・13年度
H-106	6-7	楕円形	不明	不明	不明	N-116°	不明	不明	不明	平成12・13年度
H-107	8-7	小判形	6.18	5.3	1.16	N-111°	4	埋甕炉	I A	平成12・13年度
H-108	7-7	円形	3.83	3.55	1.02	N-162°	不明	埋甕炉	ⅢA	平成12・13年度
H-109	6-7	小判形	2.7	2.42	0.97	N-40°	6	埋甕炉	ⅢA	平成12・13年度
H-110	4-7	不明	不明	不明	0.84	N-143°	不明	石囲炉	Ⅲ一	平成12・13年度
H-112	5-4	不明	不明	不明	0.71	N-68°	不明	石囲炉・掘込み炉	Ⅲ一	平成12・13年度

※住居形態施設区分については46頁の「住居変遷の模式図」の区分による。



H-54 完掘状況（平成8年度）



A : 出土した大量の石皿

B : 石棒

C : クジラ骨製品

D : クジラ椎骨と礫石器

E : クジラ椎骨

F : マグロ椎骨

G : オットセイ歯

H : 珪藻土

I : 土器埋設炉

J : 墓から出土した小児の歯

K : 小型土器

L : 土器

出土遺物

2. 史跡の本質的価値

(1) 定住性を示す拠点集落

史跡大船遺跡は、縄文時代前期末葉から中期末葉の約千年間にわたり人々が定住した集落跡である。これまでの発掘調査により、竪穴住居跡 114 軒、墓や貯蔵穴など土坑 104 基、屋外炉 2 基と、長さ 80m、幅 15m におよぶ盛土遺構を検出し、土器・石器など 27 万点の遺物が出土した。

検出した遺構の分布から、各時期ともに台地の東側、大舟川に沿って帯状に集落を形成しているため、遺構の重複は激しく全体像を捉えることが困難な遺構が多いほど繰り返し同じ台地を利用している。特に中期後半以降の竪穴住居跡については、大型の住居跡が多いこと、建物の形態や構造と共伴する土器の変化が連続的に変化する様子が詳細に把握できたことから、本集落の集団が文化変容をみせながら長期間にわたり安定的に定住したことが窺える。

一方、調査によって出土した土器や石器などの道具類は、北東北から北海道南部を中心に道央部まで広がりを見せる「円筒土器文化圏」の遺跡群に共通してみられるもので、石器の素材や製品などから、広く交流・交易等が行われていた事を知ることができる。発見された多量の遺物は長期間にわたり継続した集落の豊かさを示した結果であり、同文化圏において当該期を代表する縄文集落と位置付けることができる。

このうち、これまでに本遺跡の調査で得られた代表的な成果を次のとおり示す。

ア. 住居形態の変遷

大船遺跡の中期後半から末葉に相当する住居形態をみると、時間軸に沿って A～E の 5 段階に大きく分けることができる。

A：平面形が楕円形を呈し、主柱が 4 本で埋甕炉を持つ住居

B：長円の平面形となり、主柱が 6 本あるいは 4 本で、小型の石囲炉を持つ住居

C：長軸に対して前後の幅がやや変化して卵形となり、主柱が 4 本で縦型の石囲炉を持つ住居

D：先端部が発達し平面形は舟形となり、主柱が 6～8 本で、大型の石囲炉やウィング付きの二重炉を持つ住居

E：さらに先端部が突出し、主柱 8～10 本で石囲炉がやや簡素化する住居

こうした変化は、円筒土器文化以降の大木式土器文化圏の影響を受けた東北北部との繋がりにから、次第に道央部など北からの影響を受けながら道南地域固有の文化形成を顕著に示すものである。

イ. 住居内の祭祀施設

A～E の住居は、出入り口に相対する方向に設置された祭祀施設の有無あるいは形態によって I～Ⅲ に区分することができる。I は祭祀施設が認められないもの。II は柱穴状の小土坑、III は皿状の小土坑に複数の柱穴があることから、II は柱、III は木幣が立てられていたと考えられる。II、III とともにドーナツ形の小さなマウンドで区画され、他の空間と明確に区分

されている。このマウンドは、祭祀施設となる小土坑を掘った土を盛って作られたものであるが、マウンドと床面の間に炉から続く炭化物が検出されることから、炉に火を入れてから祭祀施設を作ったことが窺える。住居を構築する際に、はじめに炉の位置を決めて火を入れてから他の施設を作るという手順は北方民族の例でもみられるものである。また、この施設周辺から儀礼に使われたと思われるクジラの骨刀や青竜刀形石器、小型の石棒などが出土する。Ⅲタイプの施設においては、ヒエの炭化種子を検出した。

こうしたⅡとⅢにみられる施設形態の差は、「ⅡからⅢへ」という時間的な経過で変化するのではなく、当初から2形態が存在し時間の経過とともにⅡが減少しⅢが発達したことが住居の新旧や伴出土器の細分などの観察から捉えることができた。また形態差のある祭祀施設が同時期に存在するという事は、同一集落内での集団分化を考えるうえで興味深い。

ウ. 胞衣の埋納が推察される中央ピット

大船遺跡の縄文中期末葉の住居においては、祭祀施設となる先端ピットと石囲炉を挟んで相対する位置に中央ピットと呼ぶ小土坑がある。このピットは直径が30～40cmで、50～60cmほどの深さがあり、1軒に1基確認されることが多い。竪穴住居を拡張する際にはあらかじめ構築される例もある。このピットの特徴は、掘りあげられてからすぐに埋め戻し、ピットの上部が床面と同じ堅さに踏み固められていることである。ピットの坑底には黒色化した土層が堆積しており、脂肪酸分析をした結果、ヒト由来の脂質が検出され、胎盤の可能性が報告されている。(注1)

後産(胞衣)や胞衣壺の埋納が縄文時代に行われていたことは、埋設土器の調査で数例確認されているが、中央ピットは、大自在B式・ノダップⅡ式土器を伴う北海道南部の縄文時代中期末葉に、一定の規則性をもって住居構造の中に取り入れられていることは非常に興味深い事例である。

中央ピットは、屋内にあり、構築される位置が意図的であること、また構造上特異であることや堆積土が特徴的であること、さらには脂肪酸の分析結果などを勘案すれば、胞衣の埋納の可能性が考えられる遺構である。(注2)

(2) 豊かな環境に恵まれた自然との共生

本史跡は、海、山、川に近接した場所に立地し、動植物遺体などの出土遺物からは当時の人々が集落周辺の自然環境の中で持続した社会を維持していたことを読み取ることができる。

また、これまでの調査から、クジラ、オットセイなどの海獣類やマグロ、サケ、マガキ類、エゾタマキビ、ウニなどの魚介類、クリ、オニグルミ、ヤマブドウ、ウルシ、キハダなどさまざまな植物遺体を検出した。こうした成果から、多くの遺跡の調査を実施しているにも関わらず貝塚が発見されていない南茅部地域における、生態や生業などの人と自然との関わりを示す情報を読み取ることができる重要な遺跡である。

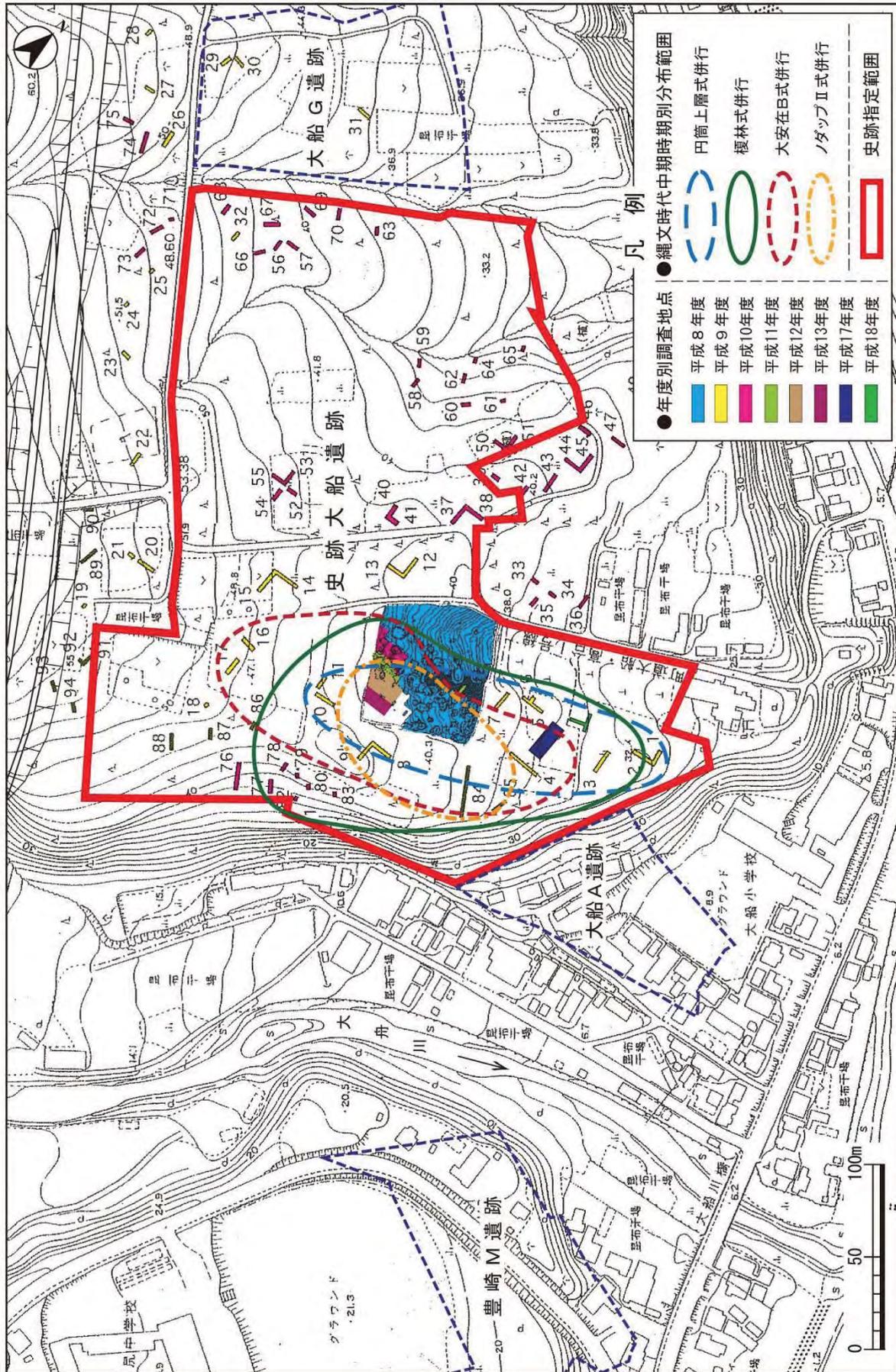
(3) 調査成果にみる遺跡の本質的価値

これらの調査成果から、大船遺跡の本質的価値は次のようにまとめることができる。

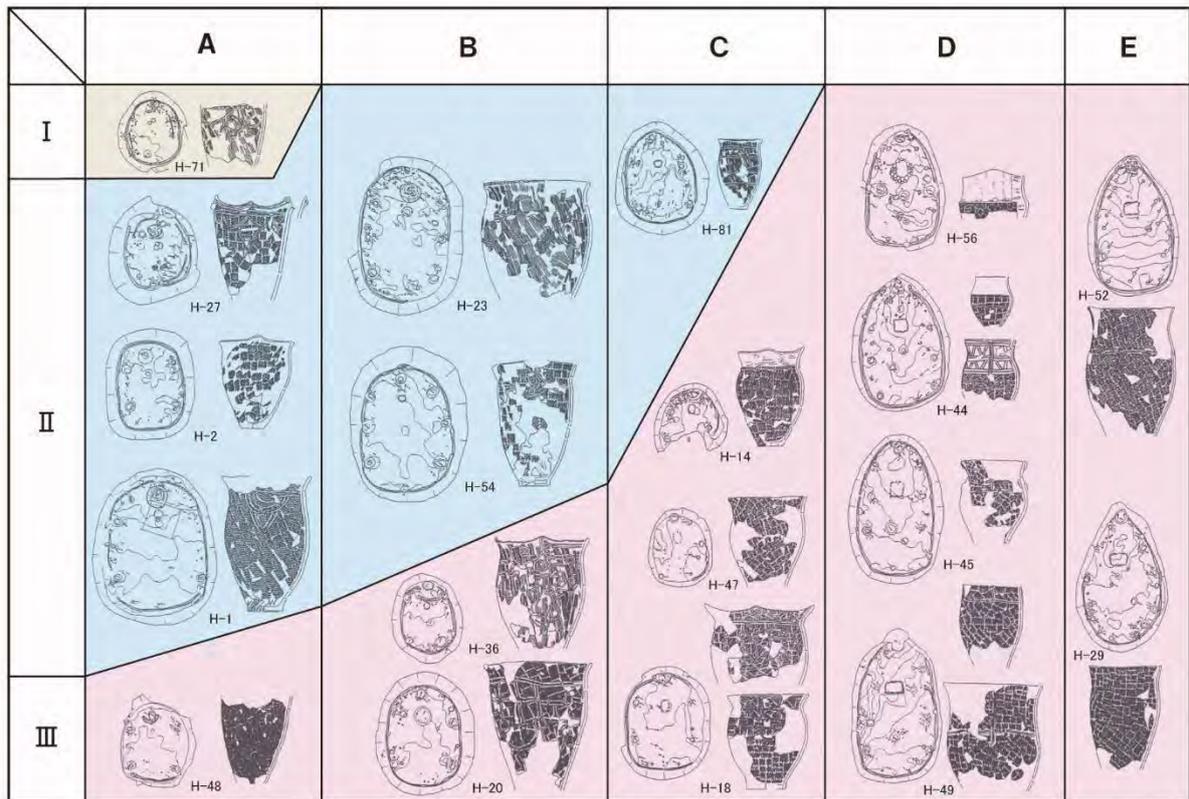
- これまでに 100 軒を超える竪穴住居跡を検出し、集落の密度が高いこと。
- 竪穴住居跡の規模が全体に大型のものが多く、中には長さ 8～11m、深さが 2m を超える大型住居が存在すること。
- 縄文時代前期末葉から中期末葉の集落の造営期間の中で、北海道南部における集落構造や住居形態の変遷を捉えることができたこと。
- 大規模な盛土遺構の存在は、拠点集落として長期間におよび集落内における廃棄（祭祀・儀礼）の場所として維持されてきたこと。
- これまでに数十点におよぶ青竜刀形石器（未製品、破損品を含む）および骨刀が出土しており、一過性ではなく安定的な祭祀・儀礼が行われていた可能性が窺えること。
- 遺跡から検出したさまざまな動植物遺体は、海浜環境への適応による狩猟・漁労・採集による安定的な集落の維持や往時の生態系を窺うことができること。
- 太平洋沿岸という地勢でつながる噴火湾を中心とした大規模な縄文集落の様相を、良好かつ顕著に示す遺跡として価値付けられること。

注1: 中野益男ほか「大船C遺跡から出土した遺構に残存する脂肪の分析」『大船C遺跡 1996』南茅部町教育委員会 1998 347～357頁

注2: 国内の考古学的調査において実施した残存脂肪酸分析に対しては、近年様々な観点から疑義が提起されているが、現時点において市教委としては、分析結果を参考にしながら各地の調査・研究の事例を踏まえたうえで可能性を考えているものである。

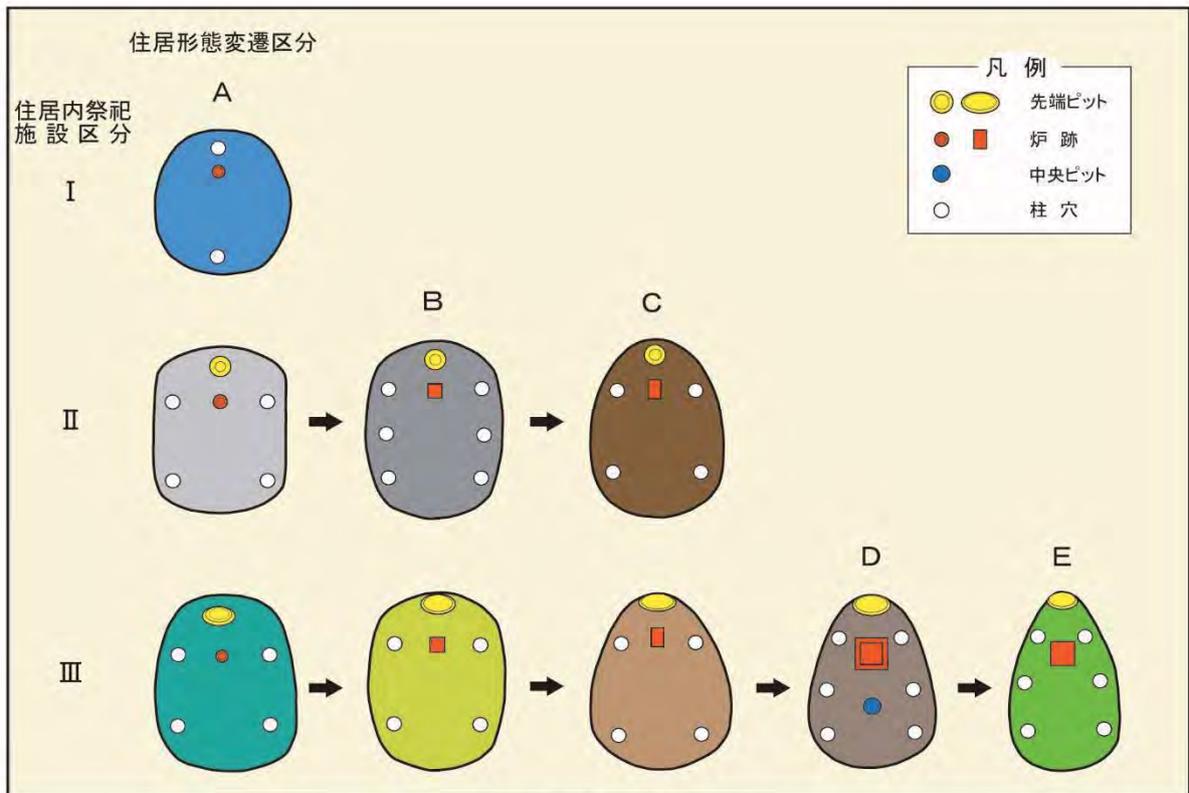


時期別遺構分布変遷図



竪穴住居の変遷と伴出土器

『大船C遺跡 1996』 南茅部町教育委員会 1998



住居変遷の模式図

『大船C遺跡調査検討委員会中間報告書』 南茅部町教育委員会 2000

1. 基本方針

史跡の保存管理計画を策定するために、史跡指定の根拠および今日的な学術的観点により行った史跡の歴史的評価と現在の状況等を踏まえながら、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、史跡の価値を損なうことなく保存・活用を図るための基本的方向性を示した。

(1) 基本方針

史跡の保存管理にあたり、基本方針を次のとおり定める。

- 史跡の管理にあたっては、史跡の本質的価値と構成する諸要素を明確化したうえで、文化財保護法に基づき各要素の適切な保存管理を図る。
- 地下に埋蔵されている遺構・遺物の保存を図り、調査研究、保存、整備に資するために必要に応じて実施する発掘調査については最小限にとどめる。
- 整備に際しては史跡への影響を最小限にとどめ、整備を実施した箇所については、遺構、整備施設の保全や見学者への安全に留意して維持管理を行う。
- 史跡の指定範囲とともに史跡周辺においては、「史跡周辺の景観を保護する範囲」を定め、行政機関による既存の法令による保護はもとより、地域住民や関係団体等による管理体制を整え、土地所有者や土地利用者への理解と協力を求めながら良好な景観形成に努める。
- 史跡の適切な公開・活用については、平成18年3月に策定した「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」に基づいて策定する。

(2) 現状把握

保存管理に資するため、史跡および史跡周辺の現状を次のとおりまとめる。

- 史跡指定地は平成15年度までに公有地化が完了しており、現在は函館市が所有者として管理している。
- 遺構については、確認調査実施後に埋め戻され、現状保存を図っている。
- 指定地内は、平成18年度から21年度に保存整備事業を実施して、遺構の保存と併せた遺構復元や往時の植生を再生するための植樹を実施している。
- 史跡内の整備した区域以外は、植林地、雑木林、草地等で構成されており、農地として大きく改変された土地はなく、ほぼ現況を保っているが、指定地中央を未舗装の市道高台1号線が南北に貫き、北東側には大船共同墓地がある。
- 指定地周辺は、植林地、雑木林、草地等で構成されているが、市道大船高台1号線が史跡地から南北にそれぞれ延び、南側は指定地に沿って西へ延びる。東側は大舟川に面した急傾斜地となっている。
- 史跡の南側に隣接して国道278号尾札部道路（尾札部バイパス）の整備が計画されており、供用開始後には史跡内を通る市道の廃止が予定されている。

2. 構成要素

史跡の保存管理の方法とそれに基づく現状変更等に対する取扱基準を策定することを目的に、史跡の本質的価値を明確化するため、「史跡の構成要素」と「周辺地域の環境を構成する要素」に大別した。

「史跡の構成要素」は、「本質的価値を構成する要素」と「その他の要素」に区分した。一方、「周辺地域の環境を構成する要素」は、「史跡の価値および保存活用に関連する要素」と「史跡の価値および保存活用に関連しない要素」に区分し、それぞれの要素と具体例を示した。

(1) 本質的価値を構成する要素

本質的価値を構成する要素としては、縄文時代の遺構・遺物が挙げられる。史跡内には多数の竪穴住居跡をはじめ、土坑、盛土遺構などからなる縄文時代の集落跡とともに、多数の土器・石器などの遺物が地下に埋蔵されており、こうした集落を形成するうえで枢要の要素として海岸段丘や段丘斜面、自然水路や湧水池などからなる自然地形が構成要素として挙げられる。

(2) 指定地内におけるその他の要素

ア. 史跡の価値および保存活用に寄与する要素

指定地内には、「史跡の価値および保存活用に寄与する要素」として、本史跡を理解するために整備された竪穴住居の復元家屋など各種「文化財保存活用施設」や、指定地と隣接地との境界に境界杭を設置し、指定範囲を明確に示している。また、植生復元に取り組んでいる「縄文の森」のほか、クリなどの落葉広葉樹の自然林（二次林）は、往時の植生環境の理解に寄与する要素である。

イ. 史跡の価値および保存活用に寄与しない要素

指定地内には、市道大船高台1号線とこれに伴うガードレールなどの道路施設や、大船共同墓地、電柱など現代的な人工物が存在する。一方、戦後に植林されたスギやトドマツなどの植林地は周辺を含め広く分布しており、史跡の価値には寄与するものではないが、周辺環境の緑化に一定程度寄与しているともいえる。

(3) 指定地以外の周辺地域の環境を構成する諸要素

ア. 史跡の価値および保存活用に関連する要素

周辺地域における本要素として、縄文時代の遺跡が挙げられる。段丘下に隣接する大船A遺跡や西側の小河川を挟んで位置する大船G遺跡、さらに大舟川対岸の豊崎M遺跡が存在する。

次に史跡を取り巻く自然環境として、大舟川や海岸（前浜）、背後の栗の木山や植生など地形や豊かな自然環境が挙げられる。こうした自然環境にあって、史跡の近郊には北海道の第1回造林事業で植樹された樹齢百数十年の市指定天然記念物『大船の杉』大樹（北海道指定保護樹木）の巨木がある。また、大舟川の中流には天保年間から湯治に利用されてきた下の

湯温泉や上の湯温泉（現ホテルひろめ荘および保養センター）があり、これらは人と自然との営みを窺わせるものである。さらに大船地区は江戸時代から松浦武四郎や幕吏らの記録の中に歴史や地名等が記されており、こうした記録や記述された旧地名にはアイヌ語地名がみられるなど、本地域の後史を示すものである。

このほか現代的人工物では、国道沿いに設置された案内板は来訪者にとってのサインとして有効であり、史跡周辺の段丘斜面に設置された急傾斜崩落防止柵は、史跡の保全に寄与している。

イ. 史跡の価値および保存活用に関連しない要素

本要素として挙げられる人工物としては、家屋や漁業関連施設、小学校など各種建築物のほか、国道 278 号や市道等の道路および関連施設などである。海岸段丘下の低地には、国道や大舟川に沿って集落が形成され、地域住民にとって基幹産業と密接に結びついた重要な居住空間となっている。このほか、周辺には小規模な家庭菜園がわずかに残されている。

一方、史跡指定地南側の緩斜面においては、国道 278 号尾札部道路（バイパス）の建設が計画されている。計画によると、道路の東側は切り土工となり、西側では盛り土工となることから、視覚的なインパクトは大きいものと想定される。（7 章 1 節(2)参照）

史跡大船遺跡の構成要素

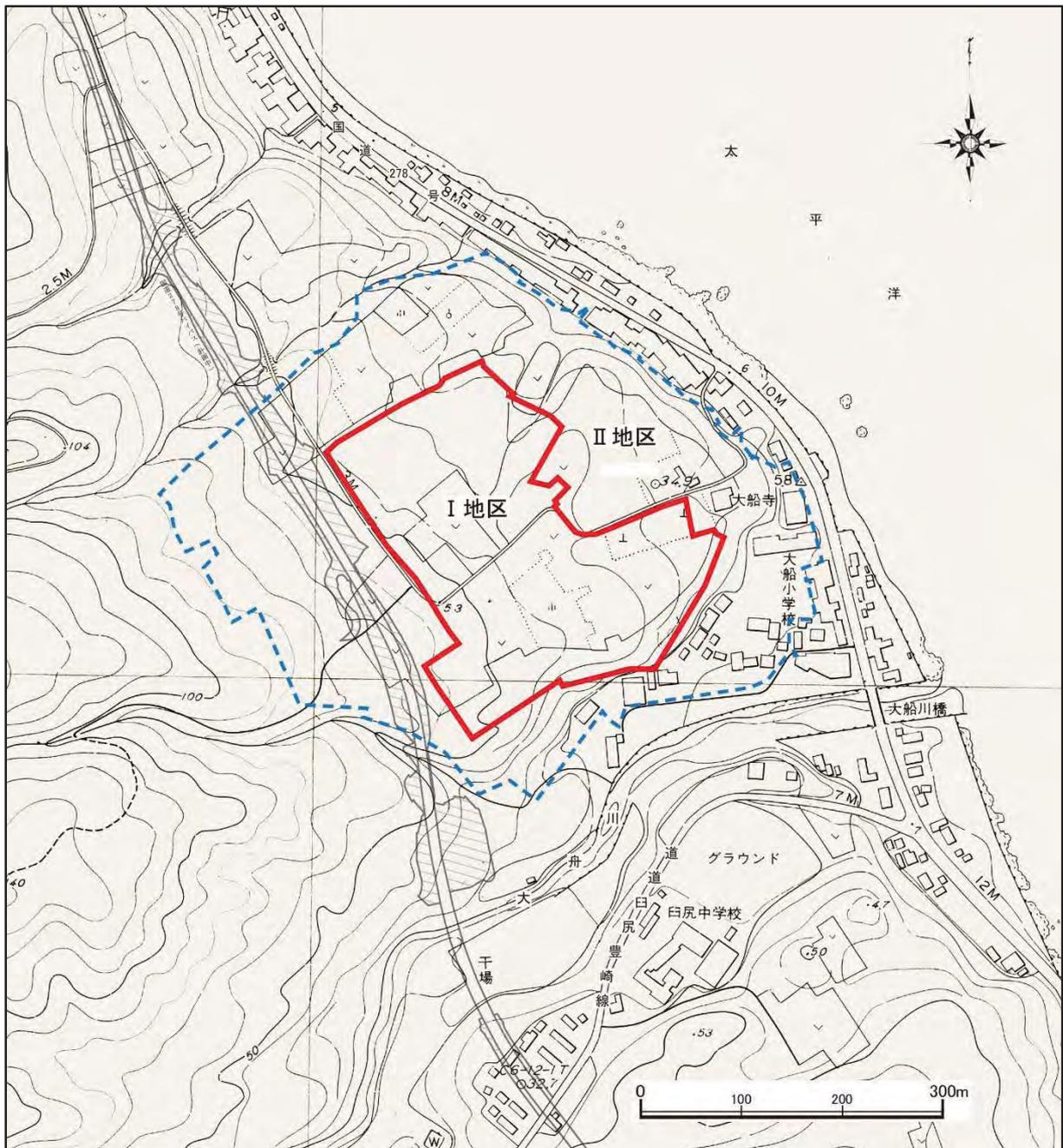
大別	区分		要素	具体例
史跡の構成要素	本質的価値を構成する要素		縄文時代の遺構・遺物	竪穴住居跡（集落）、盛土遺構、土坑、土器・石器等遺物、自然遺物
			自然地形	海岸段丘、段丘斜面、自然水路、湧水池
	その他の要素	史跡の価値および保存活用に寄与する要素	文化財保存・活用施設	復元家屋、復元盛土遺構、園路、縄文の広場（体験スペース）、看板・説明板、史跡大船遺跡埋蔵文化財展示館、境界杭
			植生	縄文の森、自然林（クリ）
		史跡の価値および保存活用に寄与しない要素	現代的人工物	市道大船高台1号線、ガードレール、墓地、フェンス、外灯、電柱、（スギ・トドマツ・ブナ等の植林）
	周辺地域の環境を構成する要素	史跡の価値および保存活用に関連する要素		周辺遺跡
自然環境・景観				大舟川、テッペイ川、無名沢、海岸（前浜）、栗の木山、段丘斜面、落葉広葉樹林、スギ・トドマツ植林、雑草地、市指定天然記念物「大船の杉」、温泉
歴史・地名				史料：『東西蝦夷山川地理取調図』（万延元年[1860]）、『蝦夷日誌』（弘化二年[1845]）など地名：クマドマリ、ヲタハマ、大船川、大舟川、二艘トマリなど
人工物				案内板、急傾斜地崩落防止柵
史跡の価値および保存活用に関連しない要素		建築物・構造物等	寺、小学校、漁業関連施設、家屋、電柱、携帯電話通信施設、防災行政無線施設	
		道路および関連施設	国道278号、市道大船高台1号線、栗の木山林道、橋、道路関連施設（電光板、信号機、標識、ガードレール等）、国道278号尾札部道路（バイパス）（建設予定）	
		その他	畑（家庭菜園）	

(4) 地区区分

史跡指定地の地形や周辺の土地利用の状況に基づき、保存管理の対象とする範囲を次の 2 地区に大分した。

- I 地区：史跡指定地を対象とした範囲
- II 地区：史跡の景観を保護する範囲

計画地はその特性等により大きく史跡指定地と周辺の史跡の景観を保護する区域に区分できるが、これらの地区区分に基づく管理を行う。



史跡大船遺跡地区区分図

3. 保存管理の方法

(1) I 地区の保存管理

ア. 本質的価値を構成する要素の保存管理

史跡内の本質的価値を構成する要素（地下に埋蔵された遺構や自然地形）は、原則として整備・保存管理上必要な部分を除き、現状変更は認めない。ただし、文化財保護法に基づく現状変更を行う場合には、別記取扱基準（次節）により取り扱うこととする。

イ. 指定地内におけるその他の要素の保存管理

(ア) 文化財保存・活用施設

平成 21 年度までに史跡の保存と価値を伝えるために整備した諸施設においては、遺構や包含層への影響を与えないよう十分配慮するとともに、来訪者への安全性の確保を含め施設機能の維持・管理に努める。特に復元遺構等においては経年劣化が発生することから、専門家による指導を受けながら必要に応じて修繕等の対策を講じる。

(イ) 植生

現在復元を進めている縄文の森においては、植栽した樹木の生育を促進させるとともに、市民参加による植樹を継続的に実施し、日常的には下草等の除草や外来種の除去などを行うものとする。また、自然林（クリ）については、往時の景観復元の一助となることから、安全管理等を目的とした伐採や剪定を除き、自然更新を妨げず現状維持とする。

(ウ) 現代的人工物

○ 市道大船高台 1 号線および道路用設備

遺跡内を横切る本線は未舗装であるが、公衆用道路であることから車両の安全運行にも配慮が必要であるが、遺構、包含層などへの影響を与えないよう道路管理者との連絡調整を図りながら維持する。また、一部のガードレールや進入防止柵等の施設については、安全性と景観に配慮のうえ維持することとし、撤去する際には更新しないこととする。

○ 墓地および周囲のフェンス、外灯等

本遺跡の史跡指定に伴い、別地域に整備した霊園への移転を進めてきたが、現在も 30 基余りの墓石が残り利用されているため、現状維持としながら新規の利用は認めないこととし、利用者等に対しては移転への理解を求めていく。また、墓地周囲のフェンスや外灯についても現状維持とし、老朽化等の場合には安全上支障の無い限り撤去する。

○ 電柱

史跡地内には木製電柱が設置されており、近年では劣化が認められる。電柱の更新に際して立て替えは認めず、地下埋設等を含め景観に配慮のうえ史跡地外への移転を行うものとする。

○ スギ・トドマツ等の植林

スギやトドマツなどの植林は、保安林指定となっている箇所は現状維持とし、他の箇所においても遺構、包含層に対して負の影響が認められない限り、緑地の保全や現代的な要素の遮蔽に効果的なことから、現状維持とする。

(2) II 地区の保存管理

II 地区においては、良好な景観の維持や促進のため、現行法令等に基づいて対応することとする。

(3) 関係法令

指定地周辺は、道路用地等を除き、大部分が民有地である。

つぎに、史跡指定地および周辺に関わる主な法規制であるが、I 地区内は文化財保護法によって現状変更行為が規制され厳格に保護されているほか、周辺地域を含めて環境や景観上の保全に関わる主な法規制は次のとおりである。

ア. 文化財保護法

I 地区は文化財保護法第 125 条によって厳格に保護されている。

II 地区の周知の埋蔵文化財包蔵地においては、同法第 93 条が適用される。詳細については附編を参照。

イ. 関係法令

○ 都市計画法

史跡指定地を含む周辺地域は、都市計画法における無指定地域である。

○ 景観法・函館市都市景観条例

景観法は、良好な景観の保全や形成を目的として制定されたもので、本市は同法に基づく景観行政団体となっており、函館市都市景観条例を制定し、市全域を景観計画区域に定めている。

I 地区およびII 地区は条例において、都市景観形成地域以外の景観計画区域に位置付けられ、良好な景観形成に影響を与えるような一定以上の規模となる建築物・工作物などの設置行為に対しては届出が必要となっている。

- ・ 法第 16 条（景観計画区域内における届出等）
- ・ 条例第 22 条（都市景観形成地域以外の景観計画区域内における行為の届出）

○ 屋外広告物法、函館市屋外広告物条例

良好な景観や風致の維持、交通の安全や市民生活の安全を図ることを目的としており、I 地区およびII 地区においてはそれぞれ屋外広告物の設置に制限が設けられており、申請手続きを要する。

- ・ 条例第 6 条第 1 項（制限地域内における屋外広告物等の設置に関する許可等）

○ 森林法

森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全や国民経済の発展に資することを目的にしたもので、史跡指定地および周辺地域には同法に基づく林班が設定されている。

史跡指定地内を含む周辺地域の一部は急傾斜地においては土砂崩壊防備保安林に指定され、伐採などの現状変更等が規制されており、林班に指定されている森林についても所定の申請手続きが必要である。

- ・ 第 5 条（地域森林計画対象民有林）
- ・ 第 10 条の 2（開発行為の許可）

- ・ 第 10 条の 8（伐採及び伐採後の造林届出）

- 急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを目的としたもので、史跡指定地の一部を含む北東側の海岸段丘崖は、同法における急傾斜地に指定されており、崩落による災害を誘発するおそれのある有害な行為が規制されている。

 - ・ 法第 7 条（有害な行為〔切土、掘削、盛土〕の制限）

- 河川法・函館市普通河川管理条例

河川の災害発生防止や環境の保全、適正な利用や整備等を目的としたものである。史跡指定地の東側を流れる大舟川は北海道が管理する二級河川に指定されており、治水に関する制限がある。それ以外の普通河川は函館市が管理する。河川の開発行為や砂利の採取などの現状変更には制限がある。

 - ・ 準用河川：法第 25 条（土石の採取）
 - ：法第 26 条（工作物等の新築等）
 - ：法第 27 条（土地の掘削等）
 - ・ 普通河川：同上および条例第 10 号（土石の採取，工作物の設置，掘削，盛土，切土等形状変更など）

- 道路法

交通網の整備や発展を目的としたもので、その対象となる道路としては、史跡指定地内から周辺を横断する市道大船高台 1 号線をはじめ、周辺の国道 278 号および住宅地内の市道が同法の適用となるもので、道路管理者以外の者の行う工事・占有などの許可を要する。

 - ・ 法第 24 条（工事設計及び実施計画の承認）
 - ・ 法第 32 条（占有の許可）

- 函館市墓地条例

I 地区には、同条例が適用される大船共同墓地があり、区画数の制限や同地内における使用には許可を要する。

 - ・ 条例第 8 条（墓地等における現状変更に係る使用許可）

4. 現状変更等の取扱方針および取扱基準

史跡は、国民共有の財産として保存・活用されるべきものであり、指定地は文化財保護法に基づき開発行為等から厳格に守られている。また、史跡指定地は全て公有化されており、函館市は管理団体となっていないものの、所有者として責任をもって適切な保存管理を行うものである。

そこで、史跡指定地および周辺の景観を保護すべき範囲について、それぞれ管理方針および現状変更に対する取扱基準を定め、運用する。

(1) 史跡指定地（Ⅰ地区）における現状変更等による制限

史跡指定地においては、必要な管理行為や史跡の保存・活用等を目的とした調査や整備を除き、現状変更は基本的に行わないこととする。ただし、以下の法令・規則に基づき、やむを得ず現状変更を行う場合にあっては、史跡の保存と住民生活との調整を図り、適切に対応することとする。

- 文化財保護法第 125 条第 1 項により、文化庁長官による許可を要するもの。
- 同条の但し書きに規定された「非常災害のための必要な措置」に該当するもの。（影響の軽微な場合や非常災害時の緊急措置を執る場合）
- 「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第 4 条に規定された維持の措置に該当するもの。

(2) 史跡の景観を保護する範囲（Ⅱ地区）の保存管理

ア. 取扱方針

史跡周辺における景観を保護する範囲においては、史跡にふさわしい文化的景観の維持、向上に努める。

イ. 取扱基準

(7) 関係法令

現状変更等に伴う行為については、関係者に対して各種法令の遵守を求めるとともに、所管する関係機関との連携や調整を図り、良好な景観形成に配慮するよう努める。

(4) 所有権等の尊重

土地の所有者や利用者について、所有権その他財産権等を尊重するとともに、理解と協力を求めるよう努める。

5. 植生管理

史跡指定地および周辺地域における植生は、自然林、針葉樹等の植林、往時の環境・景観復元を目的とした落葉広葉樹等の植林など、さまざまな現状を抱えている。そのため、植生管理についての考え方や方法について示す。

(1) 植生管理

ア. 基本的な考え方

史跡指定地における植生管理の基本的な考え方については、次のとおりとする。

- 史跡の本質的価値を構成する要素の保護を図る。
- 適切な植生管理を行い、防災・安全性の確保に努める。
- 史跡指定地が縄文時代にふさわしい景観となるように植生を管理し、誘導する。
- 新たな植栽には、地域の歴史や風土に配慮し、在来植物の利用に努める。

以上の基本的考え方に基づき、管理方針、管理項目および管理方法を示した。

イ. 方針および管理項目

植生管理の方針および検討が必要となる管理の項目について、以下に示した。

植生管理区分	管理方針	管理項目
I 地区 (史跡指定地)	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構保存と史跡にふさわしい景観形成の観点から、良好な植生環境を維持するため適切な植生管理を行う。 ・樹木の安全管理を実施する。 	植栽植物の一般管理 草刈り等管理
II 地区 (史跡の景観を保護する範囲)	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡とともに、周辺景観の維持・向上を図る。 ・良好な景観形成は積極的につくっていくものであり、長期的な植生管理に取り組む。 ・人工物等の設置においては、可能な限り在来種による遮蔽・修景を行う。 	樹林の伐採・植栽への指導・依頼

ウ. 方法

管理方法については、項目別にその方法を次の表に示すことで整理を行った。

管理項目	管理方法
a. 縄文時代の景観にふさわしい集落域の植生管理	・縄文集落内は人びとが日常的に活動する場であったという観点から、草刈りを定期的に行い背丈の低い草地として管理する。
b. 縄文時代の景観にふさわしくない集落周辺域の樹木・草本の除去と、落葉広葉樹林への誘導	・スギ、カラマツ、トドマツ等の植林地を除伐し、自然発生している縄文的景観にふさわしい落葉広葉樹を保護してその生育を助け、また、適宜それらの苗を植えて縄文的景観を醸成する。
c. 樹林地の里山としての定常的伐採、草刈り	・樹木は自然のままに成長させるのではなく、適宜伐採を行い、その萌芽再生により里山景観をつくり、維持管理する。林床は柴刈り・草刈りを定期的に行い、特に帰化植物等が繁茂することがないようにする。
d. 危険木等の除伐、落枝予防のための樹枝剪定	・常に樹木の状態を把握し、傾斜転倒による被害が想定される樹木や枯損木等については、それを予防するため伐採管理を行う。また、落枝が予想されるものについては剪定を行う。
e. 園路の落枝等の定常的除去	・日常的に史跡地を巡回し、園路の落枝等の除去に努め、特に強風等の荒天のあとは速やかに落枝等の除去を行う。

(2) 植栽計画

ここでは、平成20年度から22年度に史跡整備に伴い実施した植栽計画について記載する。

ア. 植栽計画

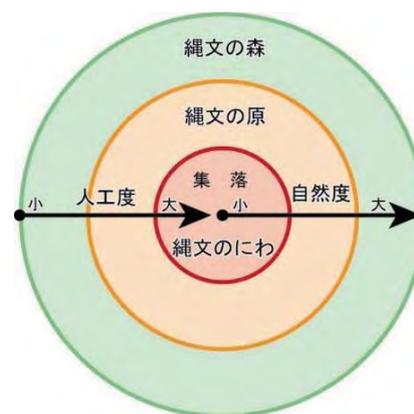
計画地における植栽計画は、集落を中心とした縄文人の生活圏を考慮した地区区分を行い、地区毎に応じてグラデーションを有する植栽とし、各種調査成果等を踏まえ、古植生の復元を目指すものとする。

(ア) 植生の地区区分

集落を中心に自然度(人工度)を考慮し、ここでは史跡指定地内を「縄文の森」、「縄文の原」、「縄文のにわ」の3地区に区分する。

〔植栽地区区分の定義〕

- 縄文の森：集落から最も離れた、主として森林環境の地区で、建築資材の調達、狩りや季節的な木の実等を採集する空間である。
- 縄文の原：縄文の森と縄文のにわの中間に位置し、森に比べ樹木密度は低く、主としてススキなどが生育する草原環境であり、多様な食物や燃料等を採取する空間である。
- 縄文のにわ：住居と一体となった日常的な生活の場で、草本類等の生育するいわばキッチンガーデンや作業場的な空間である。



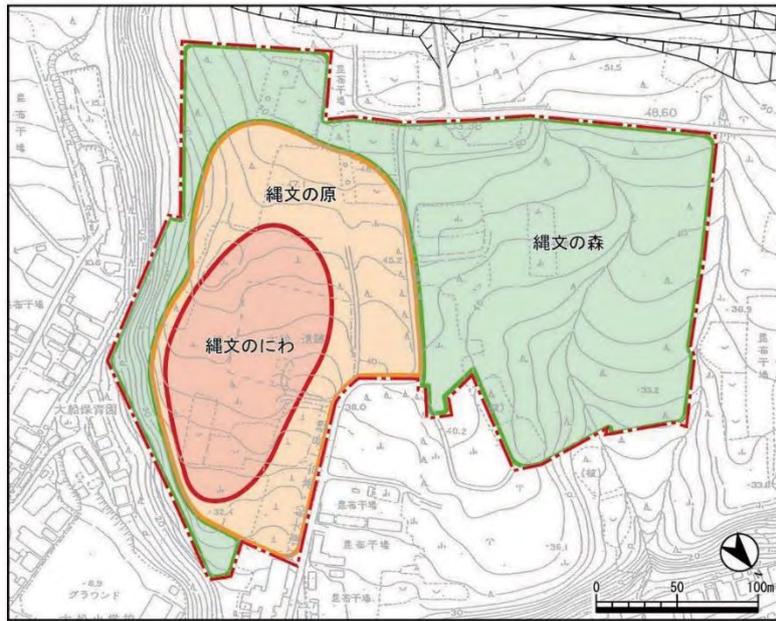
植栽の地区区分概念図

(イ) 地区別植栽計画

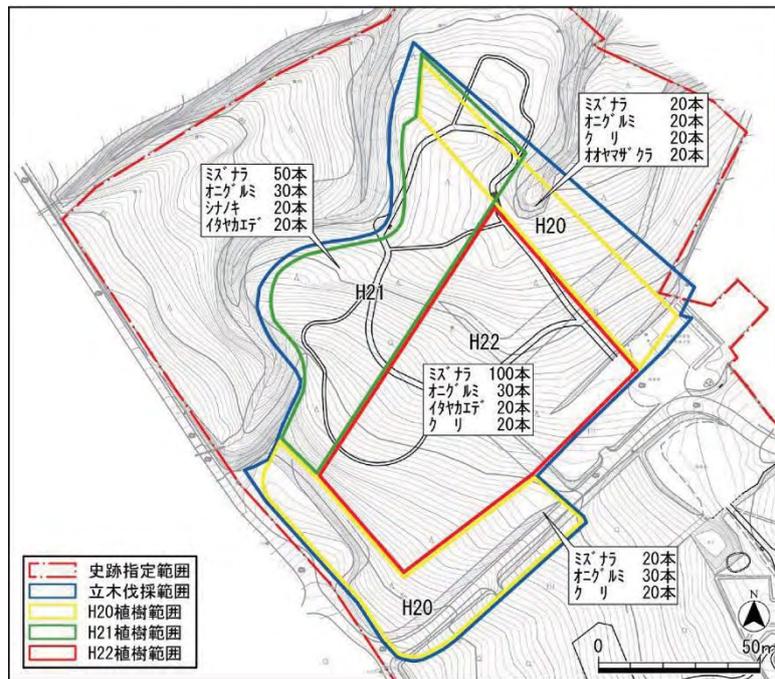
- 植栽の地区区分における各地区の位置づけを考慮し、各地区に応じた植栽を施す。
- 現況においては、縄文の森を除いて本木類はほとんどないため、必要に応じて、縄文の原等に新たな植栽を施すこととする。
- 縄文の森において近年植林されたスギについては伐採する。同じく近年植林されたトドマツについてはモニュメント的に多少残すが、伐採を基本とする。
- 縄文の森については既存の落葉広葉樹は残し、また実生木等の成長を促し、自然な形の森林形成に努める。
- 縄文の原等に導入する樹種は地域の在来種、固有種を基本とし、また整備後の体験学習等への活用や維持管理を考慮した樹種とする。
- 植栽に際しては、遺構に対する樹根の影響を考慮し、必要に応じて防根処理を行う。また、眺望や周辺構造物等の遮蔽等も十分に考慮する。
- 植栽については、児童生徒や市民との協働により行う。
- 草本については、樹木を植栽してから自然に生育する様子を観察しながら、順次帰化植物を取り除く手法、また、伐採エリアを設けて火入れを行い、自然に育成させるなど、長期的な観察に基づく復元を行う。(二次整備)

(ウ) 導入候補樹種

各地区の導入候補樹種は、南茅部縄文遺跡群における植物遺体の調査結果も考慮し、以下のとおりとする。



植栽の地区区分図



植樹計画図（平成 20 年～22 年度）

地 区	導入候補樹種
縄文の森	ミズナラ, シナノキ, イタヤカエデ, オヒョウ, オニグルミ, キハダ, トドマツ, ヤマウルシ, ヤナギ, クリ等
	サルナシ, ヤマブドウ, クリ等
縄文の原	タニウツギ, キキョウ, オオヤマザクラ, オオウバユリ, エゾニワトコ等
	ススキ, エゾニワトコ等
縄文のにわ	ヒエ, アカソ, オオバコ等

導入候補樹種一覧

<参考資料>

区 分	科 属	樹 種	
木 本	マツ科	トドマツ, エゾマツ	
	ヤナギ科	ヤマナラシ, ドロノキ	
	クルミ科	オニグルミ, サワグルミ	
	カバノキ科クマシデ属	サワシバ, アカシデ	
	カバノキ科ハシバミ属	ハシバミ	
	カバノキ科カバノキ属	シラカバ	
	カバノキ科ハンノキ属	ケヤマハンノキ	
	ブナ科	ブナ, ミズナラ, カシワ, クリ	
	ニレ科	ハルニレ	
	クワ科	ヤマグワ	
	モクレン科	コブシ, ホオノキ	
	ユキノシタ科	エゾアジサイ, ノリウツギ	
	バラ科サクラ属	シウリザクラ, エゾノウワミズザクラ, オオヤマザクラ	
	バラ科	ナナカマド, エゾノコリンゴ, カマツカ, アヅキナシ, ズミ	
	バラ科イチゴ属	クマイチゴ, ナワシロイチゴ	
	ミカン科	キハダ, サンショウ	
	ウルシ科	ヤマウルシ	
	ニシキギ科	ニシキギ, マユミ, ツルウメモドキ	
	カエデ科	イタヤカエデ, ヤマモミジ, ハウチワカエデ, ミネカエデ	
	トチノキ科	トチノキ(湿地縁)	
	ブドウ科	ヤマブドウ	
	シナノキ科	シナノキ, オオバボダイジュ	
	マタタビ科	マタタビ, サルナシ	
	ウコギ科	コシアブラ, エゾウコギ, ハリギリ	
	ミズキ科	ミズキ	
	モクセイ科	ヤチダモ(湿地), アオダモ	
	スイカズラ科	オオカメノキ, ガマズミ	
	草 本	イネ科	ヒエ
		ユリ科	バイケイソウ(湿地), オオウバユリ, オオバギボウシ
		ユリ科ネギ属	ギョウジャニンニク, エゾネギ(バンテンアサツキ)
キキョウ科			

「南茅部縄文遺跡群における植物遺体調査」結果(資料編集)

6. 出土遺物・調査記録の管理

史跡からは、発掘調査によってこれまでに約 27 万点に及ぶ土器・石器などの遺物が出土している。これらは指定地にあつては本質的価値を構成する要素であり、取り上げられた遺物は史跡の価値を伝える貴重な資料である。また発掘調査で作成した、調査成果を直接的に示す遺構や遺物等の詳細を記録した平面図や断面図といった各種実測図や台帳類に加え、リバーサル・モノクロフィルムやデジタル画像等の写真記録もまた、本質的価値を補完する要素であることから遺物と同様に扱う。

これらは次の基本的な考え方のうえで、保存・管理を行う。

- 博物館等の公開施設において展示・公開し、積極的な活用を図る。
- 展示・公開しない資料については、埋蔵文化財保管施設等において適性に管理・保管する。
- 史跡の本質的価値に寄与するため、出土した遺物の調査・研究を推進する。
- 他の機関・館園・研究者等からの貸出や調査・研究への協力については、遺物の取扱いに支障が無い限り対応する。
- 特に重要な遺物が出土・認定された場合は、関係機関と調整を図りながらさらなる厳格な保存管理を行う。

なお、本遺跡の各種調査記録については、保管していた調査事務所が平成 14 年 12 月 28 日に火災に遭い多くの資料が焼失し、遺跡の価値を証明するこれら貴重な資料の損失の影響は計り知れない。この事実を教訓に、資料の保管管理体制の強化にいつそう努めていかなければならない。

7. モニタリングと負の影響を与える要因

(1) 経過観察（モニタリング）

長期間にわたって環境に耐えて現代に残っている文化財にとって、環境の変化は、時として決定的な崩壊の原因となる危険があり、土中にある埋蔵文化財にとってもそれは同様である。本史跡で発生が想定されるさまざまな要因を想定して、定期的な見回りや各種点検に加え機器を利用したモニタリングを継続する必要がある。

モニタリングの準備段階として、調査によって得られた知見と、各地区の立地する条件によって、どのような要因が起りやすいのかを想定し、地区ごとに重点的に保護に取り組んで行くことが重要である。そのためには、草刈りや清掃など日常的なメンテナンスによる監視を行った結果をデータベースとして日常的に更新し続けることが重要となる。特に地表面を保護する植生や移動する動物・昆虫については、専門的な知見を持った学識経験者による指導が必要であろう。

埋蔵文化財に影響を与える主な要因に人と水が挙げられる。具体的には、人の進入による破壊と酸性雨などの降水、冬期の凍み上がりによる土砂の崩壊、地下水位の変動による影響がある。遺構の中でも特に注意が必要となるのは地表に地形となって現れている「盛土遺構」であり、これらは、人の進入、凍結や風雨によって被害の発生しやすい場所と想定されるので、特に重点的な配慮が必要になる。こうした観点で経過観察を行っていくことが史跡の保護の基本原則である。

(2) 負の影響を与える要因

史跡の価値を確実に保護するためには、史跡に影響を与える要因を分析し、その監視とともに影響が及ばない方策を検討する必要がある。現状で想定される要因は次のとおりである。

ア. 環境問題による影響

酸性雨や地球温暖化に伴う温度や湿度変化は、地表および遺物包含層、植生などへ影響を及ぼすことが懸念される。

イ. 自然災害による影響

雪（凍結）、地震、台風、雨、落雷、干ばつ、火山噴火などの影響により、地形あるいは地表面を保護する植栽や遺構への直接・間接的な影響が考えられる。また、カビや苔類によって、配石など地表面にあるものは大きく影響を受けることが想定される。

ウ. 動物・害虫等による影響

植栽した樹木等について、史跡周辺に出没する野生馬やエゾシカなどの大型草食獣による食害や、病害虫の発生による悪影響が懸念される。また、野生動物やハチやアブなどの危険な昆虫類による来訪者への被害も想定される。

エ. 開発行為による影響

史跡周辺地における道路建設や開発行為等による埋蔵文化財の消失や、景観阻害要因の発生が想定される。また、開発行為による地下水脈等の変化から、史跡に与える影響も懸念される。当面予見される開発行為として最大のものは、国道 278 号バイパス建設計画が挙げられる。(7章1節(2)参照)

オ. 見学者の増加による影響

好意・悪意、意識・無意識に関わらず、様々な形で人の進入は、遺跡への土圧、いたずらや盗掘、立入による土地形状の変化、ゴミの不法投棄や騒音、車両の不法進入、駐車などが想定される。

カ. その他の要因

上記原因等が複合して発生する場合や想定外の事態から、史跡指定地ならびに周辺住民への影響も想定される。

第5章 整備・活用

1. 基本方針

函館市南茅部地域は、太平洋に面した海岸段丘上に92カ所の遺跡が連なり、これらのうち88カ所は縄文時代のもので、これまで50年以上にわたる発掘調査によって縄文時代早期から晩期に至る大規模な集落跡が多く存在することが明らかになり、国宝「中空土偶」をはじめとする極めて貴重な考古資料が出土していることが特徴であり、「南茅部縄文遺跡群」として位置付けた。

こうした地域の歴史を学び、次代に引き継いでいくため、南茅部縄文遺跡群の保存・整備に努めるとともに、縄文時代から続く地域間交流の歴史を市民共有の財産として活かす活用事業の展開を図ることにより、個性豊かな地域づくりに寄与するほか、合併後の函館市に共通する縄文文化の情報発信と交流促進に向けた拠点づくりを進め、一体性の速やかな確立を図るため、地域の縄文遺跡を代表する史跡大船遺跡と史跡垣ノ島遺跡を核とした、「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」を平成18年3月に策定し、本構想に基づき大船遺跡の整備・活用を図るものである。

その根幹には、地域住民に身近な文化的資源を、地域の視点、地域の価値で取り上げ、その拾い上げた資産の管理を行政のみに頼らず、行政を含む地域社会全体が官民協働で守り継承しようとする考え方にに基づき、史跡を「市民遺産」として位置付け、広く社会に浸透させるよう普及啓発に努める。

2. 整備

(1) 基本構想

ここでは、今後の取り組みへの一助となるよう、平成17年度から21年度にかけて実施した一連の整備事業の経過と内容を記載する。

ア. 整備目標

平成18年3月に策定した「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」においては、次のような整備目標とした。

- 縄文時代から、高度な文化が栄えていたという歴史認識を共有するとともに、縄文文化を学ぶ機会を高めることにより、市民のアイデンティティの確立に努め、郷土を想う心を育むことを目指す。
- 縄文時代から、広域の文化圏を形成し、当時から地域間の交流が盛んであったことを踏まえ、「北の縄文文化回廊づくり」（平成15年度北海道・北東北4道県知事サミットにおいて提唱）と連携し、縄文文化交流をテーマとした地域間交流や異文化交流など、さまざまな交流活動の一層の推進を図る。
- 縄文文化を通して地域の自然環境や一次産業に光を当て、遺跡や出土品を活かした魅力ある生涯学習の機会を創出し、広域な縄文体験ルートの形成を目指すとともに、水産業や観光など、地域産業の振興に努める。

イ. 整備基本方針

大船遺跡は恵まれた自然環境を活かした縄文体験・環境学習の場として位置付け、自然と人との関わりをテーマとした学習の場として自然観察や土器づくりなど縄文体験を実践することを目指し、竪穴住居等の復元や縄文の森の復元と散策路、ガイダンス施設等の整備を行うものである。

(2) 基本計画

「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」に基づき、平成18年5月に「史跡大船遺跡復元整備計画」を策定し、この中で整備目標および整備の基本計画を次のように定めた。

ア. 整備目標

- 遺跡と遺跡をとりまく環境の保存と再生
～遺構・自然環境・風土環境の保存と再生を目指す～
- 文化財としての価値の顕在化 ～貴重な歴史的文化遺産の利活用を目指す～
- ひとづくり，まちづくり拠点の形成
～ひとづくり，まちづくりに連動する場づくりを目指す～

イ. 整備の基本的な考え方

- 大前提としての遺構の保存整備・・・遺構の保全をするために盛り土や樹木の伐採，崩落防止対策などを実施。
- 自然環境・風土環境の保全・・・旧地形の保全や改変された地形の復元ならびに動物等の生息環境の保全。
- 縄文景観の再生整備・・・竪穴住居の復元を含め，往時の縄文景観の再生。
- 遺構や良好な自然環境の活用整備・・・特徴ある遺構の復元と表示などの整備。
- ネットワーク整備・・・周辺の文化財や観光施設等との連携や道標サイン等の整備，情報ネットワークの整備，各種イベント等を通じた人的ネットワークの構築。
- シンボル・モニュメント空間整備・・・地域にとって親しめる空間や体験学習など地域にとってのシンボル空間となる整備。

(3) 整備事業

整備基本計画の策定段階から，有識者による「史跡大船遺跡復元整備検討委員会」（平成17年9月1日設置）において，整備に向けた検討・指導を得ながら平成21年度まで整備事業を実施した。

ア. 主な経過

- 平成17年度：市内遺跡発掘調査等事業（国補助事業）による発掘調査および第1回整備検討委員会開催
- 平成18年度：市内遺跡発掘調査等事業（国補助事業）による発掘調査および第2・3回整備検討委員会開催，現況地形測量，復元地形図作成，実施設計
- 平成19年度：第4回整備検討委員会開催，基盤整備工事，竪穴住居跡立体表示・平面表示整備工事，盛土遺構複製展示・平面表示整備工事，実施設計

- 平成 20 年度 : 第 5・6 回整備検討委員会開催, 園路・広場整備, 学習案内施設・安全管理施設設置
- 平成 21 年度 : 第 7~9 回整備検討委員会開催, 竪穴住居跡復元展示工事, 体験学習広場・学習案内施設・休養便益施設・安全管理施設整備工事, 整備報告書刊行

イ. 整備計画

整備事業を進めるにあたり, 基本計画に基づき, 各施設の整備計画を次のように設定した。

(7) 造成計画

- 往時の地形の復元に努めるため, 整備地とされた未調査区を発掘調査等により遺構面を確認し, 整備レベルを決定する。
- 造成工事に際しては, 遺構保存のため設備施設の基礎深度や植栽の樹根長ならびに凍結深度等を考慮して必要な厚さを覆土する。
- 整備地周辺の道路等とのすりつきは, 段差がつく場合には自然な形で法面を形成し違和感のないものとする。

(4) 雨水排水計画

- 往時の地形復元を目指した造成レベルに従った雨水排水系統とする。
- 整備地縁辺等には側溝等雨水排水施設は設けないことを基本とし, 整備後の雨水排水係数に極力変化を与えない様な舗装・仕様・植栽等を選定する。
- 既存の小沢等を水路として活用する。

(7) 遺構整備計画

- 竪穴住居跡については, 遺構の遺存状態や本遺跡を特徴づける時期・構造などを考慮して選定する。
- 竪穴住居跡復元展示(完全復元)においては, 遺構面を不織布や 60 cm 程度の覆土で保護し, 遺構法面は擬土吹付仕上もしくは薬剤で強化固定する。外観は想定される木組, 屋根構造, 仕様でもって往時の姿を復元する。内部は, 祭壇施設や炉跡を復元する。
- 竪穴住居跡立体表示(骨組復元)においては, 上記同様遺構面を保護したうえで, 軸組(柱・梁・桁・垂木・棟木・椽)および祭壇施設や炉跡を復元する。掘り込みは 50 cm 程度とし, 梯子は設けない。
- 竪穴住居跡半立体復元(竪穴部のみ)は, 遺構面を保護したうえで柱穴跡や炉跡等を表現する。
- 竪穴住居跡遺構位置復元(平面表示)は, 遺構を保護したうえで, 位置・形状・形状等を舗装・縁石等により表示する。
- 盛土遺構は, 遺構面を 60 cm の盛り土により保護したうえで, 規模・形状を復元する。なお, 覆土表面は擬土吹付もしくは薬剤で強化固定し, 遺物はレプリカ等で復元する。

(エ) 活用上必要な施設整備計画

- 「縄文の森」は, 現有する豊かな環境を活かし, スギ等の植林は伐木のうえクリ・ブナ等を植栽して樹林地を形成し, 説明板・名称板を適宜設置する。
- 「体験学習広場」は, 屋外での歴史体験(土器・石器づくり, 竪穴住居建設, 宿泊等)や写生・研修等ができるよう草地広場を整備する。

- 休養便益施設は、ベンチ・スツール等を適所に設置する。
- 安全管理施設は、柵等を必要に応じて設置する。

(イ) 動線整備計画

- 国道および国道バイパスからの主動線の交差点等に認知・誘導のための道標等を設置する。
- 整備地の遺構集中分布地区および造成地区については、管理用道路（幅員 2m程度）を兼ねた園路のみを整備することを基本とし、その他は自由動線として強制動線は設けないものとする。
- 園路は歴史的景観に配慮した仕様とする。

(カ) 修景整備（植栽）

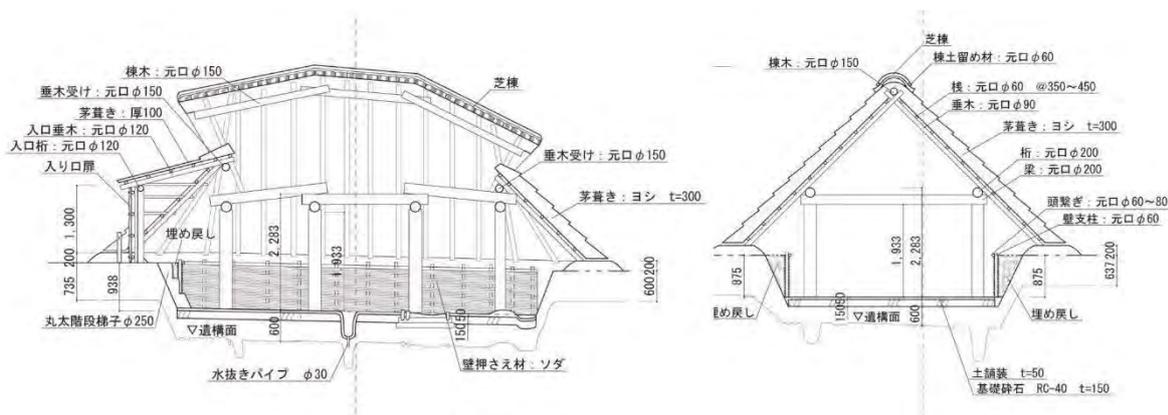
- 遺跡を取り巻く歴史的景観の再生を図るために現存するスギ・トドマツ等の植林は伐採し遺跡存立時の樹種を中心に植栽し縄文の森を整備する。
- 動物の飛来を期待し、花木・実の成る木を植栽する。
- 導入する樹種は、地域の在来種・固有種を基本とし、また花粉分析等の成果を参考に、整備後の体験学習等への活用や維持管理を考慮した樹種（クリなど）とする。

ウ. 整備工事概要

上記計画により、各遺構・施設を次のように整備した。

(ア) 竪穴住居跡復元展示（完全復元）（H-16：1棟）

遺構面を保護したうえで、床面は真砂土舗装（モルタル仕上）とした。壁面は調査成果に基づきヤナギの枝を使ってソダによる土留めとした。柱などの構造材は、焼失住居の樹種同定からクリ材を使用して復元し、屋根材は当初ススキやササなどを検討したが、耐久性や他遺跡の復元例を参考に同一文化圏である北海道・北東北地域で復元に使用されているヨシを茅葺き材として採用した。茅葺き完了後には難燃剤を噴霧し防災処理を実施した。



竪穴住居跡復元展示（完全復元）断面図

(イ) 竪穴住居跡立体表示（骨組復元）（H-1・H-53：2棟）

遺構面を保護したうえで、床面を真砂土舗装し、H-1の炉跡には製作した土器で埋甕炉を、H-53には礫で石囲炉を再現した。壁面はウレタン樹脂を吹き付けたうえで表面の塗り壁材に土層を表現した塗装を施した。骨組みとなる構造材およびH-1の拝柱には上記同様クリ材を使用し、小口は当時の加工技術を想定して斧風仕上げとした。骨組みの固定には補強金物を使用し、それらが見えないようにブドウ蔓や麻縄を巻き付けて目隠しとした。

(ロ) 竪穴住居跡半立体復元（竪穴部のみ）（H-21・H-32・H-54：3棟）

遺構面を保護したうえで、床面を真砂土舗装し、柱穴跡や炉跡などを表現した。壁面はウレタン樹脂を吹き付けたうえで表面の塗り壁材に土層を表現した塗装を施した。

(エ) 竪穴住居跡平面表示（H-45・H-67・H-18・H-19・H-23・H-27：1カ所）

大船遺跡の特徴でもある密度の高い竪穴住居の重複や変遷を表現するため、それぞれの住居の輪郭は丸太杭を楔で繋いで埋め込み、囲んだ内部を少し窪ませた。また、各住居の違いがわかるように杭の頭の部分をそれぞれ着色して表示した。

(オ) 盛土遺構（1カ所）

長さ約80m、幅約10mの規模を有する本遺構は、その範囲に縁木を埋め込んで平面表示とし、遺構面は覆土や防草シートを設置後、周辺の土砂と異なる色のローム土を敷き均した。表面には石皿や礫、製作した土器の破片などを捲き、さらに体験学習の一環として市民等の参加を募り、前浜から運んだ玉石などを補充するイベントを行った。

(カ) 学習案内施設（案内板1基、説明板3基）

案内板は、埋蔵文化財展示館の脇に設置していた看板の躯体を利用して遺跡全体の案内表示を、説明板は各遺構等の近くに3カ所設置した。それぞれの表示基板は3mm厚のアルミ板にクリーンポリカラーとし、説明文は日本語のほか英語を併記して写真を添付している。

(キ) 広場・園路施設

遺構復元を行った整備地である「縄文のにわ」および植生復元を行う「縄文の森」においては、それぞれ園路を整備した。

「縄文のにわ」は当初自由動線として園路を設けない予定であったが、身障者等に配慮したバリアフリー動線として、主動線を幅員2mで勾配5%以下（一部8%以下）のウッドチップ舗装とした。「縄文の森」においても主動線は幅員2mのウッドチップ舗装としているが、勾配の急な場所は木製階段とし、小沢を跨ぐ場所には木橋を設置した。また、整備地の外縁付近には、現地で採取した軽石により幅員1mのサブ動線を設置した。

体験学習に活用するための「体験学習広場」は、「縄文のにわ」の南側の空間にローム土を30cm敷き均して整備し、広場としての機能や遺跡全体の眺望を妨げる樹木を併せて伐木した。

(ク) 休養便益施設

見学者の休養施設として、「縄文のにわ」に1基と「縄文の森」に3基、計4基の木製ベンチと、「縄文のにわ」に3基の木製スツールを設置した。

(ケ) 安全管理施設

縄文の森および縄文のにわの入り口付近は斜面や段差があり、見学者の転落を防止するために低木（ハマナス）植栽による生け垣を設置した。

また、史跡地内を横切る市道のコーナー部分には車両用の防護柵として、木目調で擬木風

に塗色した車両用のガードレールを設置して景観に配慮した。また、既存のガードレールについても同様の仕様に変更した。

さらに各復元竪穴住居跡においては、見学者の転倒防止対策として木製の支柱とナイロン製ロープにより全周する柵を設置している。

(3) 史跡大船遺跡埋蔵文化財展示館

本施設は、旧南茅部町時代の平成12年4月に「大船C遺跡速報展示室」として開館した面積約185㎡、木造平屋建の展示施設である。毎年4月下旬から11月中旬まで毎日開館し、大船遺跡出土の遺物を中心に南茅部地域の遺跡から出土した遺物を展示し、火起こしやアンギン編みの体験ができる体験学習コーナーも設けていた。平成16年12月の函館市との合併により名称変更している。平成23年10月に開館した「函館市縄文文化交流センター」の開館後、平成24年度からは遺跡のジオラマや写真パネル等を中心にした展示と、トイレや休憩場所として利用してきたものである。なお、平成28年度からは「史跡大船遺跡埋蔵文化財展示館条例」の廃止に伴い、遺跡見学者の休養便益施設および史跡の管理棟として活用する予定である。

年度	利用者			計	備考
	個人	団体	(団体数)		
平成12年(2000)	5,744	2,442	68	8,186	
平成13年(2001)	5,430	3,250	113	8,680	大船遺跡史跡指定(8月13日付)
平成14年(2002)	10,416	5,200	235	15,616	特別展示「南茅部縄文メッセージ展」開催(7/25～8/7)2,858人
平成15年(2003)	4,633	1,605	85	6,238	
平成16年(2004)	7,496	1,984	124	9,480	体験コーナー等利用者 200人
平成17年(2005)	7,852	5,977	151	13,829	体験コーナー等利用者 449人
平成18年(2006)	7,126	2,585	91	9,711	体験コーナー等利用者 559人
平成19年(2007)	9,842	3,508	157	13,350	体験コーナー等利用者 732人
平成20年(2008)	7,876	6,397	268	14,273	体験コーナー等利用者 822人
平成21年(2009)	8,210	4,554	186	12,764	体験コーナー等利用者 471人
平成22年(2010)	9,209	3,854	195	13,063	体験コーナー等利用者 219人
平成23年(2011)	11,772	3,482	115	15,254	体験コーナー等利用者 947人、縄文文化交流センター開館(10月1日)
平成24年(2012)	9,047	3,009	67	12,056	
平成25年(2013)	7,565	2,743	100	10,308	
平成26年(2014)	6,552	1,316	42	7,868	
平成27年(2015)	7,306	1,189	33	8,495	
計	126,076	53,095	2,030	179,171	

史跡大船遺跡埋蔵文化財展示館 入館者推移表

(4) 整備の成果と問題点

本史跡の整備事業は平成21年度までに完了したが、これまでの成果と管理上の問題点についてまとめる。

ア. 成果

整備による効果として、史跡の本質的価値である縄文時代の集落、特に竪穴住居や遺跡調査の様子が再現でき、見学者への理解が深まったことが挙げられる。説明板には英訳も表示しており、ある程度海外からの見学者への理解促進につながっている。園路や転倒防止策の設置は、車イスの利用や小児等の見学者への利便性や安全性が高まった。そして、盛土遺構の再現や縄文の森への植樹には、部分的にせよ市民との共同により実施することができ、史

跡への関心を高める一助となっている。

このように、整備後においては自由に史跡内を見学できるようになったことや各方面に周知する機会も増え、個人はもとより修学旅行などの団体の見学コースによる利用も増加している（上記表中の見学者数については、平成24年度以降の集計方法が変更となったことから見学者の実数が反映されていない）。また、縄文文化への関心が高まりをみせる中、函館市縄文文化交流センターの来訪者が併せて史跡を見学することもあり、リピーターも徐々に増加している。こうした縄文文化関連施設は、北海道新幹線開通に向けて、既存の観光地以外の観光ルートとしても注目されている。

一方、史跡の管理面においては、整備地内や復元施設の清掃、復元住居内の火焚き、除草などの日常管理が容易になったことが挙げられる。

イ. 課題

一方、整備後においては施設の劣化や破損等が当初の予想を上回るペースで進んでいる。

完全復元の竪穴住居においては、ウマやシカ、カラスなどの野生鳥獣による上屋構造へのダメージや、壁面覆土の崩落、屋外露出の住居床面や壁面は、モルタルや樹脂が劣化し、部分的な修復だけでは対応が困難となってきた。さらに骨格復元の住居においては構造材の劣化がみられる。また、園路施設のうち縄文の森に設置した階段部分の痩せが進み、腰板との段差が大きくなり、補修が必要となってきた。

このほか植栽した縄文の森においては、野生の馬やシカなどによる食害の影響で、成長前に枯死した樹木も多く、ようやく成長した樹木も樹皮を剥かれ生育に影響が出てきているものもある。さらに近年発生した事例では、整備区域内に車両が進入した痕跡がみられるなど、開放的な構造が野生動物や人為的な行為によって裏目に出ている。

他方、復元施設の在り方については説明的過ぎて往時の集落イメージにはそぐわないという意見も聴かれる。

ウ. 課題への対応

施設の劣化・破損等については、限られた予算の範囲内で修繕を実施しながら対応しているが、完全復元の住居については、現在文化財保存科学分野の専門家による温湿度変化による影響調査を実施中であり、調査結果と指導を踏まえて対応を検討する。こうした施設の劣化については、今後の修繕や二次整備に向けて施工や素材選定の見直し、耐久性の高い素材への転換や施工の工夫などにより改善するとともに、遺構そのものへの影響を与えないよう細心の注意が必要である。

野生動物による食害は、現段階では効果的な解決策は見いだせないが、自然との共生、環境との調和に配慮し、施設の維持管理や安全性を確保するよう対策を検討する。



史跡大船遺跡整備全体図



整備後の「縄文のこわ」



複製表示した竪穴住居



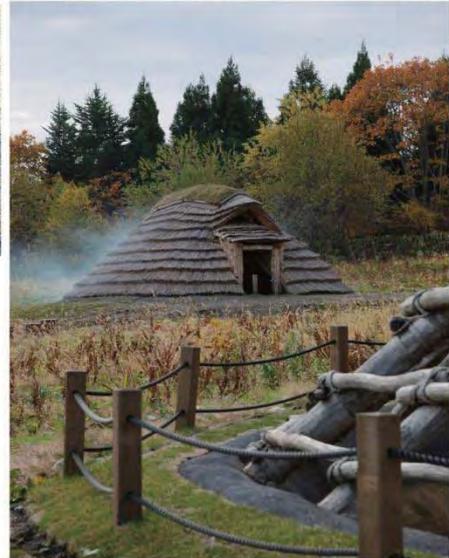
保存科学の専門家による竪穴住居内のモニタリング



劣化した入口のモルタル



住居外のモニタリング調査



日常管理・火焚作業



復元表示した竪穴住居



冬囲い作業



日常管理・清掃



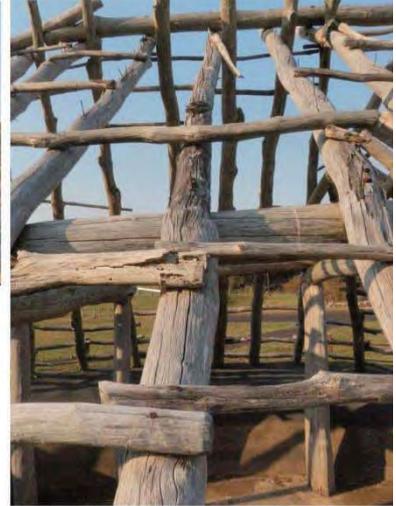
樹脂製壁面の亀裂



立体表示した竪穴住居



エツリの脱落



蔓・麻縄の脱落



脱落した木材の補修



麻縄の締め直し



手の入っていない縄文の森



自然環境のモニタリング



ボランティアによる柴刈作業



ボランティアによる草刈り作業



植樹5年目の栗

(5) 追加整備

史跡整備は、一過性に終わるものではなく、遺跡を取り巻くさまざまな環境の変化に適応しながら未来永劫にわたり、保全と活用に取り組むべきものである。今後の新たな調査・研究の成果や市民・来訪者などの要望を反映させるとともに、維持・管理面においては安全性、経済性や環境への配慮とともに、世界文化遺産の登録時においては、国際的な視点を持った施設の在り方を検討する必要がある。

また、近い将来予測される事態として、バイパスの延伸によって史跡へのアクセスの変化が見込まれることから、動線の見直しや駐車スペースの確保、ガイダンス施設の設置など新たな整備が必要となる。その際のあらたな整備計画策定においては、上記の問題点を十分に反映させたものとする。

3. 公開・活用

(1) 普及・啓発

大船遺跡をはじめとする南茅部縄文遺跡群の調査・研究は今後とも継続し、その最新の成果を更新するとともに、広く公開することが重要である。

こうした情報をもとに、活用面においては、市民遺産として、地域住民自らが普及活動に積極的に参加するための機会を創出する。

ア. 基本方針

- 市民遺産として、史跡を活用した各種活動を地域住民が積極的に展開できるよう誘導し、官民協働で取り組む。
- 縄文時代から、高度な文化が栄えていたという歴史認識を共有するとともに、縄文文化を学ぶ機会を高めることにより、市民のアイデンティティの確立に努め、郷土を想う心を育むことを目指す。
- 本地域は縄文時代から広域の文化圏を形成し、当時から地域間の交流が盛んであったことを踏まえ、「北の縄文文化回廊づくり」と連携し、縄文文化交流をテーマとした地域間交流や異文化交流など、様々な交流活動の一層の推進を図る。
- 縄文文化を通して地域の自然環境や一次産業に光を当て、遺跡や出土品を活かした魅力ある生涯学習の機会を創出し、広域的な縄文体験ルートの形成をめざすとともに、水産業や観光など、地域産業の振興に努める。

イ. 方法

(7) 縄文文化の学習

- 縄文体験講座の展開

子どもは次代の文化財保存・活用の担い手であり、早くから身近にある素材を活用して親しめるよう、縄文土器づくりやシカ角釣針づくりなど、さまざまな縄文体験講座を通じて、縄文



小学生の釣針づくり体験

時代の技術を伝えるとともに、地域の貴重な歴史的財産である縄文文化の学習と普及を図る。また、自然観察会などを通して自然と共生し、命やモノを大切にす縄文人の精神性を伝えることで、いじめなどの社会問題や環境問題などへの啓発にも貢献するものである。

○ 市民参加の推進

縄文遺跡を活用した地域づくりにおいて最も大切なことは、「市民遺産」として縄文文化を地域の財産として捉え、自らが普及活動などの市民活動に積極的に参加しようとする意識と力を育むこと（キャパシティ・ビルディング）である。

そのため、ボランティア組織の育成を行い、遺跡ガイドや普及活動において、多くの市民や児童・生徒が参加できる環境づくりを推進し、見学者に対するホスピタリティの充実を図る。

また、草刈りや清掃など史跡の維持管理や今後の整備に際して直接市民が参画できる機会を創出する。



地元ボランティアによる史跡整備支援

(イ) 縄文文化交流の推進

○ 民間団体の交流を推進

道内外においては、地元の縄文遺跡を守り普及活動や各種ボランティア活動を実施している民間団体が各地にあり、縄文文化を活用した地域づくりの基礎となる活動を行っている。特に、南茅部地域の「北の縄文クラブ」は、青森県の三内丸山応援隊など北海道・北東北3県の民間団体と連携を深め、共通のイベントなどを開催していることから、今後も民間レベルの交流活動を一層促進するとともに、地域に根ざした縄文文化交流を図る。

○ 北の縄文文化回廊づくりとの連携

平成15年9月に開催された北海道・北東北知事サミットにおいて、この地域を「北の縄文文化回廊」として内外に広くアピールしていくことが合意された。これは、縄文文化の価値を地域の財産として見直し、地域間交流や情報発信を行いながら魅力ある地域づくりを推進するために、北海道知事が南茅部縄文遺跡群を視察し、地元の関係者や民間団体と意見交換を行っている。縄文遺跡群の活用にあたっては、こうした広域プロジェクトとの連携を図りながら交流活動を一層推進する。



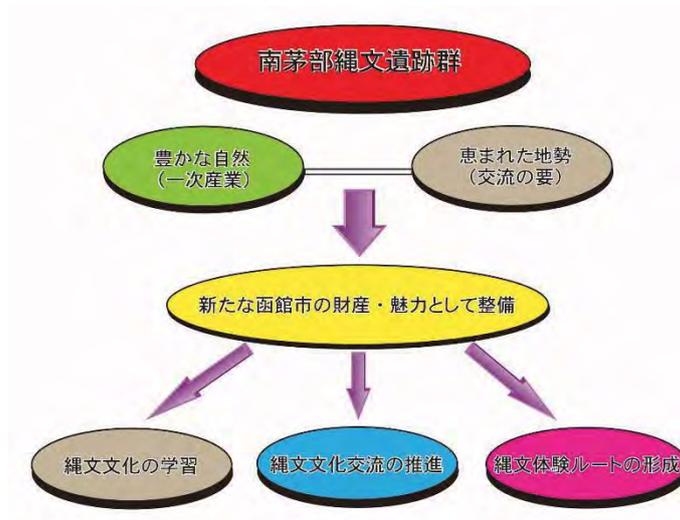
北の縄文クラブと三内丸山応援隊との交流

(ウ) 縄文体験ルートの形成

○ 縄文ネットワークの形成

ヒスイやアスファルト塊、黒曜石など、縄文時代の人々が交易を行った道、いわゆる「縄文の道」の追体験や、時間を遡ることにより歴史的な異文化体験ができるような新たな縄文体験ルートを創出する。また、地域資源の保全、改善に取り組むことにより、美しい景観づくり、活力ある地域づくりを図る「シーニックバイウェイ」構想により、道路沿いに広がる自然、歴史、考古資料などの地域の資源を活用するとともに、自然に育まれた縄文文化をキーワードとして、地域の自然環境と食文化を連携させた個性豊かな地域づくりを推進する。また、これらの地域がネットワークを組むことによって、観光ルートとしての魅力を高めることを推進する。

- (例) □ 亀田半島ルート： 縄文から続縄文へ（函館空港遺跡群、戸井貝塚、恵山貝塚）
□ 噴火湾ルート： 国史跡などの縄文遺跡群（南茅部縄文遺跡群、森町史跡鷺ノ木遺跡、伊達市史跡北黄金貝塚、千歳市キウス周堤墓群）
□ 津軽海峡ルート： 渡島半島と北東北地域に広がる円筒土器文化圏（特別史跡三内丸山遺跡他）



縄文ネットワークのイメージ



大船遺跡の見学者（平成 22 年）

ウ. 事業効果

(ア) 教育的な効果

各種縄文体験講座や自然観察などの環境学習を通じ、今世紀の社会が求めている循環・再生の精神を学ぶとともに、地域の基盤となる生き活きとしたコミュニティの形成を醸成し、次世代につながる生涯学習の推進を図る。

各種縄文体験講座や自然観察などのソフト事業の展開により、次のような効果が期待できる。

- 最新の発掘調査成果による地域の歴史、文化の学習を促進し、郷土を想う心を育むこと。
- 自然と共生した縄文文化に触れて、自然や生命を大切にする心を醸成すること。
- 縄文時代の精神文化を学び、多様な価値観を知ること。
- 縄文体験講座を通じ、縄作りをはじめ現代に伝わる技術を地域の老人から学ぶなど、世代を超えた交流活動を図ること。
- 近年増加傾向にある海外からの来訪者との異文化コミュニケーションを図ることにより、広い視野に立って学ぶ機会が得られること。

(イ) 経済的な効果

南茅部縄文遺跡群を有効に整備・活用することは、函館の新たな観光資源を創出することにつながる。また、フォーラムの開催やコンベンション誘致による経済効果、さらに史跡整備や発掘調査による地域経済への波及効果は大きいものと考えられる。

史跡整備などのハード事業、およびイベント、発掘調査、PRなどのソフト事業の展開により、次のような効果が期待できる。

- 史跡の整備や出土品の展示により、地域の魅力を高め、新たな観光ルートの創出に寄与すること。
- フォーラムの開催、コンベンション誘致により経済効果を高めること。
- 発掘調査の成果、イベント情報などを発信し、PR効果を高めること。
- 発掘調査の継続による、地域の雇用促進や商工業活性化などに寄与すること。



土笛づくり体験（縄文文化交流センター）



遺跡からの公開放送



火起こし体験

(2) 活用の状況と課題および対応について

ア. 遺跡見学

本遺跡は史跡整備以前から公開していたが、整備以後はより安全で快適な施設利用が可能となり、バスツアーや修学旅行など団体の利用も増加している。日常的には史跡の管理人が見学者への解説なども行っているが、事前に申し込みがある場合には職員等による対応も行っている。縄文文化に関心が高い見学者は、市内近郊では何度となく足を運び季節感や周辺景観なども楽しみながらゆっくり散策することもあるが、見学者の多くは、見学する所要時間が20分から30分程度と短時間が多く、十分に史跡の価値を伝えているとは言い難い状況である。

こうした状況については、常駐するボランティアガイドや縄文文化コンシェルジュなどといった専属的な体制を組むことや、さらなる見学者への興味・関心を惹くための工夫する必要がある。

イ. 体験学習

史跡指定以前からも、縄文野焼き体験や石器づくり、縄文料理体験、遺跡を巡るスタンプラリーへの参加など各種事業やイベントの会場として利用しており、整備後は体験学習広場を会場に実施しているところである。しかしながら参加者が多数であったり、大型のイベントの開催にはスペース的な制約から規模の縮小や見送りなどもあり、十分な活用には至っていない場合もある。

縄文の森の植樹については、毎年親子体験によるブナやクリなどの苗木を植樹しているが、主催者側の都合もあり、小さな苗を秋に植えるため十分に生育できないことが多い。また、その際には職員が立ち会うものの、植物や造林関係者などの専門家によるレクチャーが必要である。こうしたことは、自然と共生した縄文文化への理解とともに、環境教育にも貢献できるものと考えられる。

このほか、周辺に豊かな海や山、川などが広がり、自然そのものを対象としたエコツアー、郷土の歴史やグルメ、温泉など地の利を活かした複合的な利用や、各種イベント会場など複合的な利用促進を図りながら、縄文文化と史跡の価値を伝えるために取り組むことにより、市民や利用者にとって身近で、自らの手で利活用を促進する文化資産となり得るものである。

(3) 調査・研究

ア. 基本方針

本史跡においては、当初の開発に伴う発掘調査と遺跡の保存を前提に詳細分布調査が行われ、史跡の本質的価値を構成する要素の竪穴住居跡や盛土遺構をはじめとした各時期の集落の変遷などの概要が明らかになっている。今後は、集落遺構の比較やより詳細な土地利用など、史跡の保護を図りながら継続した調査・研究が必要となる。また、この調査・研究の成果を普及活動に生かしていくことが重要である。

イ. 国際的視野を持つ研究

南茅部地域の縄文遺跡においては、昭和53年から海外の大学等による国際的な学術調査を進めた経緯があり、近年ではドイツ考古学研究所との交流のなかで縄文文化をテーマとした国際シンポジウムなども行われている。日本の基層文化と言われる縄文文化の研究には、一層グローバルな研究が必要であり、縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた世界的な合意形成に資するためにも、今後も国際的な研究活動を継続していくことが望まれる。



2011年国際縄文シンポジウム
エクスカージョン

一方では、海外の遺跡調査や考古学的な研究、学会への参加により世界的な観点から縄文文化を捉え、地域の遺跡を新たな視点から見直すことも有効であろう。

ウ. 国内における共同研究等への参加

南茅部地域のこれまでの考古学的成果は、国内のさまざまな分野の研究者から注目され利用されており、こうした研究に専門職員が参画することにより、その成果が地域に還元され活用されるものである。特に史跡をフィールドとした研究は、本質的価値をさらに高める効果が期待されるとともに、地域住民への関心を高める機会となる。

第6章 運営および体制整備

1. 基本方針

本史跡はその歴史的価値はもちろんのこと、地域の風土を理解し地域のアイデンティティの醸成にとって重要な資源でもあることから、地域住民をはじめ、広く市民に親しまれるよう地域社会全体として官民協働により守り継承していくべき「市民遺産」として取り組むことが必要である。そのため、史跡の保存管理は保存と活用をバランスよく実施しなければならず、そうした観点で捉えると、史跡の本質的価値をいかに社会に向けて情報発信するか、さらにその情報を享受した市民をはじめ利用者が満足するサービスは何かという視点に配慮する必要がある。

情報発信においては、史跡の調査・研究・整備等に直接携わる職員を筆頭に、博物館等の学芸員やボランティア等の関係者が史跡の持つ情報を正確かつ共有しながら整理し発信するかというインタープリテーションが重要となる。その一方で、来訪する利用者の特性やニーズも多様であり、かつ近年ではインターネットをはじめ情報媒体もますます複雑かつ高度化しているため、ステレオタイプの固定的な対応では限界がある。

そこで史跡の管理運営においては、その必要性・有効性・達成目標・効率性などについて短期的な戦術と併せて長期的な戦略によりさまざまなニーズに選択的に対応する努力とともに、史跡としての普遍的な価値を次世代に引き継いでいくための体制整備が重要となる。

2. 体制の整備と役割分担

本史跡の保存管理を推進し、その価値を次の世代に確実に引き継いでいくために、史跡を管理する函館市を中心とした組織体制の整備が必要である。

市教委は史跡の保存管理全般に関わる調整を行い、それに加え、史跡の調査・整備・活用に関わる各事業を実施している。また、史跡の活用や史跡周辺の保全などについては、民間団体や地域住民などと積極的に関わり理解と協力を求める必要がある。特に史跡周辺における開発等に関しては、函館市の関係各課が届出や事前相談の窓口になっていることから、開発行為許可事務担当課と市教委文化財担当課とが情報を共有できる体制をとっている。さらに、上位機関である文化庁および道教委との連携を強化し、調査・保存・活用等に関する指導、助言を得ながら進めていくとともに、必要に応じて財政的・技術的な支援を求める。

このように市教委は、総合調整機関・実施機関としてより適正な史跡の保存管理体制の維持、整備活用を行うために、専門性を備えた職員の配置を強化することが必要となる。

現在、本市は史跡大船遺跡と史跡垣ノ島遺跡を「北海道・北東北の縄文遺跡群」として世界文化遺産の正式登録を目指している。そのため、史跡ならびに周辺環境の保全と活用を図ることを目的に、「函館市南茅部縄文遺跡群保存活用協議会（仮称）」の設置を進めている。本協議会は、北海道・北東北の4道県、関係市町において設置予定の「縄文遺跡群世界遺産保存活用体制」の企画実施機関という位置付けとなる。構成員は、史跡および周辺地の景観を保全する地区における法令等を所管する市の関係部局と、NPOやボランティア団体、町会などの地域住民、経済界や観光関係者、教育関係者などを予定している。保存と活用の観点から明確な目標と実効性のある体制を整備し、継続的に運営することを目指すものである。さらに、関連する分野の専門家や有識者による指導、助言を得るための機関として「史跡調査・保存・活用検討委員会（仮称）」を

設置し、史跡を後世に遺し価値を高めながら広く市民に親しまれるよう、行政と民間、学術分野との連携による保存管理体制の構築を図りたい。

3. 体制の維持と運営

本協議会の大きな命題として、史跡とその周辺の景観を保護することが挙げられる。土地の利用に関しては関係法令に基づくとともに、土地所有者等の権利や利益を尊重しなければならないが、できる限り開発行為の抑制や良好な景観誘導を行うための方策を検討し実施するものである。開発行為等に関しては、情報を速やかに共有するとともに関係者に対し理解と協力を求めるためには、組織間の連携が持続的に機能するためのガイドライン作りが必要である。

一方、史跡の活用においては、来訪者に向けたボランティアガイドや各種イベントの開催などのサービスを、市民や民間団体がさまざまな立場から行政と連携あるいは、さらに主体的に企画・実施することが期待される。

縄文文化発信の拠点として平成23年度に整備した函館市縄文文化交流センターにおいては、地元のNPO法人との連携による管理運営を図っており、その実績を踏まえ、史跡の活用についても地域団体との協働による運営や保存活用が可能であることの一例である。

大船遺跡においては、縄文の森の植樹や盛土遺構の復元事業には多くの市民が参加し、史跡地内の除草作業や清掃作業などあらゆる場面でボランティア団体の協力を得ている。また、市民や民間との連携は、縄文文化発信と利用者へのきめ細やかなホスピタリティの向上を図りながら、史跡の有効利用と効率的な運営を促進することに貢献するものと期待される。

こうした活動は、市民が自らの意思で参画し実践することが望ましいが、使命感や過大な負担を強いては持続することは困難であるため、当初は市教委が主導して、楽しみながら充足感を味わうことができる環境の整備を図ってきたところであり、現在は、市民団体などの取り組みに対する意識も浸透してきている。今後は史跡管理上のモニタリングや、調査・研究においても市民参加への取り組みについて検討する。



ボランティアによる大船遺跡
「縄文の森」の植樹



ボランティアによる大船遺跡の清掃活動

第7章 今後の課題

1. 保存管理について

(1) 史跡指定地（Ⅰ地区）

ア. 市道大船高台1号線

史跡指定地内においては景観等への配慮から未舗装としているが、数は少ないながら公衆用道路として日常的に利用されている。特に工事関係や山林管理用の大型車両の往来もみられる。次項で述べる国道278号尾札部道路（バイパス）建設後に廃道を予定しているが、道路を所管する関係部局との調整が必要である。

イ. 墓地

平成8年度の発掘調査の原因となった墓地であるが、現在も市営の「大船共同墓地」に位置付けられており、現在は墓石の新設は認めておらず、別の場所に整備した「大船霊園」等への移転を進めている。しかしながら、一部に移転の進まない墓が残されており、性急に移転を促すことは難しいものの、今後とも墓地管理を所管する部局と連携を図りながら、利用者に対して理解と協力を継続的に求めていくことが必要である。

ウ. 電柱

史跡指定前に設置された木製電柱が老朽化により移設の必要が生じている。事業者には地下埋設による設置を依頼しているが、史跡の隣接地として埋蔵文化財包蔵地への影響やコスト面、さらに隣接地への電柱設置とした場合には景観への配慮が必要など、慎重な対応が求められる。

エ. 野生動物

かつて放牧された野生化した馬が史跡周辺で群れをなしており、クリやブナなどの植栽した樹木が食害にあっている。また、整備施設に傷を付け芝や草地を荒らし、随所に糞をするなど管理上支障が出ていると同時に、来訪者へ危害を及ぼす懸念がある。食害はエゾシカも同様である。こうした野生動物の史跡地内への侵入を防ぐことは不可能であり、市の担当部局に対応を求めているものの捕獲は難しいことから、何らかの対策を講じる必要がある。

(2) 史跡の景観を保護する地区（Ⅱ地区）

ア. 国道278号尾札部道路（バイパス道路）建設計画

史跡の南側に計画されているもので、津波や急斜面の崩落、駒ヶ岳の噴火などの自然災害時の緊急避難路や、通学路や市民生活の交通安全対策上必要な道路と位置付けられている。

計画路線は、工法や地形的な制約などから史跡の近くを通るため、地下水の遮断や通行車両の振動などによる史跡への影響や、視覚的なインパクトを避け景観上の対策などの検討を進める必要が生じている。

本件については、現在開発者である函館開発建設部の理解と協力により、史跡への影響評価や景観対策などについて詳細な検討を進めているところである。

イ. 景観に関する関係条例等の整備の検討

史跡から見渡せる眺望は、海、山が間近に迫り緑豊かで、都市部と比べて人工物が少なく大きな地形改変を受けていないため、縄文時代当時をイメージさせる良好なものである。

本市は景観行政団体として都市景観条例を制定しており、Ⅰ地区、Ⅱ地区においては都市計画区域以外の区域に位置付けられ、建築物や工作物等の設置には一定程度の規制があるものの、今後の市民生活やさまざまな土地利用により、当該規制や各種関係法令による現状変更等だけでは良好な景観の維持にとって十分といえるものではない。

そのため、史跡と共存しながら地域住民が誇りをもって生活や土地利用が行えるよう、地域に相応しい調和のとれた魅力ある景観形成を目指し、史跡として相応しい景観誘導の目標、史跡地を中心とした区域の設定、具体的な基準など規制のあり方について、条例改正や新たな条例の整備など、制度上明確な位置付けとなるよう検討を進めていく必要がある。

2. 整備・活用について

(1) 整備

ア. 復元施設等の維持・管理

整備から6~7年が経過したが、復元した竪穴住居のいずれにおいても傷みがみられる。

また、縄文の森の入り口に設置した園路の階段部分では路面が痩せてきており、押さえ板と路面に段差が生じている。安全性に配慮した対応と、日常的にメンテナンスを行う必要がある。

イ. 二次整備

今後、国道278号尾札部道路（バイパス）建設や世界遺産登録など、想定される周辺環境や社会情勢の変化を踏まえ、さらなる調査・研究の成果を反映させた追加整備を検討する。

(2) 活用

ア. 大規模な来訪者への対応

直近では北海道新幹線の開業や、近い将来においては世界遺産の正式登録、バイパス道路開通による来訪者の増加、大型イベントを開催する会場としての利用など、スペース的な限界があるため、史跡への影響や周辺住民や交通、環境への影響も懸念されることから、来訪者の動向をみながら史跡利用のガイドライン策定を検討する。

イ. ボランティアガイド等の養成

冬期間を除き、来訪者に対しては管理人によるガイド等で対応しているが、常時来訪者への案内に対応できるガイドの養成が必要であり、ボランティア団体等との連携を図る。

ウ. 自然を活かした史跡周辺地における活用

史跡周辺には、水産資源豊かな前浜や秋にはサケが遡上する大舟川、背後にはクリや野生動物などが棲息する豊かな森があるが、地の利を活かした事業展開が十分とはいえない。周辺住民や関係機関等の理解と協力を得ながら具体的な活用プランの策定を検討する。

3. 調査・研究について

(1) 竪穴住居群以外の集落を構成する要素の確認

遺跡の調査を実施しているのは全体としては一部であり、全体的な土地利用をさらに精緻化し、墓域や記念物の有無など居住域以外の要素の解明に向けた調査が今後とも必要であり、その成果を保存・整備に反映させることが史跡の価値や魅力を高めることに繋がる。

(2) 外部団体等や市民との連携の促進

これまでも大学等の研究者により、遺跡や出土遺物に関する調査・研究への依頼があり、可能な限り対応しているが、今後はこうした研究機関や研究者との連携をさらに促進するとともに、遺跡への関心が高い市民が参加できるような体制づくりを検討し、学術的な情報の公開・活用に資することを目指す。

1. 関係機関設置要綱

(1) 大船C遺跡調査検討委員会設置要綱（南茅部町）

（設置目的）

第1条 大船C遺跡の内容を学術的発掘調査と研究によって解明し、今後の保存計画に資するため、大船C遺跡調査検討委員会（以下、「検討委員会」という）を設置する。

（組織）

第2条 検討委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関し専門的知識を有するものの中から、町教育委員会が委嘱する。

3 その他教育委員会が必要と認める者。

（委員）

第3条 委員は、検討委員会に出席し、第1条の設置目的を達成するための具体的な検討を行う。

（検討委員会の委員長及び副委員長）

第4条 検討委員会に委員長、副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 委員に欠席が生じた場合の後任者は前任者の残任期間とする。

（協力委員）

第6条 検討委員会に必要な助言を得るため協力委員を置くことができる。

2 協力委員は、必要に応じて町教育委員会が委嘱する。

（検討委員会の招集）

第7条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議長は、委員長とし、会議を主宰する。

4 委員長は、必要に応じて委員及び協力委員以外の者の出席を求めてその意見を徴することができる。

（報償費及び費用弁償）

第8条 委員、協力委員が検討委員会に出席したときは、報償費及び費用弁償として、予算の範囲内で支給する。

（庶務）

第9条 検討委員会の事務局は、町教委文化財調査室に置く。

2 事務局員は、教育委員会が定める。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。(平成10年10月1日制定)

ア. 大船C遺跡調査検討委員会委員

委員長	吉崎 昌一	(札幌国際大学教授)
副委員長	大島 直行	(伊達市教育委員会文化財課長)
委員	岡田 康博	(青森県教育委員会三内丸山遺跡対策室主幹)
同	鈴木 三男	(東北大学附属植物園園長)
同	高島 成侑	(八戸工業大学教授)
同	西本 豊弘	(国立歴史民俗博物館教授)

イ. 指導・助言機関および出席者(敬称略)

文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官	岡村 道雄	
北海道教育委員会生涯学習部文化財課主幹	木村 尚俊	
同	畑 宏明	
同	主査 大沼 忠春	
古代の杜研究会	吉川 淳子	(オブザーバー)
カナダ トロント大学教授	ゲーリー・クロフォード	(同)

(2) 史跡大船遺跡復元整備検討委員会設置要綱(函館市)

(趣旨)

第1条 この要綱は、史跡大船遺跡復元整備検討委員会(以下「委員会」という。)の設置、組織および運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 史跡大船遺跡の復元整備に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者7名以内の委員をもって組織する。

- (1) 考古学、生物学、生態学、建築学の学識経験者
- (2) 地域の有識者等

(委員の任期)

第4条 委員任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長各1名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(費用弁償)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内でその費用を弁償する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成17年8月22日教育長決裁の史跡大船遺跡復元整備検討委員会設置要綱は、廃止する。

ア. 史跡大船遺跡整備検討委員会委員

委員長	菊池 徹夫	(早稲田大学教授 考古学)
副委員長	佐藤 一夫	(特定非営利法人 函館市埋蔵文化財事業団理事長 考古学)
委員	鷺谷 いづみ	(東京大学教授 環境生態学)
同	鈴木 三男	(東北大学教授 植物学)
同	西本 豊弘	(国立歴史民俗博物館教授 考古学〈動物〉)
同	高島 成侑	(元八戸工業大学教授)
同	加藤 潔	(函館市立大船小学校校長 史跡活用)平成17年度
同	山本 廣幸	(同 校長 史跡活用)平成18・19年度
同	今 福一	(同 校長 史跡活用)平成20・21年度

イ. 指導・助言機関および出席者(敬称略)

文化庁文化財部記念物課文化財調査官	内田 和伸
同 文化財調査官	小野 健吉
同 文部科学技官	中島 義晴
北海道教育庁生涯学習推進局文化スポーツ課主幹	長沼 孝
同	主査 青柳 文吉
同	主査 田才 雅彦

(3) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会設置要綱

(函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町教育委員会、森町)

(第1章 総則)

第1条 本委員会は、「北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会」(以下、実行委員会という)と称する。

第2条 本委員会は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を推進するうえで、道内構成資産である6件の史跡の各々に保存管理計画策定が求められているため、史跡の所有者または管理団体である関係5市町が合同で会議を開催し、学識経験者等の出席を求めて計画策定上の課題を統一的・効率的に検討整理するために設置するものである。

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 学識経験者等で構成する検討会議の開催と運営
- 2 その他、上記事業実施のため必要な事業

(第2章 委員会の構成及び事務局)

第4条の1 本委員会の構成及び体制は、次の通りとする。

- 1 委員 関係自治体(函館市、森町、洞爺湖町、伊達市、千歳市)の教育委員会の管理職を委員とする。
- 2 役員 委員の互選により、実行委員長1名、副実行委員長2名を置く。実行委員長は本委員会の会務を総理し、副実行委員長は実行委員長に事故があったときその職務を代理する。
- 3 監事 事業及び予算の執行について監査を行うために、監事2名を置く。

第4条の2 本委員会の事務を処理するため、本委員会のもとに関係自治体の担当職員で構成する事務局を置く。事務局の構成は、別表のとおりとする。

(第3章 予算及び会計)

第5条 本委員会の予算は、本委員会を構成する自治体が負担するものとする。

第6条 各自治体の負担金については、全体経費を構成資産数で按分した額とする。

第7条 負担金は実行委員長が各自治体から徴し、予算の支出は、実行委員長の指示のもとに事務局長が執り行うものとする。

第8条 会計年度については、4月1日から3月31日までとする。また、予算については、繰り越すことができるものとする。

(第4章 その他)

第9条 本委員会は、事業の完了後ただちに解散する。

第10条 解散時に残金のある場合は、構成資産数で按分し精算する。

第11条 この要項の定めのない事項については、委員全体の協議によって決定する。

附 則

この要綱は、平成26年3月4日から施行する。

この要綱は、平成26年5月21日から施行する。

(別表 省略)

(4) 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議設置要綱
(北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会)

(設置)

第1条 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会（以下「実行委員会」という。）の依頼に基づき、関係史跡の保存管理計画策定について検討するため、北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

2 検討会議は、前項の検討の結果を意見として文書にまとめ、実行委員会に示す。実行委員会を構成する各市町教育委員会事務局は、関係史跡の保存管理計画策定に当たって当該意見が尊重され、計画に反映されるよう務めなければならない。

(組織)

第2条 検討会議は、委員6名以内をもって組織する。

(委員および任期)

第3条 委員は、史跡の保存活用等に関する学識経験者のうちから実行委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第4条 検討会議に、委員長および副委員長各1名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により決する。

3 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、検討会議の議長となる。

3 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、文化庁・北海道教育委員会・史跡の所有者及び管理団体その他関係史跡の保存管理に密接に関与する機関あるいは個人に検討会議への出席を求め、また会議での発言を求めることができる。

(費用弁償)

第6条 委員が検討会議に出席したときは、予算の範囲内でその費用を弁償する。また、委員長が会議への出席を求めた者についても同様とすることができる。

(その他)

第7条 検討会議の庶務は、実行委員会において処理する。

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月4日から施行する。

北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書

平成27年3月

北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議

はじめに

函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町、森町の5市町では、北海道と北東北3県とともに縄文遺跡群の世界文化遺産への登録推進に取り組んでおられると承知いたしております。しかしながら、その資産を構成する5市町の6史跡（大船遺跡、垣ノ島遺跡、キウス周堤墓群、北黄金貝塚、入江・高砂貝塚、鷲ノ木遺跡）の保存管理計画については、まだ作業途上にあり、早期の策定が望まれています。

平成26年3月に、各史跡の保存管理計画を統一された内容で策定するために、5市町が合同で北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会を設立し、本北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議に対して、保存管理計画策定のための内容検討が指示されました。

本委員会におきましては、それを受けて、6史跡の本質的価値や公開・活用の方策などについて4回にわたり検討し、ここに提言書としてまとめました。

史跡は、わが国の歴史と文化を知るうえで欠くことのできない国民共有の財産であり、その保存管理計画については、史跡を保全し後世まで確実に引き継ぐことはもとより、適正に公開し活用を図るための指針となるものであります。5市町におきましては、本提言を踏まえて、昨今求められている地域住民に愛される「市民遺産」としての観点も取り入れながら、適切な保存管理計画の策定とその実施を強く望む次第です。

平成27年3月19日

北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議

委員長 越田 賢一郎

副委員長 小杉 康

委員 西山 徳明

委員 吉田 恵介

1 基本理念

今回、「北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議」で検討した5市町の6史跡（大船遺跡、垣ノ島遺跡、キウス周堤墓群、北黄金貝塚、入江・高砂貝塚、鷺ノ木遺跡）の保存管理計画について以下の通り提言する。

各市町にあっては、次に述べる北海道縄文遺跡群の主要な価値の提言に基づき各史跡の特性を把握し、保存管理計画におけるマネジメントの必要性、市民遺産としての活用などについて認識され、議論を重ねてきた内容を汲み取って、保存管理計画を速やかに策定されたい。

なお、これらの史跡は、現在世界遺産暫定リストに登録され、世界遺産申請を目指す状況にあり、その価値を各市町が相互に理解し、保存管理計画策定にあたって共同で取り組まれることを望むものである。

(1) 「北海道縄文遺跡群」の主要な価値について

縄文文化は、氷河期の終わりから後氷期にかけての地球規模での温暖化とそれともなう海水準の上昇・海進といった自然環境の変動の中で、新たに形成された湿潤・温暖な中緯度森林帯の海浜環境に適応し展開した人類文化の一つである。その最大の特徴は、一万数千年に及ぶ長期間にわたって、移動性の高い生活から本格的な定住生活にいたるまでの変化に富んだ居住様式を呈しながら、狩猟・漁撈・採集を中心として、一部に栽培も組み込んで多種多様な食料資源を開発した生業を基本としていた点である。その後半期には、分布域の東半にあたる日本列島東部・北部地域では、小地域を中心とした社会的な統合を強めるために祖先観念を象徴する大規模記念物が盛んに構築され、またそれらを介して地域社会間のゆるやかな交流が維持された。

北海道南西部から道央にかけて位置する「北海道縄文遺跡群」は、噴火湾沿岸の垣ノ島遺跡、大船遺跡、鷺ノ木遺跡、入江・高砂貝塚、北黄金貝塚と、石狩低地帯のキウス周堤墓群とからなる。入江・高砂貝塚と北黄金貝塚は、主に縄文文化前半期の海浜環境に適応した狩猟・漁撈・採集生活の様相として、また、垣ノ島遺跡と大船遺跡、鷺ノ木遺跡、キウス周堤墓群は主に縄文文化後半期の祖先観念を象徴する大規模記念物を介してゆるやかに結びついた地域社会の様相として、後氷期における多様な自然環境の日本列島において展開した人類文化の実態を具体的に示すことが史跡の最も主要な価値の中心である。

(2) 保存管理計画におけるマネジメントの重要性について

史跡の保護は保存と活用がバランスよくなされなければならない。そうした史跡保護の原点に立つ時、二つの点からマネジメントに対する配慮が必要である。一つは史跡の持つ本来的な価値をどのように社会に情報発信していくか、もう一つは情報発信された側つまり利用者や納税者が満足するようなサービスはなにかというマーケティングという視点である。

情報発信については、史跡が実物として現地に存在することのリアリティを学芸員というインタープリターあるいは発掘や整備に関わるボランティア等の関係者がどのように情報を整理し発信するかが重要である。特に今日のような高度情報社会において、様々なメディア技術の変貌への対応は困難を極めるが、史跡情報のヴァーチャリティ以上に実物の持つリアリティの説得力は高い。またそのようなリアリティは学芸員ら史跡の調査や整備に関わる人々と史跡との関わりや活動から発信されることが多いと推察される。たとえば博物館や研究機関の研究室や発掘現場で行われる「こと」自体が多くの人々に興味を持たせた情報発信の事例として、琵琶湖博物館の研究室の再現展示、多くの水族館や動物園のバックヤードツアー、旭山動物園の来園者に対するホスピタリティあふれるサインや展示方法など、多くの事例が見いだされる。

また史跡を訪れる利用者もその属性（学生か職業人か、観光客か住民か、男女の別、年齢・年代など）によって異なるニーズを持っており、史跡の本来的な価値と同様に公共（的）施設運営を行う際にはこれらのニーズにも関心を持ち、運営事業自体の必要性、有効性、達成目標、効率性等について、長期的な戦略と短期的な戦術を持って様々なニーズに選択的に対応可能な運営管理に努力することが重要である。商品開発を行う上でマーケティングという手法が存在するが、史跡を訪れる人々がどのような行動を経て史跡を訪れるのか、どのような体験が満足度を生むのかなどを知ることはマーケティングを行う際の必要条件である。そのような視点からニーズ分析を行う際には、官公庁や観光、産業、交通といった関連分野との連携や彼らの知見に学ぶことも必須である。

史跡の保存管理計画を作成する際には、整備あるいは再整備された時点の姿をイメージするだけではなく、持続可能な形で地域の文化資産を次世代に手渡すことが重要である。そのためには過去の史跡から未来の地域や社会の知見を学べるような多くの人々が関わることのできる運営管理の計画作成が望まれる。言い換えれば、整備された姿を固定化するのではなく、それに至る過程や、整備後の利用者との関係を、史跡の価値と状況に応じて多様に、動的に構想していただきたい。

(3) 「市民遺産」としての活用

各遺産の整備活用に当たっては、「世界遺産」の構成資産としてふさわしい整備を目指すと同時に、地域住民にとっての「市民遺産」となることを目指すべきである。「市民遺産」とは、地域住民に身近な文化的資産を、地域の視点、地域の価値観で取り上げ、その拾い上げた資産の管理を行政のみに頼らず、行政を含む地域社会全体が官民協働で守り継承しようとする考え方、運動論である。つまり、世界遺産の包括的保存管理計画の中では、遺産を地域再生の資源として戦略的に位置づける一方で、遺産は市民の遺産として代表されていくべきである。こうした近年重視されている、市民遺産でないものは世界遺産になるべきでないという先端的視点を、広く社会に浸透させるよう普及啓発に努めることが肝要である。

2 課題への対応について

これまでに関係自治体において作成された各史跡の保存管理計画案に関し、全体的な課題や記載すべき事項等については次のとおり整理し検討を深めていただきたい。

(1) 保存管理計画の構成や様式等について

5市町6遺跡の保存管理計画の策定については、北海道或いは縄文遺跡を代表する史跡として、今後の保存管理への嚆矢となるものと捉えることができ、さらに世界遺産登録を見据えたものでなければならない。そのために、5市町村が合同で取り組むべきは、各遺跡に共通する本質的な価値を見出すとともに、各史跡の持つ個別の価値を明確にし、それを利用者に最大限理解してもらえよう、保存管理計画を策定することにある。

そのため、計画全体の構成や様式等については、関係する全ての計画で共通することが肝要で、用語等についても可能な限り整理・統一を図られたい。

(2) 各遺跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素について

はじめに、本縄文遺跡群を構成するそれぞれの遺跡がもつ本質的価値が、「縄文文化」という一つの括りとしてどのような繋がりがあるかを把握することが重要な意味を持つものである。これらの一つの柱として、遺跡群が主に噴火湾を中心とした海岸沿いおよびその周辺域に位置していることから、「地勢」をキーワードとして、当時の生業や動線などの関係を明記するとともに、学術的担保を持った新たな視点で縄文文化を評価し、新しい価値観を各遺跡から見いだし位置づけられたい。

個別の史跡においては、その本質的な価値を豊かに把握する必要と方法を身に付けるとともに、「主要な価値」と「副次的な価値」に整理するなど工夫されたい。

(3) 史跡周辺の環境・景観について

史跡の本質的価値を保全し、あるいは利用者に対して理解を促進するうえで、周辺環境・景観は不可分な関係にあり、地域住民や所有者或いは関係機関が連携を図りながら良好な景観形成を図ることが望ましい。その際には史跡の内側から見た景観と、外側から史跡を見た景観という視点から、何を保存し何を優先するかを踏まえ検討を図られたい。

また、周辺環境の保全には景観法に基づく景観条例が有効であり、第一に目指すべきと考えられるが、その他法制度をも使いながら周辺環境の保全を図るよう検討されたい。

(4) 保存・整備・公開・活用について

言うまでもないことであるが、史跡を保護することは、単に現状を保存すればよいのではない。国民共有の財産として活用を図ることが肝要である。すなわち現代の人々に過去の遺跡の情報をいかにインタープリテーションするかが重要である。また、「市民遺産」という観点から市民・地域住民との連携や民間団体等との協働による長期的な取り組みを見

据え、将来的にいかに貴重な歴史的、文化的資産の本質的価値を顕在化させ伝えるかという視点で、保存・活用について検討されたい。

また、すでに一定の整備が実現し、利活用に使われている史跡にあっても、直面する諸課題を抽出し、その課題解決の方向性を明示されたい。

(5) 史跡の管理について（災害、植生、モニタリングなど）

史跡の保全に際しては、地下水や雨水、大気汚染、動植物による影響などによる遺跡、遺構等への影響の経過観察など日常的な管理とともに、近年の異常気象等による風水害や地震、火山噴火などさまざまな自然災害についても考慮した管理を図られたい。

一方、史跡整備後における見学者による遺跡への影響や変化などを考慮した、適正な保存と活用の両立を図るよう留意されたい。

(6) 世界遺産との整合性について

史跡の保存管理計画は、いかに史跡本来の本質的価値を踏まえた保存や利活用を図るかについて示すことが原則である。一方で、世界遺産登録は、史跡としての利活用の延長線上の一形態として捉えることができるものであることから、史跡の保存管理計画と世界遺産に求められる包括的保存管理計画におけるさまざまな視点は、矛盾することなく整合性を図ることは可能であり、保存管理計画の策定にあたり留意されたい。

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号）
最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三條第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十条、第一百条、第一百二十二条、第二百二条、第三十一条第一項第四号、第五十三條第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係

者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九十条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第一百一十条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記

念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でない認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十五条 第一百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十二章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を

受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第一百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第一百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百五十一条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五十一条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第一百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第一百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第一百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し

ては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第二百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第二百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第二百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。

第二百三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通

知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三條第一項中「不適当であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八條及び第百二十條中「第三十條、第三十一條第一項」とあるのは「第三十一條第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一條第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八條中「第三十五條及び第四十七條の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六條第三項」とあるのは「第四十七條第四項」と、第百二十條中「第三十五條及び第四十七條の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六條第一項」とあるのは「第四十七條第四項」と読み替えるものとする。

文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）
最終改正：平成二七年三月一八日政令第七四号

第五條

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五條の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五條第一項（法第二百十條及び第七十二條第五項）において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修へ木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第二百三十條（法第七十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一條の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五條第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）

（昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号）
最終改正：平成八年一〇月二八日文部省告示第一八五号

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴

- 六 峡谷, 瀑布, 溪流, 深淵
- 七 湖沼, 湿原, 浮島, 湧泉
- 八 砂丘, 砂嘴, 海浜, 島嶼
- 九 火山, 温泉
- 十 山岳, 丘陵, 高原, 平原, 河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

一 動物

- (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (四) 日本に特有な畜養動物
- (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六) 特に貴重な動物の標本

二 植物

- (一) 名木, 巨樹, 老樹, 畸形木, 栽培植物の原木, 並木, 社叢
- (二) 代表的原始林, 稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯, 特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉, 温泉, 湖沼, 河, 海等の珍奇な水草類, 藻類, 蘚苔類, 微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一) 岩石, 鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈澱物
- (九) 風化及び侵蝕に関する現象
- (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一) 氷雪霜の営力による現象
- (十二) 特に貴重な岩石, 鉱物及び化石の標本

四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜粋)

(昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号)
最終改正: 平成一七年三月二八日文科省令第一一四号

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一

条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。), 名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡, 名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項
(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡, 名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡, 名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項
(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡, 名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡, 名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は, 当該地域の地番, 地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には, 所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。
(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡, 名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡, 名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項
(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡, 名勝又は天然記念物の別及び名称

- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第十八条、第二十條及び第七十二條第五項で準用する法第三十三條の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知つた日
- 十二 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第十五條第二項(法第二十條及び第七十二條第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七條第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三條の規定を、法第六十七條第一項第三号の場合に係るときは第六條の規定を、法第六十七條第一項第七号の場合に係るときは前條の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(抜粋)

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号)
最終改正：平成一七年三月二八日文科科学省令第一一号

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百二十七條第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含

む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七條第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七條第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第十八條又は第二十條で準用する法第三十五條第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二條第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百五條第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七條第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三條までの規定を準用する。

2 法第六十七條第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第六十九條第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抜粋)

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)
最終改正：平成一七年三月二八日文科科学省令第一一号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百五條第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲

げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添付書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等が必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等を示すようにする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めようとする場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 令第五条第四項第一号ヌの管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）

（平成一二年四月二八日庁保記第二二六号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

I 共通事項

（一）現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

（二）次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認

められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合

③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③ 小規模な観測・測定機器

④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となつてその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋)

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号)

最終改正：平成二七年九月一日文部科学省令第三〇号

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第一百五條第一項(法第二百十條及び第一百七十二條第五項)で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法百十五條第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法百十五條第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法百十五條第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

史跡に建立する石碑の取扱いについて

（昭和43年1月文化財保護委員会通知）

最近、史跡に石碑を建立したいという申請が多くありますが、これを安易に許可することは、史跡の性格上、好ましいものではありません。したがって、県教委におかれては、こ

れまで通り原則として許可しないよう指導して頂きたく、もし万一止むを得ないと判断されるものについては、史跡全体の整備計画の進行に応じて、左の条件を付して、申請書を受けられるようお取り計らい下さい。

申請条件

1 建立の主旨及び内容

建立の主旨及びその内容が当該史跡に関係ぶかいもので、史跡の品位に十分合致するものに限る。

2 建立団体

当地域社会より十分な支持を受ける団体に限る。

3 建立場所

重要遺構を避け、かつ史跡の景観を害しない場所に限定する。

4 石碑の高さ

3メートル以下

5 石碑の占有面積

10㎡以下

なお、申請にあたっては、建立場所、碑文はもちろん、設計図面を添付すること。

昭和43年1月

文化財保護委員会事務局 記念物課

文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について（抜粋）

（平成二二年三月一〇日庁保伝第一四号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

第三 史跡名勝天然記念物関係

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務（法第八〇条）は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が決定受託事務として行うこととしたこと（法第九九条第一項第二号並びに令第五条第一項第二号、第四項第一号、第五項及び第六項）。
○ 都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準（新地方自治法第二四五条の九）については、追って定める予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資料の提出については、別途依頼する予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければしてはならない（法第八五条の三）（第八二参照）。

○ 都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる（法第九九条第四項）（第八四参照）。

（一）史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

（i）史跡名勝天然記念物に関し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県（市の区域内における現状変更等については、当該市）の教育委員会が行う（法第九九条第一項第二号及び令第五条第四項第一号イからへまで）。

① 三か月以内の期間を限って設置される小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が一二〇㎡以下のものをいう。②において同じ。）の新築、増築、改築又は除却（同号イ）

② 指定面積が一五〇ヘクタール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第一種及び第二種低層住居専用地域における小規模建築物の新築又は建築後五〇年以内の小規模建築物の増築、改築若しくは除却（同号ロ）

- ③ 土地の形状を変更しないで行われる、i)建築物以外の工作物の設置若しくは設置後五〇年以内の建築物以外の工作物の改修若しくは除却又はii)道路の舗装若しくは修繕(同号ハ)
- ④ 管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却(同号ニ)
- ⑤ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修(同号ホ)
- ⑥ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物に関しては、危険防止のため必要な伐採に限る。)(同号ヘ)

屋外広告物法(抜粋)

(昭和二十四年六月三日法律第百八十九号)
最終改正:平成二三年六月三日法律第六一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

第二章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りよう

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(広告物の表示等の制限)

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置(前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。)について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体(同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。)の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

主な参考文献

- ・『南茅部町史』上・下巻 南茅部町 1987
- ・『大船C遺跡－平成8年度発掘調査報告書－1996』南茅部町教育委員会 1998
- ・『大船C遺跡－平成9年度詳細分布調査－』南茅部町教育委員会 1998
- ・『大船C遺跡－平成10年度詳細分布調査－』南茅部町教育委員会 1999
- ・『大船C遺跡－平成11年度発掘調査報告書－』南茅部町教育委員会 2000
- ・文化庁文化財部監修「史跡の指定 大船遺跡」『月刊文化財』454号 第一法規出版 2001
- ・『大船C遺跡 ハマナス野遺跡 vol. XVII－国庫補助事業による町内遺跡発掘調査事業報告書－』南茅部町教育委員会 2002
- ・『史跡大船遺跡－平成17年度国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書－』函館市教育委員会 2006
- ・『史跡大船遺跡－平成18年度国庫補助事業による史跡整備事業報告書－』函館市教育委員会 2007
- ・『大船C遺跡調査検討委員会中間報告書』南茅部町教育委員会 2000
- ・『大船遺跡調査検討委員会報告書』南茅部町教育委員会 2002
- ・『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想 未来をひらく縄文文化交流の道』函館市教育委員会 2006
- ・『史跡大船遺跡復元整備基本計画』函館市教育委員会 2006
- ・『史跡大船遺跡保存整備事業報告書』函館市教育委員会 2010
- ・『北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書』北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議 2015
- ・『北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会実施報告書』北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会 2015
- ・『北海道・北東北の縄文遺跡群推薦書素案』縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 2015

関係図書

- ・阿部千春「北海道南茅部町大船C遺跡」『北海道考古学』第33輯 北海道考古学会 1997
- ・阿部千春「速報 北海道南茅部町大船C遺跡」『考古学ジャーナル』No. 426 ニュー・サイエンス社 1997
- ・『北の縄文－南茅部と道南の遺跡』北海道新聞社 1998
- ・阿部千春「大規模集落の出現～北海道南部の縄文集落～」『新・北海道の古代文化 I』北海道新聞社 2001
- ・坪井睦美「速報 大船遺跡出土の珪藻土」『考古学ジャーナル』No. 491 ニュー・サイエンス社 2002
- ・阿部千春「地域の特性を生かした埋蔵文化財保護行政(12)・北海道南茅部町」『考古学ジャーナル』No. 497 ニューサイエンス社 2003
- ・阿部千春「大船遺跡出土の大安在B式土器」『第2回東北・北海道の縄文時代中期後葉の諸問題』海峽土器編年研究会 2004
- ・『北の縄文世界 土偶からのメッセージ』北の縄文世界展実行委員会ほか 2010
- ・小林達雄『世界遺産縄文遺跡 北の代表的な19遺跡が語る縄文文化の魅力』同成社 2010
- ・阿部千春「大船遺跡の大規模堅穴住居群－その保存・整備の軌跡－」『遺跡学研究』第7号 日本遺跡学会 2010
- ・阿部千春「大船遺跡」『遺跡学研究』第11号 日本遺跡学会 2014

史跡大船遺跡保存管理計画（平成 27 年度改訂版）

発行日 平成 28 年 3 月 16 日

発行 函館市教育委員会

〒040-8666 北海道函館市東雲町 4 番 13 号
